大　学　院　要　覧

平成３０年度

東京家政学院大学大学院

人間生活学研究科

目　　次

目次 1
平成 30 年度　学年暦 5
本学大学院の使命・校章・校歌 9
沿革 13
大学院設置の概要 19
学則等 21
　東京家政学院大学大学院学則 23
　東京家政学院大学大学院研究科履修規程 29
　別表　生活文化専攻の履修コース 31
　東京家政学院大学学則 32
　東京家政学院大学学位規程 42
授業計画 45
大学院履修案内等 83
　大学院履修案内 85
　交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い 87
　大学から学生へのスピーディな情報伝達サービス 87
　修士論文又は修士作品の提出に関する手続き等 88
　修士論文又は修士作品の審査及び最終試験 88
　平成 30 年度修士論文又は修士作品の提出に関する日程 89
　修士論文又は修士作品の形式等について 90
　専修免許状について 91
　各種証明書の交付手続き等について 93
　大学院生共同研究室の利用について 94
学内諸規程 95
　東京家政学院大学大学院研究生規程 97
　東京家政学院大学科目等履修生規程 98
　東京家政学院大学研究生規程 100
　東京家政学院大学学生交流規程 102
　東京家政学院大学学生懲戒手続規程 103
　東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程 104
　東京家政学院大学大学院長期履修学生規程 105
　東京家政学院大学大学院修了延期運用規程 107
大学院教員名簿 109
キャンパス案内 113

平成３０年度　学年暦（大学院）

平成30年度　学 年 暦

前　期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行　事
30年 4月	1	2	3	4	5	6	7	1	1日　学年開始 3日　入学式 4日・5日オリエンテーション 6日・7日 オリエンテーションミーティング 9日　前期授業開始 28日月曜日の振替授業日
	8	9	10	11	12	13	14	2	
	15	16	17	18	19	20	21	3	
	22	23	24	25	26	27	28	4	
	29	30						5	
5月			1	2	3	4	5	5	21日　創立記念日(授業日)
	6	7	8	9	10	11	12	6	
	13	14	15	16	17	18	19	7	
	20	21	22	23	24	25	26	8	
	27	28	29	30	31			9	
6月						1	2	9	17日千代田KVA祭 (ローズ祭)
	3	4	5	6	7	8	9	10	
	10	11	12	13	14	15	16	11	
	17	18	19	20	21	22	23	12	
	24	25	26	27	28	29	30	13	
7月	1	2	3	4	5	6	7	14	17・18日　補講日 27日　前期授業終了 30日～8月3日 前期定期試験
	8	9	10	11	12	13	14	15	
	15	16	17	18	19	20	21	16	
	22	23	24	25	26	27	28	17	
	29	30	31					18	
8月				1	2	3	4	18	4日～9月20日　夏季休業
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			
9月							1		13日　学内入構禁止 (町田キャンパス) 19日・20日 後期オリエンテーション
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20				

後　期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行　事
9月						21	22	1	21日　後期開始 22日　月曜日の振替授業日
	23	24	25	26	27	28	29	2	
	30							3	
10月		1	2	3	4	5	6	3	
	7	8	9	10	11	12	13	4	
	14	15	16	17	18	19	20	5	
	21	22	23	24	25	26	27	6	
	28	29	30	31				7	
11月					1	2	3	7	3日　学内入構禁止 10日 学内入構禁止 (町田キャンパス) 15日～18日　大学祭(KVA祭) (通常授業休業)
	4	5	6	7	8	9	10	8	
	11	12	13	14	15	16	17	9	
	18	19	20	21	22	23	24	10	
	25	26	27	28	29	30		11	
12月							1	11	1日　学内入構禁止
	2	3	4	5	6	7	8	12	
	9	10	11	12	13	14	15	13	15日　学内入構禁止
	16	17	18	19	20	21	22	14	22日　月曜日の振替授業日
	23	24	25	26	27	28	29	15	25日　補講日 26日～1月5日　冬季休業
	30	31							
31年 1月			1	2	3	4	5		
	6	7	8	9	10	11	12	16	15日・16日　補講日
	13	14	15	16	17	18	19	17	19日・20日　学内入構禁止 (町田キャンパス) 25日　後期授業終了 26日・27日　学内入構禁止 28日～2月2日 後期定期試験
	20	21	22	23	24	25	26	18	
	27	28	29	30	31			19	
2月						1	2	19	
	3	4	5	6	7	8	9		6日　学内入構禁止
	10	11	12	13	14	15	16		15日　学内入構禁止 (町田キャンパス)
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28				
3月						1	2		
	3	4	5	6	7	8	9		7日　学内入構禁止
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		19日大学卒業式・ 大学院修了式 25日～31日　春季休業
	24	25	26	27	28	29	30		
	31								

- 国民の祝日及び休日は、通常授業は行いません。
- ■は、定期試験期間をあらわす。
- ■は、授業休業期間をあらわす。
- □は、補講日をあらわす。
- ⬚は、月曜日の振替授業日をあらわす。
- 土曜日は補講並びに行事等を行う。

本学大学院の使命・校章・校歌

本学大学院の使命

東京家政学院大学大学院は、本学学部における教育研究の伝統を基礎に、各専門分野の学際的な交流を通じて、人間生活に関する学術の理論と総合的な視座の確立を図り、多様な社会的課題に対応しうる高度の創造的、指導的能力を持つ人材を育成することを使命とする。

校　　章

校章は、創立者故大江スミが選ばれたもので、その意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に次の三語の頭文字を組み合わせたものであります。

K・・・・・Knowledge

V・・・・・Virtue

A・・・・・Art

これは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したもので、これを体得させて、良き社会人・家庭人を育成することが本学の建学精神であることを示しています。

なお、VがK・Aを囲んでいますが、これは徳性の涵養が根本をなすことを意味しています。

校　　歌

一、我等のときこそ
　近くきぬれ
心と業とを
　いざやみがかん
いざや磨かん
　いざ〳〵磨かん

二、新たに開けし
　道はおおし
正しく選びて
　いざやすすまん
いざや進まん
　いざ〳〵進まん

三、教は日毎に
　うまず受けぬ
御国と家とに
　いざやつくさん
いざや尽くさん
　いざ〳〵尽くさん

沿　　革

沿　　革

本学院は、大正 12 年２月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に創まる。

大正14年２月　麹町区３丁目に校舎を新築して、東京府より東京家政学院の設立認可を受け、大江スミ学院長に就任。
５月　創立記念祝賀会を催し、この日 21 日を創立記念日とする。
大正15年４月　鉄筋コンクリート４階建の校舎を同所に新築し、組織を財団法人に改め、大江スミ理事長に就任。
昭和２年７月　文部省より東京家政専門学校の設置認可を受け、大江スミ校長に就任。
昭和11年１月　麹町区三番町の現位置に鉄骨コンクリート６階建（２号館）の校舎を新築移転。
昭和13年４月　世田谷区船橋町の本校農場所在地に寄宿舎（千歳寮）を新築。
昭和14年３月　東京家政学院高等女学校（後に新制中学校、新制高等学校となる）を併設し、大江スミ校長を兼任。
昭和20年３月　全校舎戦災に罹り、千歳寮を臨時校舎とする。
昭和23年１月　創立者大江スミ逝去。
戸田貞三校長に就任。
２月　世田谷区船橋町千歳寮の臨時校舎から現位置に復帰。
８月　田代穣理事長に就任。
昭和25年３月　校長戸田貞三退職。
学制改革により東京家政学院短期大学の設置認可を受け、４月１日開学。
財団法人理事大江博学長事務取扱となる。
昭和26年３月　武部欽一学長に就任。
財団法人東京家政学院の組織を改め、学校法人東京家政学院と改称、田代穣理事長に就任。
12月　田代穣に代わり武部欽一理事長に就任。
昭和28年10月　創立 30 周年記念式典を挙行。
12月　武部欽一に代わり広瀬久忠理事長に就任。
昭和29年４月　短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
９月　広瀬久忠に代わり児玉政介理事長に就任。
昭和30年４月　学長武部欽一退職し、藤本萬治学長に就任。
昭和31年４月　短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
昭和32年４月　短期大学に栄養士養成施設の指定を受ける。
５月　創立者大江スミの 10 年祭を挙行。
昭和33年５月　同窓会が大江スミの胸像を建設。
10月　創立 35 周年記念式典を挙行。
昭和35年１月　児玉政介に代わり柴沼直理事長に就任。
昭和37年４月　大学附属図書館及び木造２階建教室を移転し、長野県蓼科高原に「山の家」を建設８月開所。
昭和38年１月　東京家政学院大学家政学部家政学科の設置認可を受け同年４月より開学。
東京家政学院（各種学校）を３月 31 日限り廃止。
２月　家政学部家政学科に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認可を受ける。
３月　学長藤本萬治退職。
４月　関口勲学長に就任。
10月　創立 40 周年記念式典を挙行。
昭和39年３月　家政学部家政学科に栄養士養成施設の指定を受ける。
世田谷区船橋町に鉄筋コンクリート４階建の学生寮（千歳寮）西寮を新築。
12月　鉄筋コンクリート３階建のＫＶＡ会館及び鉄筋コンクリート地下１階地上５階の校舎（６号館）を新築。
昭和40年３月　千歳寮に鉄筋コンクリート３階建の学生寮（東寮）を増築。
昭和42年10月　鉄筋コンクリート造地下１階地上３階建の体育館を新築。
12月　家政学部家政学科に、家政学専攻と管理栄養士専攻を置き、昭和 39 年３月に指定された栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設として指定替えされ昭和 41 年度入学者から適用。
昭和46年３月　家政学部家政学科管理栄養士専攻に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の指定を受ける。
昭和48年３月　柴沼直理事長逝去。
４月　大学学則を改正し、学芸員の資格を得るための科目を加える。
５月　江戸英雄理事長に就任。
昭和50年４月　１号館（地下１階、地上８階）竣工。
11月　創立 50 周年記念式典を挙行。
昭和51年３月　学長関口勲退職。
４月　理事長江戸英雄後任学長が選任されるまで兼務。
有光次郎学長に就任。
家政学部家政学科家政学専攻に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認定を受ける。
昭和52年４月　大学に保健管理センター設置。
昭和55年４月　新校舎開発準備室を置き、新校舎の開発に関する準備を開始。
昭和58年12月　大学家政学部住居学科の設置認可を受ける。
短期大学英語科（位置　東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。

大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可を受ける。
昭和59年２月　短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
３月　学長有光次郎退職。
世田谷区船橋の学生寮（千歳寮）を廃止。
４月　大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地に変更。
小林行雄学長に就任。
５月　創立 60 周年記念式典を挙行。
昭和60年12月　家政学部家政学科・短期大学英語科に限って（平成 12 年３月 31 日）入学定員増募の認可を受ける。
昭和62年４月　短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
12月　大学人文学部（位置　東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
昭和63年３月　学長小林行雄退職。
４月　大学人文学部日本文化学科及び工芸文化学科を開学。
大学人文学部日本文化学科に中学校、 高等学校国語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
芳賀登学長代行に就任。
昭和64年１月　鵜澤昌和学長に就任。
平成元年12月　東京家政学院筑波短期大学（位置　茨城県つくば市吾妻３－１）の設置認可を受ける。
同学長に柴沼晉就任。
平成２年４月　東京家政学院筑波短期大学（国際教養科・情報処理科）を開学。
平成３年３月　東京家政学院生活文化博物館　博物館に相当する施設の指定（東京都）を受ける。
12月　東京家政学院筑波短期大学国際教養科の臨時定員増の認可を受ける。
平成４年12月　東京家政学院短期大学生活科学科に生活科学専攻及び食物栄養専攻の設置が認められる。
学長鵜澤昌和退職。
平成５年１月　河野重男学長に就任。
４月　東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更。
５月　江戸英雄に代わり阿部充夫理事長に就任。
10 月　三番町キャンパス体育館（地下２階、地上３階）落成記念式典を挙行。
平成７年３月　東京家政学院大学大学院（修士課程）の設置認可を受ける。
４月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科（修士課程）を開学。
12月　東京家政学院筑波女子大学（位置　茨城県つくば市吾妻 3 - 1)の設置認可を受ける。
同大学学長に柴沼晉就任。
平成８年１月　東京家政学院筑波短期大学国際教養科学生募集停止。
３月　東京家政学院筑波女子大学学長柴沼晉退職。
４月　東京家政学院筑波女子大学（国際学部）を開学。
同大学学長に渡邊浩就任。
東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更。
平成９年１月　河野重男学長に再任。
６月　理事長阿部充夫退職。
７月　河野重男理事長就任。
平成10年６月　東京家政学院筑波女子大学短期大学部国際教養科廃止。
12月　東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科の設置認可を受ける。
平成11年１月　東京家政学院短期大学英語科学生募集停止。
３月　東京家政学院大学人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に介護福祉士養成施設の指定認可を受ける。
４月　東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科を開学。
平成12年３月　東京家政学院筑波女子大学学長渡邊浩退職
４月　同学長に草薙裕就任
12月　東京家政学院大学人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻に高等学校教諭一種「福祉」並びに人文学部文化情報学科文化情報専攻に高等学校教諭一種「情報」の教育職員養成課程の認定を受ける。
理事長河野重男退職。
学長河野重男退職。
平成13年１月　芳賀登理事長に就任。
田辺員人学長に就任。
３月　東京家政学院短期大学別科生活科学専修廃止。
５月　東京家政学院短期大学英語科廃止。
平成14年３月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に中学校教諭専修「家庭」及び高等学校教諭専修「家庭」の教育職員養成課程の認定を受ける。
平成15年６月　創立 80 周年記念式典を挙行。
平成16年３月　東京家政学院筑波女子大学学長草薙裕退職
４月　東京家政学院短期大学生活科学科食品バイオ専攻を開学。
東京家政学院大学収容定員関係学則変更届出（含、平成 17 年度から文化情報学科の専攻制廃止）が受理される。
東京家政学院筑波女子大学・同短期大学部学長に門脇厚司就任。
７月　東京家政学院大学家政学部児童学科設置届出の受理通知を受ける。
10月　東京家政学院筑波女子大学国際学部・同短期大学部情報処理科学生募集停止。
12月　学長田辺員人退職。

平成17年１月　伊東蘆一学長代行に就任。
３月　東京家政学院大学家政学部児童学科に指定保育士養成施設の指定認可を受ける。
東京家政学院大学家政学部児童学科及び住居学科に中学校、高等学校教諭一種「家庭」並びに家政学部家政学科管理栄養士専攻に栄養教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
東京家政学院短期大学生活科学科食物栄養専攻及び食品バイオ専攻に中学校教諭二種「家庭」並びに同食物栄養専攻に栄養教諭二種の教育職員養成課程の認定を受ける。
４月　東京家政学院大学家政学部児童学科を開学。
利谷信義学長に就任。
東京家政学院筑波女子大学を筑波学院大学に名称変更し、情報コミュニケーション学部を開学。(男女共学)
同学長に門脇厚司就任。
平成18年３月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に栄養教諭専修免許の教育職員養成課程の認定を受ける。
12月　理事長芳賀登退職。
平成19年１月　利谷信義理事長代行に就任。
利谷信義理事長に就任。
２月　東京家政学院筑波女子大学短期大学部情報処理科廃止。
３月　東京家政学院大学家政学部児童学科に幼稚園教諭一種並びに小学校教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
４月　東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化とする。
平成20年３月　筑波学院大学学長門脇厚司退職。
４月　同学長に三石善吉就任。
５月　利谷信義に代わり山口孝理事長に就任。
東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科設置届出（含、平成 21 年度から家政学科家政学専攻及び管理栄養士専攻の学生募集停止）が受理される。
東京家政学院大学収容定員変更関係学則変更届出が受理される。
東京家政学院大学学則の変更届出（平成 21 年度入学生から人間福祉学科の専攻制廃止）が受理される。
７月　東京家政学院短期大学生活科学科学生募集停止。
平成21年３月　学長利谷信義退職。
４月　東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科を開学。
天野正子学長に就任。
５月　東京家政学院大学現代生活学部設置届出（含、平成 22 年度から家政学部及び人文学部の学生募集停止）が受理される。
筑波学院大学経営情報学部設置届出（含、平成 22 年度から情報コミュニケーション学部の学生募集停止）が受理される。
平成22年１月　東京家政学院大学現代生活学部児童学科に幼稚園、小学校一種、現代家政学科及び生活デザイン学科に中学校、高等学校一種「家庭」、人間福祉学科に「福祉」、健康栄養学科に栄養教諭一種の教員職員養成課程の認定を受ける。
４月　東京家政学院大学現代生活学部を開学。
筑波学院大学経営情報学部を開学。
平成23年１月　東京家政学院短期大学生活科学科廃止。
３月　千代田三番町キャンパス 1 号館耐震補強及び改修工事完了
４月　大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地に変更し、2 キャンパス体制となる。
東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科及び健康栄養学科の 2 学科が千代田三番町キャンパスへ移転。
平成24年３月　筑波学院大学学長三石善吉退職。
４月　同学長に大島愼子就任。
平成25年５月　東京家政学院大学人文学部廃止。
６月　創立 90 周年記念式典を挙行。
平成26年５月　東京家政学院大学家政学部家政学科及び健康栄養学科廃止。
６月　山口孝に代わり沖吉和祐理事長に就任。
10月　東京家政学院大学家政学部児童学科廃止。
11月　筑波学院大学情報コミュニケーション学部廃止。
平成27年３月　東京家政学院大学家政学部廃止。
学長天野正子退職。
４月　廣江彰学長に就任。
平成28年４月　筑波学院大学経営情報学部経営情報学科をビジネスデザイン学科に名称変更。
平成29年４月　東京家政学院大学人間栄養学部設置届出及び現代生活学部食物学科設置届出（含、平成 30 年度から現代生活学部健康栄養学科及び人間福祉学科の学生募集停止）が受理される。
平成30年３月　東京家政学院大学現代生活学部食物学科に栄養士養成施設の指定認可を受ける。
４月　東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科及び現代生活学部食物学科を開学。

大学院設置の概要

東京家政学院大学大学院の概要

1. 大学院設置の経緯

「東京家政学院」の歴史は、大江スミが大正 12 年（1923）に「家政研究所」を創設したことに始まる。「東京家政学院大学」は、昭和 38 年（1963）に「家政学部」のみの単科大学として新設され、単一の「家政学科」が置かれた。しかし、その後の経済社会の変動、生活様式の多様化及び女性の社会進出などの情勢に対応して、教育研究組織の整備と専門分化にともなう増設を行ってきた。

昭和 42 年（1967）に家政学科を「家政学専攻」と「管理栄養士専攻」に分け、昭和 59 年（1984）には「住居学科」を新設した。さらに、昭和 63 年（1988）に「人文学部」を新設し、「日本文化学科」及び「工芸文化学科」を設置した。

この２学部を母胎として、平成７年（1995）に「大学院人間生活学研究科生活文化専攻」を設置した。家政・人文の２学部４学科の領域を生活文化の視点から学際的な教育研究を行うことを目指したユニークな「総合大学院」としてスタートした。

その後、平成 11 年（1999）、人文学部に「人間福祉学科」及び「文化情報学科」を設置し、平成 17 年（2005）には家政学部に「児童学科」を設置した。平成 20 年（2008）家政学科管理栄養士専攻を「健康栄養学科」として独立させて２学部８学科体制となり、教育研究の幅を広げてきた。

社会の変化に対応すべく、平成 22 年（2010）、家政・人文の２学部を発展的に統合改組し、「現代生活学部」に「現代家政学科」「健康栄養学科」「生活デザイン学科」「児童学科」「人間福祉学科」を置いた。

このような変化に対応すべく大学院も平成 27 年（2015）に、新講座及びカリキュラムの大幅な改定を実施した。

本大学院は、現代生活学部の各学科（専門分野）に立脚した専門性の高い大学院であり、５つの「大講座」から構成されている。それぞれの「大講座」は、学部段階の教育研究を発展的に継承するもので、全講座を合わせて 40 名以上の高い専門性を備えた教員が指導する。さまざまな学術分野の刺激を受けながら、現代生活に関するテーマを多面的にアプローチできる環境が整えられている。

2. 構成と内容

大学院人間生活学研究科（修士課程）には単一の「生活文化専攻」を置き、次の５つのコースによって構成する。

・現代家政学コース
・健康栄養学コース
・生活デザイン学コース
・児童学コース
・社会福祉学コース

3. 入学及び学修の条件

入学定員は 10 名、就業年限は 2 年とする。修了要件は、30 単位以上を修得し、修士研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。学生の授業科目履修については、5 種の「履修コース」を設定する。各履修コースは、それぞれ専門的な研究課題に関連する科目を主体として構成されている。

修士課程を修了した者には、「修士（人間生活学）」の学位を授与する。

学　　則　　等

東京家政学院大学大学院学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

２　本学人間生活学研究科は、ＫＶＡ精神に基づき、人間生活に関わる総合的かつ専門的知識及び技術を研究教育し、現代社会が直面する個人、家族及び地域をめぐる諸問題はもとより、地球規模の諸課題に対しても実践的に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

（研究科及び研究科長）

第２条　大学院に、次の研究科を置く。

人間生活学研究科

２　研究科に研究科長を置き、大学院担当教授のうちから学長が選考する。

３　研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

４　研究科長の任期は２年とし、再任を妨げない。

（課程）

第３条　人間生活学研究科に、修士課程を置く。

２　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

（専攻及び収容定員等）

第４条　大学院研究科の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研　究　科	課　程	専　攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	１０名	２０名

（標準修業年限及び在学期間）

第５条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　前項の規定にかかわらず、主として実務経験を有すると認めるものに対しては、標準修業年限を１年以上２年未満の在学期間とすることができる。

３　修士課程には、休学期間を除き４年を超えて在学することはできない。

（長期履修）

第５条の２　学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて長期にわたり計画的に教育課程を履修することを希望するときは、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関する必要事項は、別に定める。

３　長期履修学生の在学期間は、別に定める。

（科目等履修生の在学期間）

第６条　第 20 条に規定する科目等履修生の在学期間については、研究科会議の議を経て、学長が別に定める。

第２章　教育課程、授業科目、単位及び履修方法

（教育課程）

第６条の２　大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

（教育方法）

第７条　大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（授業科目）

第８条　大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表第１のとおりとする。

（単位の計算基準）

第９条　履修単位数は、次の計算基準によって行う。

(1) 講義は、毎週１時間 15 週をもって１単位とする。

(2) 演習は、毎週２時間 15 週をもって１単位とする。

（履修方法）

第 10 条　研究科の定めるところにより、30 単位以上を修得するものとする。

２　履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当教員の指導を受けなければならない。

３　学生は、各学年初めに履修する科目を選定し、研究科長に届け出るものとする。

（他大学における授業科目の履修等）

第 11 条　大学院は、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)とあらかじめ協議の上、学生に当該他大学の大学院授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

第 3 章　課程修了及び学位

（修了要件）

第12条　修士課程の修了要件は、大学院に２年以上在学し所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（修了の延期）

第 12 条の２　前条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は修了の認定を延期することができる。

２　前項の修了延期に関する事項は、別に定める。

（学位）

第 13 条　修士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研　究　科	専　攻	課　程	学　位
人間生活学研究科	生活文化専攻	修士課程	修 士 （ 人 間 生 活 学）

２　学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 4 章　入学、休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍

（入学）

第 14 条　入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

（入学資格）

第 15 条　大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に定められた大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了生が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 修業年限が４年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 時間以上である専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院が指定する科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

（入学の出願、入学者の選考、入学手続き、入学の許可）

第 16 条　大学院への入学の出願、入学者の選考、入学手続、入学の許可については、東京家政学院大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

（再入学･転入学）

第 17 条　大学院に再入学又は転入学を志願する者については、研究科会議の議を経て、選考の上許可することができる。

(1) 大学院を中途退学した者又は除籍（授業料及び施設設備資金を滞納し、督促を受けても納付しない者に限る。）された者が、再入学を願い出たとき

(2) 他の大学院に在学する者が、大学院に転入学を願い出たとき

２　前項第２号の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

３　第１項により入学を許可された者の修学年限等に関する事項は、別に定める。

（休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍）

第 18 条　大学院の休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍については、大学学則の規定を準用する。

第 5 章　賞　罰

（賞罰）

第 19 条　学生の賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第 6 章　科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生

（科目等履修生）

第 20 条　大学院所定の授業科目のうち１科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、選考の上研究科会議の議を経て、科目履修を認めることができる。

２　科目等履修生に対する単位の授与については、大学学則の規定を準用する。

３　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書その他必要書類を検定料と共に指定の期日までに提出しなければならない。

（外国人留学生）

第 21 条　外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上研究科会議の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第 22 条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院で、大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

（科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生に関する規定）

第 23 条　科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生に関しては、別に定めるもののほか、大学学則の規定を準用する。

第 7 章　入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金

（学納金）

第 24 条　大学院の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、別表第２のとおりとする。

２　家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

３　私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

第 8 章　教員組織

（教員）

第 25 条　大学院の教員は、東京家政学院大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第 9 章　大学院の運営

（研究科会議）

第 26 条　大学院の研究科に研究科会議を置く。

２　研究科会議に関する必要な事項は、別に定める。

（事務）

第 27 条　大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれに当たる。

第 10 章　雑　則

（学則の準用）

第 28 条　この学則に定めるもののほか、大学院学生に関する必要な事項は、大学学則の規定を準用する。

２　大学学則を、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科会議」と読み替えるものとする。

附　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成９年４月１日から施行する。

２　第 24 条に規定する施設設備資金は、平成９年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 12 年４月１日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第８条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成 13 年４月１日から施行する。

２　第 24 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書の規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年４月 12 日から施行し、平成 13 年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年７月５日から施行する。

附　則

この学則は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第８条に規定する別表第１に関しては、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成24年9月25日から施行する。

2　第24条に規定する別表第2に関しては、平成25年度から入学する者に適用する。

附　則

1　この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2　第24条に規定する別表第2に関しては、平成27年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 29 年 4月 1日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第８条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2　第24条第3項の規定は、平成30年度から入学する者に適用する。

3　第8条に規定する別表第1に関しては、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表　第１　（第８条関係）

授　業　科　目	単 位 数	摘　　要
〔　生活文化専攻　〕		**１．修了要件**
人間形成特論（教育学）	2	(1) 学則第１０条に基づき、研究科の定めたコースに
人間形成特論演習	1	準拠して、３０単位以上を修得すること。
生活経営学特論	2	(2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。
生活経営学特論演習	1	
生活経済学特論	2	**２．履修コース**
生活経済学特論演習	1	①現代家政学
地域社会特論	2	②健康栄養学
衣生活学特論	2	③生活デザイン学
服飾文化特論	2	④児童学
食文化特論	2	⑤社会福祉学
食物学特論	2	
環境文化特論	2	**３．各履修コースの履修要件**
生活文化史特論Ⅰ	2	(1) 必修　　８単位
生活文化史特論Ⅱ	2	「人間生活学特別研究演習１～４」８単位を修得すること。
言語文化特論	2	(2) 選択　２２単位以上
現代家政学特論演習Ａ	1	所属コースから必ず１２単位以上修得すること。
現代家政学特論演習Ｂ	1	
現代家政学特論演習Ｃ	1	
現代家政学特論演習Ｄ	1	
調理学特論	2	
スポーツ栄養管理学特論	2	
応用食品学特論	2	
食品機能学特論	2	
食品微生物学特論	2	
臨床栄養学特論	2	
臨床栄養学特論演習	1	

授　業　科　目	単 位 数	摘　　要
公衆栄養学特論	2	
栄養教育特論	2	
栄養教育特論演習	1	
地域栄養教育特論	2	
生化学特論	2	
小児臨床栄養学特論	2	
病態生理学特論	2	
予防心臓病学特論	2	
ヘルスプロモーション特論	2	
国際保健学特論	2	
小児保健学特論	2	
運動栄養学特論	2	
栄養管理学特論	2	
食品・栄養英語文献抄読演習	1	
食生活学特論	2	
食品機能学特論	2	
食品科学特論	2	
衣設計学特論	2	
衣環境学特論	2	
住環境計画特論	2	
建築構法特論	2	
住環境設計特論	2	
情報メディアデザイン特論	2	
人間形成特論（教育史）	2	
近世女性史特論	2	
生活デザイン特論演習 1	2	
生活デザイン特論演習 2	2	
生活デザイン特論演習 3	2	
生活デザイン特論演習 4	2	
発達心理学特論Ａ	2	
発達心理学特論Ｂ	2	
臨床心理学特論Ａ	2	
臨床心理学特論Ｂ	2	
人間発達特論ⅠＡ	2	
人間発達特論ⅠＢ	2	
人間発達特論ⅡＡ	2	
人間発達特論ⅡＢ	2	
人間発達特論ⅢＡ	2	
人間発達特論ⅢＢ	2	
人間発達特論ⅣＡ	2	
人間発達特論ⅣＢ	2	
児童学特論Ａ（教育原理）	2	
児童学特論Ｂ（道徳教育）	2	
児童学特論Ｃ（保育の原理と方法）	2	
児童学特論Ｄ（運動と健康）	2	
児童学特論Ｅ（数学教育）	2	
児童学特論Ｆ（音楽教育）	2	
児童学特論Ｇ（英語教育）	2	
児童学特論Ｈ（国際理解）	2	
社会保障特論	2	
高齢者福祉特論	2	
介護福祉特論	2	
地域福祉特論	2	
スポーツセラピー特論	2	
福祉と数理特論	2	
福祉マネジメント特論	2	
人間生活学特別研究演習 1	2	
人間生活学特別研究演習 2	2	
人間生活学特別研究演習 3	2	
人間生活学特別研究演習 4	2	

別表　第２　（第 24 条関係）

入 学 検 定 料	３万円
入　　学　　金	３０万円
授 業 料(年額)	６０万円
施設設備資金(年額)	１０万円

備 考　学校法人東京家政学院が設置する大学の卒業生については、入学金を免除する。

東京家政学院大学大学院研究科履修規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学大学院の研究科における履修については、東京家政学院大学大学院学則に定めるもののほか、この規程によるものとする。

（研究計画書の提出）

第２条　学生は、修士課程在学中における研究主題を定め、「研究計画書」を入学時の所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

（指導教員）

第３条　授業科目の授業及び修士論文又は作品の作成等の指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生１名につき３名以内の指導教員を定める。

2　指導教員のうち 1 名を主指導教員とし、主指導教員は学生の研究主題に該当する履修コースの教授又は准教授とする。

3　研究指導において必要があると認めた場合は、指導教員を変更することができる。

（研究指導）

第４条　研究指導の内容は、学生１名ごとに定めるものとする。

（授業科目等）

第５条　授業科目、単位数及び履修方法は、別表「生活文化専攻の履修コース」のとおりとする。

2　主たる指導教員の指導のもとに、別表中の履修コース（中心とする研究主題）のうちから 1 又は 2 種類を選択し履修科目を定めるものとする。

（履修手続）

第 6 条　学生は、主指導教員の指導により、履修計画（当該年度において履修しようとする授業科目）を定め、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2　履修しようとする授業科目を変更する場合は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに履修計画の変更を研究科長に届け出なければならない。

（単位の授与）

第７条　授業科目を履修したものについては、試験（論文、報告等を含む。以下同じ）により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2　試験は、原則として学期末に行うこととする。

（成績の評価）

第８条　成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2　成績の評価は、優（80 点以上）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）、不可（60 点未満）とし、優、良、可を合格とする。

附　則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条に規定する別表に関しては、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則

この東京家政学院大学大学院研究科履修規則は、東京家政学院大学大学院研究科履修規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

研究指導に関する申し合わせ

1　研究計画書の提出
　学生は、各自専攻分野に関する研究主題を定め、これについての「研究計画書」を作成し、別に定める期日までに学務グループへ提出する。

2　研究指導担当教員　（以下「指導教員」という。）　は、学生からの提出の「研究計画書」に基づき、年度始めにコース会議又は関連コースとの合同会議の議を経て研究科会議において決定し、学生に通知する。指導教員を変更する場合も同様とする。

平成　　年度　大学院人間生活学研究科

研　究　計　画　書

提出日　平成　　年　　月　　日

学籍番号								氏名	
研究主題									

研究内容の概要

別表　生活文化専攻の履修コース

コース	授業科目	教員免許状		受験資格		単位
		家庭専修コース	栄養専修コース	児童学コース	心理発達コース	
現代家政学	人間形成特論（教育学）	△	□			2
	人間形成特論演習	△	□			1
	生活経営学特論	△				2
	生活経営学特論演習	△				1
	生活経済学特論	△				2
	生活経済学特論演習	△				1
	地域社会特論	△				2
	衣生活学特論	△				2
	服飾文化特論	△				2
	食文化特論	△				2
	食物学特論	△				2
	環境文化特論	△				2
	生活文化史特論Ⅰ（日本史）	△				2
	生活文化史特論Ⅱ	△				2
	言語文化特論					2
	現代家政特論演習Ａ					1
	現代家政特論演習Ｂ					1
	現代家政特論演習Ｃ					1
	現代家政特論演習Ｄ					1
健康栄養学	生化学特論		□			2
	病態生理学特論		□			2
	予防心臓病学特論		□			2
	小児保健学特論		□			2
	臨床栄養学特論		□			2
	臨床栄養学特論演習		□			1
	小児臨床栄養学特論		□			2
	ヘルスプロモーション特論		□			2
	国際保健学特論		□			2
	栄養教育特論		□			2
	栄養教育特論演習		□			1
	地域栄養教育特論		□			2
	公衆栄養学特論		□			2
	運動栄養学特論		□			2
	スポーツ栄養管理学特論		□			2
	食品機能学特論		□			2
	応用食品学特論		□			2
	食品微生物学特論		□			2
	調理学特論		□			2
	栄養管理学特論		□			2
	食品・栄養英語文献抄読演習		□			1

コース	授業科目	教員免許状		受験資格		単位
		家庭専修コース	栄養専修コース	児童学コース	心理発達コース	
生活デザイン学	食生活学特論					2
	食品機能学特論	△				2
	食品科学特論	△				2
	衣設計学特論	△				2
	衣環境学特論	△				2
	住環境計画特論	△				2
	建築構法特論					2
	住環境設計特論	△				2
	情報メディアデザイン特論					2
	人間形成特論（教育史）	△				2
	近世女性史特論					2
	生活デザイン特論演習　1					2
	生活デザイン特論演習　2					2
	生活デザイン特論演習　3					2
	生活デザイン特論演習　4					2
児童学	発達心理学特論A					2
	発達心理学特論B					2
	臨床心理学特論A					2
	臨床心理学特論B					2
	人間発達特論ⅠA					2
	人間発達特論ⅠB					2
	人間発達特論ⅡA					2
	人間発達特論ⅡB					2
	人間発達特論ⅢA					2
	人間発達特論ⅢB					2
	人間発達特論ⅣA					2
	人間発達特論ⅣB					2
	児童学特論Ａ（教育原理）					2
	児童学特論Ｂ（道徳教育）					2
	児童学特論Ｃ（保育の原理と方法）					2
	児童学特論Ｄ（運動と健康）					2
	児童学特論Ｅ（数学教育）					2
	児童学特論Ｆ（音楽教育）					2
	児童学特論Ｇ（英語教育）					2
	児童学特論Ｈ（国際理解）					2
社会福祉学	社会保障特論					2
	高齢者福祉特論					2
	介護福祉特論					2
	地域福祉特論					2
	スポーツセラピー特論					2
	福祉と数理特論					2
	福祉マネジメント特論					2
全コース共通	人間生活学特別研究演習１	●	●	●	●	2
	人間生活学特別研究演習２	●	●	●	●	2
	人間生活学特別研究演習３	●	●	●	●	2
	人間生活学特別研究演習４	●	●	●	●	2

備　　考

１．修了要件

(1) 学則第１０条に基づき、研究科の定めたコースに準拠して、３０単位以上を 修得すること。

(2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。

２．履修コース

①現代家政学
②健康栄養学
③生活デザイン学
④児童学
⑤社会福祉学

３．各履修コースの履修要件

(1) 必修　８単位
「人間生活学特別研究演習１～４」
●印の８単位を修得すること。

(2) 選択　２２単位以上
所属コースから必ず１２単位以上修得すること。

４．専修免許状取得

(1) 中学校教諭専修免許状（家庭）、高等学校教諭専修免許状（家庭）を取得する場合は、教員免許状家庭専修コース欄の△印の科目より２４単位以上を修得すること。

(2) 栄養教諭専修免許状を修得する場合は、教員免許状栄養専修コース欄の□印の科目より２４単位以上を修得すること。

東京家政学院大学学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

２　本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第１のとおり定める。

（名称及び位置）

第１条の２　本学は、東京家政学院大学と称する。

２　本学の位置は、東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地とする。

（自己点検及び評価等）

第２条　本学は、教育研究水準の向上を図り、第１条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第２章　組　織

（学部、学科及び収容定員）

第３条　本学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

学　部	学　　科	入学定員	第３年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	130名	5名	530名
	生活デザイン学科	80名	10名	340名
	食物学科	70名	—	280名
	児童学科	90名	5名	370名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	—	560名
計		510名	20名	2,080名

（大学院）

第４条　本学に大学院を置く。

２　前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研　究　科	課　程	専　　攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名	20名

３　大学院に関する規則は、別に定める。

（附属図書館）

第５条　本学に附属図書館を置く。

２　附属図書館に関する事項は、別に定める。

（博物館）

第６条　本学に博物館を置く。

２　博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。

３　博物館に関する事項は、別に定める。

（情報処理センター）

第６条の２　本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

２　情報処理センターに関する事項は、別に定める。

（保健管理センター）

第７条　本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

２　保健管理センターに関する事項は、別に定める。

（学生支援センター）

第８条　本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

２　学生支援センターに関する事項は、別に定める。

（国際交流センター）

第８条の２　本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

２　国際交流センターに関する事項は、別に定める。

（地域連携・研究センター）

第８条の３　本学に東京家政学院大学地域連携・研究センター（以下「地域連携・研究センター」という。）を置く。

２　地域連携・研究センターに関する事項は、別に定める。

（アドミッションセンター）

第８条の４　本学に東京家政学院大学アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）を置く。
２　アドミッションセンターに関する事項は、別に定める。

第３章　職員組織

（教職員）
第９条　本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。
２　前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。
（学長）
第 10 条　学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
（副学長）
第 10 条の２　副学長は、学長を助け、命を受けて公務を掌る。
（学部長）
第 11 条　学部に学部長を置き、教授をもって充てる。
２　学部長は、学部に関する事項を掌理する。

第４章　教授会

（教授会）
第 12 条　本学学部に教授会を置く。
２　教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学部長が必要と認める場合には、その他の職員を出席させることができる。
３　教授会の運営に関する事項は、別に定める。
４　教授会は、学長が次の掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が別に定めるもの
５　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長が掌る教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。
(1) 学術研究及び教育計画に関する事項
(2) 学生の賞罰に関する事項
(3) 学生の厚生補導に関する事項
(4) その他教育研究に関する事項

第５章　学年、学期及び休業日

（学年）
第 13 条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
（学期）
第 14 条　学年を分けて次の２期とする。
前期　4 月 1 日から 9 月 20 日まで
後期　9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで
（休業日）
第 15 条　休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
(3) 創立記念日　5 月 21 日
(4) 夏季休業　8 月 1 日から 9 月 20 日まで
(5) 冬季休業　12 月 26 日から翌年 1 月 7 日まで
(6) 春季休業　3 月 25 日から 3 月 31 日まで
２　学長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第６章　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第 16 条　本学の修業年限は、４年とする。ただし、第 23 条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。
（在学年限）
第 17 条　学生は８年を超えて在学することはできない。ただし、第 22 条又は第 23 条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

第７章　入学、編入学、学士入学、再入学

（入学の時期）
第 18 条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。
（入学資格）
第 19 条　本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 修業年限が３年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 2,590 時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者
(6) 文部科学大臣の指定した者
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
（入学の出願）
第 20 条　本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。
（入学者の選考）
第 21 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
（編入学）
第 22 条　第３条に基づく第３年次編入学者の選考は、特別選抜により教授会が行う。
２　前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の意見を聞いて学長が決定する。
３　前２項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。
(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
(2) 大学に２年以上在学し、62 単位以上を修得した者
(3) 修業年限が２年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
(4) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者
(5) 学校教育法施行規則附則第７条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
（学士入学）
第22条の２　修業年限４年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第３年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の意見を聞いて学長が決定する。
（再入学）
第 23 条　本学を願い出により中途退学した者又は除籍（学則第 36 条第１号の場合に限る。）された者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聞いて学長が決定する。
２　再入学に関して必要な事項は、別に定める。
（入学手続及び入学許可）
第 24 条　前４条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の納入金を納付するとともに、本学所定の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 8 章　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成）
第 25 条　本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。
２　資格取得に関する事項は、別に定める。
３　教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程（以下「履修規程」という。）による。
（授業科目の区分）
第 26 条　授業科目は、専門科目、基礎科目及び資格科目に分ける。
２　授業科目及びその単位数その他必要な事項は、履修規程に定める。
（単位の修得）
第 27 条　学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規程に定める単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）
第 28 条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により定める。
(1) 講義については、授業時間 15 時間をもって１単位とする。
(2) 演習については、授業時間 30 時間をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間をもって１単位とする。
(3) 実験、実習及び実技については、授業時間 45 時間をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間をもって１単位とする。
２　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって１単位とする。
（各授業科目の授業期間）
第 29 条　各授業科目の授業は、原則として各学期 15 週にわたる期間を単位として行う。
（試験）
第 30 条　試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。
２　各授業科目とも学則に定める授業時間の３分の２に達しない者は、試験を受けることができない。
３　試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。
４　試験の成績評価及び表記については、別に定める。

第 9 章　休学、退学、転入学、留学及び除籍

（休学）
第 31 条　疾病その他の理由により引き続き２月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。
２　疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
（休学期間）
第 32 条　休学の期間は、引き続き１年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。
２　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。
３　休学の期間は、第 17 条に規定する在学年数に算入しない。
４　休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
（退学）
第 33 条　本学を退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
（転入学）
第 34 条　他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
（留学）
第 35 条　学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に留学することを認めることができる。
２　前項の規定により留学した期間は、第 16 条の修業年限に算入することができる。
（除籍）
第 36 条　次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。
(1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者
(2) 第 17 条に定める在学年限を超えた者
(3) 第 32 条第２項に定める休学期間を超えなお修学できない者
(4) 長期間にわたり行方不明の者

第 10 章　課程の修了、卒業及び学位

（単位の授与）
第 37 条　授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。
（他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与）
第 38 条　学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
３　前項の規定は第 35 条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。
（大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与）
第 39 条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
２　前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）
第 40 条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。
３　前２項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。
（課程の修了）
第 41 条　４年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て学部長が課程の修了を認定する。
（卒業の認定）
第 42 条　前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。
（早期卒業）
第 42 条の２　３年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第 16 条、第 41 条及び第 42 条の規定にかかわらず、教授会の審議を経て、学部長が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。
２　前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。
（卒業の延期）
第 42 条の３　第 42 条の特例として、第 41 条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。
２　前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。
（学位）
第 43 条　学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
	生活デザイン学科	学士（家政学）
	食物学科	学士（家政学）
	児童学科	学士（児童学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）

２　学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章　入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

（納入金の額）
第 44 条　本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第２のとおりとする。
２　家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。
３　私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。
４　学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。
５　学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。
６　児童養護施設等に在籍する者については、別に定めるところにより、入学金を免除し、授業料及び施設設備資金の半額を減免する。
（入学時納入金の納入期日）
第 45 条　入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。
（授業料の納入期日）
第 46 条　授業料、施設設備資金及び実習料（以下この章において「授業料等」という。）は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日とする。
　前期分　4 月 15 日
　後期分　9 月 21 日
（既納の納入金の返戻）
第 47 条　既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。
（授業料等未納者の受験）
第 48 条　授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。
（退学等の場合の授業料等）
第 49 条　学期の途中で退学、転学した者又は除籍（第 36 条第１号による場合を除く。）された者についても、その期の授業料等は、徴収する。
２　停学期間中の授業料等は、徴収する。

（休学期間中の授業料等）
第 50 条　休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備資金を免除し、別に定めるところにより休学在籍料を納めなければならない。

第 12 章　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）
第 51 条　学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関して必要な事項は、別に定める。
（科目等履修生）
第 52 条　学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第 53 条　他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第 54 条　学長は、在留資格「留学」を有する者もしくは入学時までに在留資格「留学」を取得見込みの者が本学に入学を志願する場合は、教授会において選考の上、入学を許可することがある。なお、入学後は、在留資格「留学」を有する者を「外国人留学生」とする。
２　前項の外国人留学生に対しては、第 26 条第２項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
３　前２項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。
（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用）
第 55 条　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

第 13 章　賞　罰

（表彰）
第 56 条　学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを表彰する。
（懲戒）
第 57 条　本学の諸規則に違反する等、学生の本分にもとる者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを懲戒する。
２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３　退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
(2) 正当の理由がなくて出席常でない者
(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章　公開講座及び各種講習会等

（公開講座）
第 58 条　本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。
（各種講習会等）
第 59 条　本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。
２　講習会等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
２　家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 15 年度までの入学定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	専　攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

３　家政学部家政学科家政学専攻の平成 12 年度から平成 18 年度までの収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	専　攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附　則

1　この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
2　第 44 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年 4 月 12 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する者及び平成 16 年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
3　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	専　　攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科		50名	100名	150名
	住居学科		385名	410名	430名
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
	文化情報学科		80名	160名	250名
計			2,657名	2,654名	2,625名

4　第 44 条の規定に基づく別表第 1 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 17 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の 2 の規定は、平成 18 年度から入学する者に適用する。

附　則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条の 4 の規定は、平成 21 年度から入学する者に適用する。

附　則

1　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、家政学部家政学科家政学専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第 3 年次編入学に係る学生募集は、平成 23 年度から停止する。

3　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	専　　攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名
	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
	文化情報学科		310名	280名	250名
計			2,585名	2,570名	2,555名

4　第 44 条の規定に基づく別表第２に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成 21 年度から入学する者に適用する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。

5　第 40 条の２の規定については、平成 21 年 3 月 31 日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附　則

この学則は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第３条に掲げる表の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2　改正後の学則第３条に掲げる表の第３年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第３年次編入学に係る学生募集は、平成 24 年度から停止する。

3　改正後の学則第３条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 24 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	専　　攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科		110名	120名	120名
	健康栄養学科		105名	105名	105名
	児童学科		180名	130名	80名
	住居学科		310名	200名	85名
人文学部	日本文化学科		220名	140名	55名
	工芸文化学科		180名	120名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
	文化情報学科		230名	150名	60名
現代生活学部	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名
	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名

計	2,460名	2,335名	2,200名

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。ただし、第 44 条第 6 項の規定は、平成 25 年度から入学する者に適用する。

附　則

1　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	25年度	26年度	27年度
現代生活学部	現代家政学科	510名	520名	530名
	児童学科	340名	350名	360名
	人間福祉学科	310名	290名	270名

附　則

この学則は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。ただし、第 43 条の規定は、平成 22 年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。ただし、第 54 条の規定は、平成 22 年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 10 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項別表第 1 に掲げる表の規定は、現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科については、平成 26 年度入学者から、人間福祉学科については、平成 28 年度入学者から適用する。

附　則

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 3 条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部健康栄養学科、人間福祉学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　改正後の学則第 3 条に掲げる表の第 3 年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科の規定は、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。

4　改正後の学則第 3 条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度までは、次表のとおりとする。

学　　部	学　　科	30年度	31年度	32年度
現代生活学部	現代家政学科	540名	540名	535名
	健康栄養学科	315名	210名	105名
	生活デザイン学科	460名	420名	380名
	食物学科	70名	140名	210名
	人間福祉学科	185名	120名	60名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	280名	420名

5　改正後の学則第 44 条の規定に基づく別表第 2 に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学する者から適用する。ただし、平成 30 年度及び平成 31 年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

6　改正後の学則第 44 条第 3 項の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学する者から適用する。ただし、平成 30 年度及び平成 31 年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

別表第１（第１条第２項関係）

現代生活学部	
現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、教育（初等教育、幼児教育、保育）、福祉を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
現代家政学科	現代家政学科は、「総合家政」「食生活」「ハウジング」「ファッション」の4領域において、家族、消費者、社会、企業、環境、衣、食、住に関わる家政学の専門的な知識・技術を関連付けて習得させ、他者と協働し、生活者の視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。
生活デザイン学科	生活デザイン学科は、生活の基本である「衣」「住」とそれを支える「コミュニケーション・情報」「地域・園芸・ビジネス」の 4 つの領域を設け、人間を包む生活環境の諸問題を、生活者の視点でとらえ、自らの目と手で確かめ、グローバル化、情報化に対応した、人や自然に優しい生活を自らデザインし、実践的に解決できる専門性と総合性、そしてビジネスに生かせる社会性を併せ持つ人材を育成する。
食物学科	食物学科は、「食生活と栄養・健康」「教育・栄養教育」「食品の衛生・安全」「フードビジネスと企画開発」などの分野において教育・研究を行い、これら専門的知識・技能と使命感を以って、広く社会に貢献できる人材を育成する。
児童学科	児童学科は、児童学を構成する6領域（「子どもの保育」「子どもの教育」「子どもの福祉」「子どもの健康」「子どもの心理」「子どもの文化」）を総合的に学ぶ中で、子どもや子どもを取り巻く環境・文化・社会の現状を幅広い視野から理解し、未来を担う子どもたちの幸せと健全で豊かな発達のために貢献できる人材を育成する。
人間栄養学部	
人間栄養学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、「人々の生活の質（quality of life）を豊かにするために、人間、食物、そして地域・環境の相互関係から『人間の栄養』を学際的な視野で包括的に探究し、乳幼児から高齢者にいたるさまざまな人々の望ましい栄養・食生活が創造できる科学的素養を備えた人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
人間栄養学科	人間栄養学科は、個々人の身体面の栄養状況や食物・食品に含まれる栄養素に関する学問を発展させ、組織・集団・地域等の社会環境に及ぶ総合的な視点の下で人間の栄養状態を改善する「人間栄養学(Human Nutrition)」に立脚した研究・教育を行い、社会貢献ができる管理栄養士を育成する。

別表第２（第 44 条関係）

学部等／項目	現代生活学部				人間栄養学部
	現代家政学科	生活デザイン学科	食物学科	児童学科	人間栄養学科
入学検定料	3 万円				3 万円
入学金	25 万円				25 万円
授業料（年額）	77 万円				79 万円
施設設備資金（年額）	31 万円				35 万円

注記

実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。

東京家政学院大学学位規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条に基づき、東京家政学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、東京家政学院大学学則第 43 条第 2 項及び東京家政学院大学大学院学則第 13 条第 2 項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第２条　本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

（学位授与の要件）

第３条　本学の学部を卒業した者に、学士の学位を授与する。

２　本学大学院の修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

（学位論文の提出）

第４条　学位論文は、本学大学院研究科が指定する期日までに研究科長に提出するものとする。

２　指定する論文は、主論文一編とする。ただし、参考として他の補助論文を添付することができる。

３　学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

（学位論文の審査付託）

第５条　研究科長は、学位論文を受理したときは、東京家政学院大学大学院人間生活学研究科代議員会（以下「大学院代議員会」という。）にその論文の審査を付託する。

（審査委員会）

第６条　大学院代議員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

２　審査委員会は、主査として学位論文を提出した学生の主指導教員１名、副査として、当該関連授業科目担当の教員２名以上をもって構成する。

３　大学院代議員会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、前項以外の者を副査として加えることができる。

（学位論文の審査の協力）

第７条　学位授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（審査期間）

第８条　審査委員会は、修士の学位については、その学年度末までに、それぞれの論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第９条　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

２　最終試験は、学位論文の審査が終わった後に行うものとする。

（審査委員会の報告）

第 10 条　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否の意見を添え、研究科長に報告しなければならない。

（研究科会議の審議）

第 11 条　研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

２　前項の議決は、研究科会議構成員（海外渡航中又は休職中の者は除く。）の３分の２以上が出席し、かつ、３分の２以上の同意を得なければならない。

（研究科長の報告）

第 12 条　研究科長は、研究科会議が前条の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

（学部長の報告）

第 13 条　学部長は、当該学部教授会の議に基づき、卒業認定及び学位の授与について、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第 14 条　学長は、前条の規定による報告に基づいて卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

２　学長は、第 12 条に規定する報告に基づいて修士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

（学位の専攻分野の名称）

第 15 条　学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

Ⅰ　学部

学　部	学　　科	学位（専攻分野の名称）
現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
	生活デザイン学科	学士（家政学）
	食物学科	学士（家政学）
	児童学科	学士（児童学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）

Ⅱ　大学院

研究科	専　　攻	学位（専攻分野の名称）
人間生活学研究科	生活文化専攻	修士（人間生活学）

（学位の名称の使用）
第 16 条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「東京家政学院大学」と付記するものとする。
（学位授与の取消）
第 17 条　修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
２　前項の議決については、第 11 条第２項を適用する。
（学位記の様式）
第 18 条　学位記の様式は、別表のとおりとする。
（雑則）
第 19 条　この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、当該教授会又は研究科会議において審議し、学長が決定する。

附　則
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規則は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 22 年度入学者から適用する。
附　則
この東京家政学院大学学位規則は、東京家政学院大学学位規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 28 年 1 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この規程は、平成 28 年 10 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2　平成 30 年 3 月 31 日に本学に在学するものについては、なお従前の例による。
3　改正後の第 15 条に掲げる表の第 3 年次編入学者については、同条の規定にかかわらず、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 18 条関係）

様式第1号（修士課程修了者）

修 第　号

学　位　記

大学印

本 籍（都道府県名）
氏 名
年　　月　　日生

本学大学院　　研究科　　専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（　　）の学位を授与する

年　　月　　日
東京家政学院大学大学院人間生活学研究科長　　氏　名　印
東　京　家　政　学　院　大　学　長　　氏　名　印

様式第2号（学部卒業者）

現家 第　号
現生 第　号
現食 第　号
現児 第　号
人人 第　号

学　位　記

大学印

本 籍（都道府県名）
氏 名
年　　月　　日生

本学　　学部　　学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（　　）の学位を授与する

年　　月　　日
東 京 家 政 学 院 大 学　　学 部 長　　氏　名　印
東　京　家　政　学　院　大　学　長　　氏　名　印

授　業　計　画

人間生活学研究科生活文化専攻　授業科目

コース	授業科目名	区分		担当教員
現代家政学	人間形成特論（教育学）			佐藤　広美
	人間形成特論演習			佐藤　広美
	生活経営学特論			上村　協子
	生活経営学特論演習			上村　協子
	生活経済学特論			現代家政学　担当教員
	生活経済学特論演習			現代家政学　担当教員
	地域社会特論			（平成30年度開講せず）
	衣生活学特論			山村　明子
	服飾文化特論			山村　明子
	食文化特論			現代家政学　担当教員
	食物学特論			三宅　紀子
	環境文化特論			大橋　竜太
	生活文化史特論Ⅰ（日本史）			現代家政学　担当教員
	生活文化史特論Ⅱ			現代家政学　担当教員
	言語文化特論	分担		井上　眞弓、内田　宗一
	現代家政特論演習Ａ			全教員
	現代家政特論演習Ｂ			全教員
	現代家政特論演習Ｃ			全教員
	現代家政特論演習Ｄ			全教員
健康栄養学	調理学特論			大富　あき子
	スポーツ栄養管理学特論			加藤　理津子
	応用食品学特論			林　一也
	食品機能学特論			海野　知紀
	食品微生物学特論			林　一也
	臨床栄養学特論			金澤　良枝
	臨床栄養学特論演習			金澤　良枝
	公衆栄養学特論			田中　弘之
	栄養教育特論			辻　雅子
	栄養教育特論演習			辻　雅子
	地域栄養教育特論			酒井　治子
	生化学特論			馬場　修
	小児臨床栄養学特論			原　光彦
	病態生理学特論			斉藤　恵美子
	予防心臓病学特論			原　光彦
	ヘルスプロモーション特論			松田　正己
	国際保健学特論			松田　正己
	小児保健学特論			斉藤　恵美子
	運動栄養学特論			江川　賢一
	栄養管理学特論			吉野　知子
	食品・栄養英語文献抄読演習			全教員
全コース共通	人間生活学特別研究演習１			全教員
	人間生活学特別研究演習２			全教員
	人間生活学特別研究演習３			全教員
	人間生活学特別研究演習４			全教員

コース	授業科目名	区分		担当教員
生活デザイン学	食生活学特論			小口　悦子
	食品機能学特論			黒田　久夫
	食品科学特論			山﨑　薫
	衣設計学特論			藤田　恵子
	衣環境学特論			花田　朋美
	住環境計画特論	分担		小池　孝子、原口　秀昭
	建築構法特論			白井　篤
	住環境設計特論	分担		原口　秀昭、小池　孝子
	情報メディアデザイン特論			呉　起東
	人間形成特論（教育史）			河田　敦子
	近世女性史特論			河田　敦子
	生活デザイン特論演習　1			全教員
	生活デザイン特論演習　2			全教員
	生活デザイン特論演習　3			全教員
	生活デザイン特論演習　4			全教員
児童学	発達心理学特論A			児童学　担当教員
	発達心理学特論B			児童学　担当教員
	臨床心理学特論A			児童学　担当教員
	臨床心理学特論B			児童学　担当教員
	人間発達特論ⅠA			丹羽　さがの
	人間発達特論ⅠB			丹羽　さがの
	人間発達特論ⅡA			児童学　担当教員
	人間発達特論ⅡB			児童学　担当教員
	人間発達特論ⅢA			柳瀬　洋美
	人間発達特論ⅢB			柳瀬　洋美
	人間発達特論ⅣA			児童学　担当教員
	人間発達特論ⅣB			児童学　担当教員
	児童学特論Ａ（教育原理）			児童学　担当教員
	児童学特論Ｂ（道徳教育）			児童学　担当教員
	児童学特論Ｃ（保育の原理と方法）			新開　よしみ
	児童学特論Ｄ（運動と健康）			金子　和正
	児童学特論Ｅ（数学教育）			新海　公昭
	児童学特論Ｆ（音楽教育）			吉永　早苗
	児童学特論Ｇ（英語教育）			畝部　典子
	児童学特論Ｈ（国際理解）			児童学　担当教員
社会福祉学	社会保障特論			社会福祉学　担当教員
	高齢者福祉特論			西口　守
	介護福祉特論			西口　守
	地域福祉特論			嶋田　芳男
	スポーツセラピー特論			大嶋　徹
	福祉と数理特論			千葉　一博
	福祉マネジメント特論			嶋田　芳男

分担：担当する教員で16回を分担する

選択：院生の履修分野の教員が担当する

（　）：非常勤講師

NO. 4051101　　人間形成特論（教育学）

佐藤　広美

授業科目概要・教育目的（履修条件）

福島の子どもたちを論じたい。いま、福島の子どもたちはどうなっているのか、。親たちはどんな暮らしを行っているのか、教師は何を考えているのか。そうした具体的な事例を踏まえて、現実の教育の課題をまずは明確にしてみたい。そして、そうした現実がいったいなぜ、生み出されてきたのか、その原因を戦後70年の教育の歴史を検討するなかで、韓挙げていこうとすること。それが本講の目的である。

学習目標・到達目標

戦後70年と教育を講じる。2015年は、戦後70年である。戦後70年の教育をどのように総括することができるのか。その点を考えることが学習目標となる。
その視点は、2011年の3･11震災原発事故がなぜ、起きたのか、と言う視点から検討してみたい。戦後70年の日本は、この3･11をなぜ、生み出してしまったのか、それをどう見ようとしている人間を形成してきたのか。
それが、本講の目的である。

準備学習

毎回、テキストをきちっと読みこなして、発言を準備すること。日本の現実の教育に興味関心をしっかりもってもらいたい。教育の現実は歴史的に形成され、問題の解決が歴史的分析によって、可能となる、そのような研究の方法を自覚してほしい。

週　テーマ・授業目標等

1，福島と東日本の沿岸部の子ども･学校･教師
2，同じ
3，同じ
4，同じ
5，戦後70年の歴史、戦後教育改革とは何か
6，同じ
7，1950年代の教育と教育学
8，同じ
9，1960年代の教育と教育学
10，同じ
11，1970年代の教育と教育学
12，同じ
13，1980年代の教育と教育学
14，1990年代の教育と教育学
15，2000年以降の教育

評価方法その他

毎回の発言とレポートの総合評価。

使用教科書名

指定されたテキストは使わないが、佐藤広美の論文を5点ほど、まずは、批判的に検討してもらう。その後、話し合って、共通のテキストを印刷配布する。

NO. 4051102　　人間形成特論演習

佐藤　広美

授業科目概要・教育目的（履修条件）

福島原発事故に関するレポート類を検討し、教育学の課題を考える。福島の学校と子どもは、いったい、どのような暮らしを送っているのか、教師は何を課題にしようとしているのか。その点を考えて見たい。そうした視点から、水俣病事件と1945年敗戦･戦後改革を同じように分析してみたい。
私たちは本当に、教育の困難な現実に向き合っているのだろうか。そうした災禍の中にあって、人間はどのようにして成長していけるものだろうか。希望を生み出すとはどのようなことなのか。その点を教育学の課題にして、検討すること。それが本講の教育目的である。

学習目標・到達目標

復興の教育思想を考えること。これが、目標である。復興の教育思想とは、2011年の3･11の震災･原発事故のことであり、これを1945年の8･15の敗戦の教育思想と重ねながら検討したい。8･15の復興の教育思想を学びながら、3.11の復興の教育の課題をすることが課題となる。日本人は、8･15敗戦を真に向き合うことができたのだろうか。この点を、3.11との関係で論じることが学習目標となる。

準備学習

事前のテキストの読み込みが大切になってくる。準備が大変だと思うが、ぜひ頑張ってほしい。

週　テーマ・授業目標等

1，福島原発災害と学校･子どもに関する資料講読
2，同じ
3，同じ
4，水俣病事件と学校･子どもに関する資料講読
5，同じ
6，同じ
7，1945年敗戦と教育改革に関する資料講読
8，同じ
9，同じ
10，戦後教育学とは何かの批判的検討文献の講読
11，同じ
12，同じ
13，同じ
14，総括
15，総括

評価方法その他

毎回の発言とレポートの総合評価。

使用教科書名

『戦後日本の教育と教育学』、かもがわ出版、『3.11と教育改革』かもがわ出版

NO. 4051103　　生活経営学特論

上村　協子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

農業に関わる、政治、経済、教育、労働などの分野において、国内国外の「農業とジェンダー」のテーマから派生する基本的諸課題を摘出し、外国文献も参考に学際的比較分析を試みる。また、日本とアジアの農業が抱える性差に関する固有の課題（男女共同参画社会実現のための諸問題）をも取り上げ、ダイバシティマネジメントによる「食が結ぶ都市と農業との共生型リカレント社会」実現の方向性について論議する。

学習目標・到達目標

「食が結ぶ都市と農業との共生型リカレント社会」への方向性について、WAP100：女性が変える日本の農業・女性農業者が活躍する農業経営体100選をとりあげ、ダイバシティマネジメントとジェンダー視点から分析して考究できる力をつける。

準備学習

『生活者』（"Seikatsusha"）とは、消費者（consumer）や市民（citizen）と異なる日本の自生えの言葉である。食が結ぶ都市と農業との共生型リカレント社会を考えたいと思います。

週　テーマ・授業目標等

1.　オリエンテーション
2.　農業におけるジェンダー概念と主要課題Ⅰ（講義）
3.　同Ⅱ（講義）
4.　同Ⅲ（講義）
5. フィールドワーク（WAP100表彰事例など）
6. フィールドワーク報告　ディスカッション
7.　英文など文献資料輪読Ⅰ
8.　文献資料輪読Ⅱ
9.　文献資料輪読Ⅲ
10. フィールドワーク（「農林水産省」訪問）
11. 各自研究発表（フィールドワーク報告を含む。）
12. 同Ⅱ、期末レポート作成要領（説明）
13. 講師設定テーマに基づくディスカッション（ディベート）Ⅰ
14. 同Ⅱ
15. 期末レポート提出（口頭試問を含む。）

評価方法その他

平常点 70%　輪読した論文の発表、各自の研究報告、授業中のディスカッションへの参加状況等を総合的に判断　期末レポート 30%

使用教科書名

上村協子（2015）試論『現代生活学』科学研究費23300262　生活文化の世代間伝承による持続可能な消費―消費者教育のパラダイムシフト―平成26年度報告書　生活文化ESC研究会
天野正子（2012）『現代「生活者」論―つながりを育てる社会へ―』有志舎
他　授業中に指示

NO. 4051104　　生活経営学特論演習

上村　協子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

前期の生活経営学持論では、政治学、経済学、教育・社会政策などの社会科学の基礎的知見を基に国内外の農業とジェンダー問題を概観した。本演習では、この点の学習を深化させるため①学際的テーマとしてのダイバシティマネジメント視点での持続発展社会の構築、②日本の農業固有の男女の新たなライフスタイルの問題等、国内外の事例を検討しつつ、解決のための具体的な方策を検討する。

学習目標・到達目標

前期生活経営学特論での国内外の農業とジェンダー問題を理解し分析する力をもとに後期の演習においては、今日の課題を解決するため女性農業者が活躍する農業経営体のWAP100ダイバシティマネジメントについて考え・実践する力をつける。

準備学習

前期生活経営学特論と同様、受講生の自主的学習を基本に問題発見・解決の研究手法を重視する。

週　テーマ・授業目標等

1. ガイダンス、受講生の自主的学習計画のプレゼンテーション
2. 女性と農業に関する学際的主要テーマ（講義Ⅰ）
3. 同上（講義Ⅱ）
4. 日本が当面する男女平等参画学習社会実現に向けた課題（講義Ⅲ）
5. 受講生の研究テーマ等のプレゼンテーション・ディスカッション（Ⅰ）
6. 同Ⅱ
7. 輪読Ⅰ：英語文献資料
8. 輪読Ⅱ：同
9. 輪読Ⅲ：同
10. フィールドワーク（一斉校外学習）
11. フィールドワーク報告
12. 講師設定によるディベート・ディスカッション
13. 同Ⅱ
14. 期末最終レポート作成要領（説明、Q&A）
15. レポート提出（口頭試問を含む。）

評価方法その他

輪読した論文の発表、各自の研究報告、授業中のディスカッション：60%、期末レポート40%

使用教科書名

授業中に紹介する。

NO. 4051108　　衣生活学特論

山村　明子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣服の設計・選択、着装、管理について、主に着用者の側面からの基本的事項の理解を定着させ、さらに、現代の衣生活関連の課題について考える。

週　テーマ・授業目標等

1. アパレル産業における課題
2. 持続可能な衣生活:ファッション素材(1)
3. 持続可能な衣生活:ファッション素材(2)
4. 持続可能な衣生活:ファッションデザイン(1)
5. 持続可能な衣生活:ファッションデザイン(2)
6. 持続可能な衣生活:ファッションビジネス(1)
7. 持続可能な衣生活:ファッションビジネス(2)
8. 持続可能な衣生活:ファッション消費
9. 持続可能な衣生活:消費者トラブル
10. 衣生活に求められる課題(1)伝統作業んの保存
11. 衣生活に求められる課題(2)グローバル社会と服飾文化
12. 衣生活に求められる課題　事例(1)
13. 衣生活に求められる課題　事例(2)
14. 衣生活に求められる課題　事例(3)
15. まとめ

学習目標・到達目標

衣服の設計・選択、着装、管理に関して究明が求められる課題に対し、基本となる知識を統合的に的確に応用発展させて考える力をつける。

準備学習

人間生活に欠かせない「衣服」について、日頃から意欲的に情報を得ながら、問題発見、批判的思考を行いながら、問題解決に向けていく実力を養ってほしい。

評価方法その他

平常点（授業参加、課題発表など）50％、学期末レポート50％

使用教科書名

受講者と相談のうえで決定する。

NO. 4051109　　服飾文化特論

山村　明子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

19世紀後半のイギリス・ヴィクトリア朝の社会における女性の位置づけを理解し、当時の女性服飾が包含していた意味について考える。同時代に日本は欧風化政策を進める中で西欧文化を積極的に導入し、服飾もまたあらたな意味を持つようになった。日本にとっての洋服とは何かを考える。

週　テーマ・授業目標等

第1週　19世紀のイギリス・ヴィクトリア朝社会の特長
第2週　19世紀のイギリスにおける女性像　家庭の天使
第3週　19世紀の女性解放運動の発展とファッション
第4週　19世紀の女性像の変化　教育と労働
第5週　19世紀の女性とレジャーの発展
第6週　ファッションの中の日本趣味
第7週　19世紀の「余った女」と「新しい女」
第8週　20世紀初頭のライフスタイルの変化
第9週　明治開国期の欧風化政策
第10週　欧風化政策と洋装
第11週　女子教育と洋裁
第12週　明治の女と西洋の女
第13週　明治から大正にかけての家庭生活の変化
第14週　日本がイギリスから受けた影響と服飾観
第15週　まとめ

学習目標・到達目標

服飾文化の歴史的な事象をとらえ、その時代の人と社会の営みの中で服飾がどのように生み出されてきたのかを理解する。特に近代における西洋と日本とのかかわりの中で服飾文化の発展を分析する。

準備学習

服飾文化を西洋と日本とを横断してとらえます。

評価方法その他

講義を通して示す課題及び期末のレポートを総合的に評価する。

使用教科書名

必要に応じて授業内で指示をする

NO. 4051111　　食物学特論

三宅　紀子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

“食”には健康に生活するため以外に、社会的、文化的役割などさまざまな働きがある。本科目では食生活について、健康との関わり、調理・加工による変化、嗜好性など科学的な側面から、最新の知見も取り入れて講義する。また、食の機能性など、食に関する正しい情報の収集する方法についても解説する。学部で栄養学、食品学、調理学を学んでいることが望ましい。

週　テーマ・授業目標等

1.はじめに　食の機能
2.栄養素の機能と食生活（糖質1）
3.栄養素の機能と食生活（糖質2）
4.栄養素の機能と食生活（糖質3）
5.糖質摂取と血糖値コントロールに関する課題の発表
6.栄養素の機能と食生活（タンパク質1）
7.栄養素の機能と食生活（タンパク質2）
8.栄養素の機能と食生活（脂質1）
9.栄養素の機能と食生活（脂質2）
10.栄養素の機能と食生活（脂質3）
11.食生活における脂質の量と質に関する課題の発表
12.ビタミンCの機能
13.ビタミンCと食生活
14.食の情報の収集法と実践
15.まとめ

学習目標・到達目標

栄養素の機能、食品の特性と私たちの食生活との関連についての理解を深めることをめざす。食に関する正しい情報を集めることができること、健康で豊かな食生活を営むことができる力を養うことを目標とする。

準備学習

食の科学的な領域を学んでいくためには、基礎に化学、生物学が必要となります。きちんと復習しておいてください。また、食に関するニュースや話題には関心をもつようにしてください。

評価方法その他

レポート、授業への参加状況などにより総合的に評価する

使用教科書名

特に指定しない。（必要に応じてプリントを配布）

NO. 4051112　　環境文化特論

大橋　竜太

授業科目概要・教育目的（履修条件）

歴史的建造物の保存・活用に至る過程について学んでいく。調査対象の選定、文献調査のすすめ方、現地での実測調査の手法、文化財的価値の位置づけ、保存・活用の提案を、歴史的建造物の文化財申請に関わる手続き等に準じながら、学習する。授業では、できるだけ多くの先行実例にふれることで、さまざまな事例に対処できる能力を付けていく。最終的には、具体的な歴史的建造物に関して、活用しながら後世に残す手法を提案する。なお、対象とする建造物または都市は、履修者と相談して決定する。

週　テーマ・授業目標等

1 イントロダクション
2 歴史的建造物の保存・活用の事例1
3 歴史的建造物の保存・活用の事例2
4 保存・活用のプロセス
5 文献調査の方法
6 歴史的建造物の実測調査の方法
7 実測演習
8 歴史的建造物の評価の視点
9 調査のまとめ
10 保存・活用に関わるさまざまな法規制
11 文化財建造物の修復のルール
12 町並み保存
13 保存・活用計画とは
14 保存・活用計画の立案
15 まとめ

学習目標・到達目標

歴史的な都市およびそこに建つ歴史的建造物を調査(文献調査・建物調査)の手法を学ぶ。また、都市および建造物の価値を位置づけるために、どのような調査が必要かを検討する、さらに、これら歴史遺産を後世に伝えていくための保存・活用の手法について学習していく。
具体的な歴史遺産について、これらを利用した町づくりが提案できるようになることを目標とする。

準備学習

建築保存を通して、わが国の伝統を学ぶ授業です。事例をもとに、未来のまちづくりを考えていきます。

評価方法その他

平常点（授業への参加状況・提出物等で総合的に判断する：50％）および課題（50％）による

使用教科書名

特に定めない

NO. 4051116　言語文化特論

内田　宗一

授業科目概要・教育目的（履修条件）

日本語による言語生活や言語芸術における文化的側面について、講説を行う。前半は、日本文学を対象として、人のくらしを文化的・社会的に解読する。研究するにあたって必要な文献の取り扱いについて習熟するとともに、文学を通して見出される、多様に広がる人間生活の営みについて解析する力を養う。後半は、日本語研究の立場から、文字・表記の問題について言語と文化的背景との関連に注目しつつ講説する。

週　テーマ・授業目標等

1.言語文化の地平(総論)
2.平安時代の文学作品に見える諸問題1
3.平安時代の文学作品に見える諸問題2
4.平安時代の文学作品に見える諸問題3
5.平安時代の文学作品に見える諸問題4
6.近現代の文学作品に見える諸問題1
7.近現代の文学作品に見える諸問題2
8.近現代の文学作品に見える諸問題3
9.文字の本質と機能
10.文字の分類
11.文字と文化
12.日本語の文字・表記1　特質
13.日本語の文字・表記2　漢字
14.日本語の文字・表記3　平仮名
15.日本語の文字・表記4　片仮名
16.期末試験

学習目標・到達目標

日本語による言語生活における文化的観点からの知見を得て、自らの力で問題を提起・考察することができることを第一の目標とし、さらに、その考察をまとめ上げる文章力を養うことが第二の目標となる。

準備学習

授業の性質上、近世以前の日本語文献を読解する内容を含むため、古典文法に関する基本的知識(高等学校レベル)を身につけておくことが求められる。

評価方法その他

平常点20%、前半のレポート40%、期末試験(論述式)40%。平常点は授業への参加状況、討論への参加等で総合的に判断する。なお、出欠は毎回確認する。

使用教科書名

井上・下鳥・鈴木編『平安後期文学』翰林書房　2012年、教室にて頒布1000円。
(前半の授業にて使用する。)

NO. 4051117　現代家政特論演習Ａ

現代家政学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。授業内容としては、現代家政学についての総合的な知識を習得することを目的として、現代家政学講座における多岐にわたる研究分野に関する授業を行う。または、受講生各自の研究テーマに関する専門的な知識を習得することを目的として、特定の領域に特化した授業を行うことも可能である。履修にあたっては、研究指導担当教員と相談して授業内容を選択することができる。

週　テーマ・授業目標等

1　ガイダンス、課題説明
2　ファッションの表象1(山村)
3　食生活と健康1(三宅)
4　建築保存とまちづくり1(大橋)
5　日本文学からくらしの諸相を読み解く1(井上)
6　日本語と文化1(内田)
7　受講生による研究発表と討議1
8　受講生による研究発表と討議2
9　受講生による研究発表と討議3
10 受講生による研究発表と討議4
11 受講生による研究発表と討議5
12 受講生による研究発表と討議6
13 受講生による研究発表と討議7
14 受講生による研究発表と討議8
15 受講生による研究発表と討議9

学習目標・到達目標

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。

準備学習

本授業科目の履修に際しては、事前に必ず研究指導担当教員と相談し、授業内容を選択すること。

評価方法その他

平常点50%、レポート50%。平常点は授業への参加状況、作業への取り組み等で総合的に判断する。

使用教科書名

特に指定しない。

NO. 4051118　　現代家政特論演習Ｂ

現代家政学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。授業内容としては、現代家政学についての総合的な知識を習得することを目的として、現代家政学講座における多岐にわたる研究分野に関する授業を行う。または、受講生各自の研究テーマに関する専門的な知識を習得することを目的として、特定の領域に特化した授業を行うことも可能である。履修にあたっては、研究指導担当教員と相談して授業内容を選択することができる。

週　テーマ・授業目標等

1　ガイダンス、課題説明
2　ファッションの表象2(山村)
3　食生活と健康2(三宅)
4　建築保存とまちづくり2(大橋)
5　日本文学からくらしの諸相を読み解く2(井上)
6　日本語と文化2(内田)
7　受講生による研究発表と討議1
8　受講生による研究発表と討議2
9　受講生による研究発表と討議3
10 受講生による研究発表と討議4
11 受講生による研究発表と討議5
12 受講生による研究発表と討議6
13 受講生による研究発表と討議7
14 受講生による研究発表と討議8
15 受講生による研究発表と討議9

学習目標・到達目標

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。

準備学習

本授業科目の履修に際しては、事前に必ず研究指導担当教員と相談し、授業内容を選択すること。

評価方法その他

平常点50%、レポート50%。平常点は授業への参加状況、作業への取り組み等で総合的に判断する。

使用教科書名

特に指定しない。

NO. 4051119　　現代家政特論演習Ｃ

現代家政学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。授業内容としては、現代家政学についての総合的な知識を習得することを目的として、現代家政学講座における多岐にわたる研究分野に関する授業を行う。または、受講生各自の研究テーマに関する専門的な知識を習得することを目的として、特定の領域に特化した授業を行うことも可能である。履修にあたっては、研究指導担当教員と相談して授業内容を選択することができる。

週　テーマ・授業目標等

1　ガイダンス、課題説明
2　ファッションの表象3(山村)
3　食生活と健康3(三宅)
4　建築保存とまちづくり3(大橋)
5　日本文学からくらしの諸相を読み解く3(井上)
6　日本語と文化3(内田)
7　受講生による研究発表と討議1
8　受講生による研究発表と討議2
9　受講生による研究発表と討議3
10 受講生による研究発表と討議4
11 受講生による研究発表と討議5
12 受講生による研究発表と討議6
13 受講生による研究発表と討議7
14 受講生による研究発表と討議8
15 受講生による研究発表と討議9

学習目標・到達目標

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。

準備学習

本授業科目の履修に際しては、事前に必ず研究指導担当教員と相談し、授業内容を選択すること。

評価方法その他

平常点50%、レポート50%。平常点は授業への参加状況、作業への取り組み等で総合的に判断する。

使用教科書名

特に指定しない。

NO. 4051120　　現代家政特論演習D

現代家政学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。授業内容としては、現代家政学についての総合的な知識を習得することを目的として、現代家政学講座における多岐にわたる研究分野に関する授業を行う。または、受講生各自の研究テーマに関する専門的な知識を習得することを目的として、特定の領域に特化した授業を行うことも可能である。履修にあたっては、研究指導担当教員と相談して授業内容を選択することができる。

学習目標・到達目標

現代家政学講座における「食文化」「リビング」「ファッション」「総合家政」各分野にわたる学びについて、問題意識や理解をさらに深めることをめざす。

準備学習

本授業科目の履修に際しては、事前に必ず研究指導担当教員と相談し、授業内容を選択すること。

評価方法その他

平常点50%、レポート50%。平常点は授業への参加状況、作業への取り組み等で総合的に判断する。

週　テーマ・授業目標等

1　ガイダンス、課題説明
2　ファッションの表象4(山村)
3　食生活と健康4(三宅)
4　建築保存とまちづくり4(大橋)
5　日本文学からくらしの諸相を読み解く4(井上)
6　日本語と文化4(内田)
7　受講生による研究発表と討議1
8　受講生による研究発表と討議2
9　受講生による研究発表と討議3
10 受講生による研究発表と討議4
11 受講生による研究発表と討議5
12 受講生による研究発表と討議6
13 受講生による研究発表と討議7
14 受講生による研究発表と討議8
15 受講生による研究発表と討議9

使用教科書名

特に指定しない。

NO. 4051201　　調理学特論

大富　あき子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

これまでに学んだ調理学に関する知識をふまえ、興味のあるテーマについて専門書、一般図書、文献等を読み進めていく。また調理上の科学的現象について、調理理論だけではなく食文化や歴史など周辺情報も調べてまとめたものを発表する。

学習目標・到達目標

日常の調理操作において、「なぜそうなるのか」「どうしてこうするのか」など調理科学的視点を持って問題の解決を図ることができる。
1つのテーマについて文献等を読み進め、理解した内容を説明することができる。

準備学習

興味を持って調理の現象をとらえられるようにしておいてください。

週　テーマ・授業目標等

1.オリエンテーション、文献検索の方法
2.だし①　だしの種類と調理方法、だしのうま味成分
3.だし②　日本及び世界のだし文化の比較
4.だし③　鰹・昆布だしから見える日本人の食の嗜好
5.油①　油と「おいしい」の関係
6.油②　調理にいきる油の性質
7.油③　調理からみる油の役割
8.米①　日本人にとっての米とは
9.米②　炊飯による成分変化と食味
10.米③　米のごはん以外への利用とその可能性
11.加熱①　台所の熱源の変遷
12.加熱②　食品の種類と加熱の方法
13.加熱③　電子レンジ、過熱水蒸気、遠赤外線による加熱方法
14.レポート
15.発表

評価方法その他

提出物50%、平常点50%

使用教科書名

特になし

NO. 4051224　　スポーツ栄養管理学特論

加藤　理津子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

対象の特性を理解したうえで、スポーツによって生じる課題を発見し、解決へと結びつける科学的視点を持つ。

学習目標・到達目標

①これまでに学んだライフステージごとの特性、運動生理学、栄養マネジメントの知識の統合を図る。
②対象に応じた栄養マネジメントの実施方法について理解を深める。
③対象に応じた栄養マネジメントを実践する力を身につける。

準備学習

実習を受けるにあたり、以下の内容に取り組むことを期待する。
○学部において生化学、栄養学、運動生理学等の分野の単位を修得している。
○問題解決に向けて自主性かつ協調性を持って取り組む。
○レポートを書く際は、手順や締め切りを守り、学習した内容を理論的に書くよう努める。

週　テーマ・授業目標等

1.オリエンテーション
2.ライフステージごとの特性
3.運動と栄養
4.目的別の栄養摂取方法
5.運動選手の食生活
6.女性と子どものスポーツ栄養
7.栄養マネジメントと栄養アセスメント
8.栄養ケア計画の立案
9.自由課題1:テーマ設定
10.自由課題2:文献検索
11.自由課題3:アセスメントの実践
12.自由課題4:目標設定と栄養ケア計画の立案
13.自由課題5:栄養教育の実践レポート作成
14.自由課題6:レポート作成
15.自由課題7:報告会
16.定期試験

評価方法その他

提出物50%、定期試験25%、平常点25%

使用教科書名

応用栄養学および運動生理学のテキスト、食品成分表、食事摂取基準2015年版

NO. 4051203　　応用食品学特論

林　一也

授業科目概要・教育目的（履修条件）

食物は，人間にとって欠かすことのできないものである。食品学的には単に穀類の米として扱われるものも，様々な品種があり，栽培法も異なる。同じ野菜でも産地や栽培の仕方で成分も変わってくる。このように多様な食品群の生産，栽培を含め本質を知ることで，単に米も違った角度で見ることができる。
このように食品の様々な事項，伝統食品の加工など食の歴史を含めたものを学び，食とは何かを考える。

週　テーマ・授業目標等

第1回　食とは何か
第2回　農産物
第3回　農産物
第4回　農産物
第5回　畜産物
第6回　畜産物
第7回　水産物
第8回　水産物
第9回　伝統食品と文化
第10回　伝統食品と文化
第11回　伝統食品と文化
第12回　食品加工技術
第13回　食品加工技術
第14回　食品保存の技術
第15回　食品の新技術

学習目標・到達目標

食物は，人間にとって欠かすことのできないものである。食品学的には単に穀類の米として扱われるものも，様々な品種があり，栽培法も異なる。同じ野菜でも産地や栽培の仕方で成分も変わってくる。このように多様な食品群の生産，栽培を含め，様々な食品の事項を知ることで，食品とは何かの本質を考察する。

準備学習

評価方法その他

授業とレポートで成績を判定する。

使用教科書名

NO. 4051204　　食品機能学特論

海野　知紀

授業科目概要・教育目的（履修条件）

食生活における重要な点は，健康の維持・増進を目標とするQuality of lifeの向上にある。食品成分の第三次機能に着目した商品群（いわゆる健康食品、保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品、機能性表示食品）に代表されるように，食品企業での開発が行われている。本授業では，生命を維持する栄養素，健康増進のための食品成分の機能について，最近のトピックスを含めて解説するとともに，実際の商品開発への展開、消費者レベルでの摂取上の問題点と関連させながら講義する。

週　テーマ・授業目標等

1. 食品の機能性研究の概要1
2. 食品の機能性研究の概要2
3. 食品表示法の概要
4. 保健機能食品制度（栄養機能食品）
5. 保健機能食品制度（特定保健用食品）
6. 機能性表示食品制度
7. 機能性を有する食品成分（難消化性炭水化物）
8. 機能性を有する食品成分（脂肪酸・ステロール）
9. 機能性を有する食品成分（タンパク質・ペプチド）
10. 機能性を有する食品成分（ポリフェノール）
11. 機能性を有する食品成分（ミネラル）
12. 機能性を有する食品成分（その他）
13. いわゆる健康食品1
14. いわゆる健康食品2
15. 海外の食品表示の概要

学習目標・到達目標

食品の第三次機能（生体調節機能）に着目して商品設計されている，いわゆる健康食品から法的に整備されている保健機能食品（栄養機能食品，特定保健用食品，機能性表示食品）について，その機能性の根拠および利用の利点・注意事項等について説明できる。

準備学習

現在上市されている特定保健用食品など，食品成分の機能性について様々な情報入手のためのツールを用いて調査し，判断できることが望ましい。

評価方法その他

レポート（50%）、平常点（50%）
（平常点は授業への参加状況・理解度で総合的に判断する）

使用教科書名

プリントを配布

NO. 4051205　　食品微生物学特論

林　一也

授業科目概要・教育目的（履修条件）

人が微生物を学問として認識する以前から人は、良きにつけ、悪きにつけ、微生物から多くの影響を受けてきた。一つには疾病。もう一つには発酵食品。人は微生物を知る前から微生物を利用し食品をつくり、微生物による病気と闘ってきた歴史がある。近年は、微生物を利用したバイオテクノロジーのよる物質生産、さらに環境浄化への微生物利用など微生物の応用分野は広がりを続けている。微生物と人との様々な関わりについて学び、私たちの生活のなかで微生物を利用する上での知識を確立することを目的とする。

週　テーマ・授業目標等

第1回 微生物はどんな生物か
第2回　微生物の種類と性質
第3回　微生物の種類と性質
第4回　微生物の種類と性質
第5回　微生物の種類と性質
第6回　微生物の利用
第7回　微生物の利用
第8回　微生物の利用
第9回 家庭環境と微生物
第10回家庭環境と微生物
第11回社会環境と微生物
第12回社会環境と微生物
第13回自然環境と微生物
第14回自然環境と微生物
第15回バイオレメディエーションと極限環境微生物

学習目標・到達目標

微生物に関する理解と知識の集積を行う。そのことで人類と微生物の関わりのプラスの面，マイナスの面の双方をコントロールしながら，様々な面での微生物利用を考察する能力を磨く。

準備学習

評価方法その他

出席とレポートで判定する。

使用教科書名

NO. 4051206　　臨床栄養学特論

金澤　良枝

授業科目概要・教育目的（履修条件）

臨床栄養学特論では、内分泌代謝疾患、消化器疾患、循環器疾患、腎臓疾患など幅広い疾患に対する栄養治療について学ぶ。また、管理栄養士として、患者指導にも役立つアプローチを考察する。

週　テーマ・授業目標等

1　栄養アセスメントとカルテの記録1
2　栄養アセスメントとカルテの記録2
3　栄養補給法
4　病態栄養と栄養療法1
5　病態栄養と栄養療法2
6　病態栄養と栄養療法3
7　病態栄養と栄養療法4
8　病態栄養と栄養療法5
9　病態栄養教育
10　文献購読・考察
11　文献購読・考察
12　文献購読・考察
13　文献購読・考察
14　文献購読・考察
15　文献購読・考察

学習目標・到達目標

管理栄養士として臨床現場における各種疾病の栄養評価方法、栄養管理方法、実際の患者教育指導方法について知識を深めることを目標とする。

準備学習

臨床栄養学をより深く勉強しましょう。

評価方法その他

出席、レポートの総合評価

使用教科書名

病態栄養ガイドブック

NO. 4051207　　臨床栄養学特論演習

金澤　良枝

授業科目概要・教育目的（履修条件）

臨床栄養学特論で学んだことを基礎に、患者指導に結び付けることを目的に、栄養アセスメント、マネジメント演習を行う。

週　テーマ・授業目標等

1　代謝系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
2　代謝系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
3　代謝系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
4　腎臓疾患の栄養アセスメントとマネジメント
5　腎臓疾患の栄養アセスメントとマネジメント
6　消化器系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
7　消化器系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
8　循環器系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
9　循環器系疾患の栄養アセスメントとマネジメント
10　文献抄読・考察
11　文献抄読・考察
12　文献抄読・考察
13　文献抄読・考察
14　文献抄読・考察
15　文献抄読・考察

学習目標・到達目標

臨床栄養学特論での学びをさらに実際の患者教育に繋げ、学会参加、研究会参加も視野に入れて実際の臨床栄養学を深めていくことを目標とする。

準備学習

臨床栄養学を演習を通してより深く学びましょう。

評価方法その他

出席（20％）、レポート（80％）の総合評価

使用教科書名

病態栄養ガイドブック

NO. 4051208　　公衆栄養学特論

田中　弘之

授業科目概要・教育目的（履修条件）

栄養・食生活分野の目標設定に際して、最終目標である健康及びQOLの向上のためには、
1.「栄養状態」をより良くするための「適正な栄養素（食物）摂取」
2. 適正な栄養素（食物）摂取のための「行動変容」
3. 個人の行動変容を支援するための「環境づくり」
が必要であることから、健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づき、優先的な健康・栄養課題を明確にし、健康栄養情報を収集・整理し、総合的に分析する。明確化された健康・栄養課題の解決に向け、計画を策定し、その計画においての成果が評価できるよう、目標を設定する。

週　テーマ・授業目標等

1)政策、公共政策と健康政策
2)政策サイクル
3)人口学および人口統計
4)健康に関する複合指標
5)効果についての疫学指標
6)集団の健康データ
7)集団の健康評価
8)介入効果の予測
9)政策への適合性評価
10)政策の選択
11)予防と疾病管理
12)政策の目標設定
13)政策の評価
14)実例検討
15)まとめ

学習目標・到達目標

栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また日々の生活の中でQOLとの関連も深い。そこで健康及びQOLの向上を図るために、身体的、精神的、社会的に良好な食生活の実現を図るために、健康・栄養状態の是正を図り、良好な食生活を実践できる力を育み、発揮できることを目的とする。

準備学習

評価方法その他

レポート

使用教科書名

NO. 4051209　　栄養教育特論

辻　雅子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

栄養教育研究においては、人の各成長段階に応じて、健康的な生活と健康の維持・増進を目的として、食生活や生活習慣活動全般の在り方について探求しつつ、各対象者への最適でかつ効果的な栄養教育方法について研究することが重要である。栄養教育特論では、対象特性別の把握の重要性について学び、科学的かつ実践的な栄養教育計画の在り方について学ぶことを目的とする。

週　テーマ・授業目標等

1 健康教育と栄養教育
2 栄養教育の意義
3 人間の食行動と教育
4 食育と教育学
5 子供たちの発達と食育
6 学童・思春期の発達と食育
7 成人期の身体と栄養教育特性-1
8 成人期の身体と栄養教育特性-2
9 臨床における身体と栄養教育特性
10 栄養教育の教育計画
11 栄養教育と行動科学
12 教育の評価
13 栄養教育の教育評価
14 栄養教育の教育評価事例
15 まとめ

学習目標・到達目標

学部までの学びを踏まえたうえで、現代の健康・栄養教育の目指す方向性を、現代の健康や栄養上の問題点を参考に、栄養教育の必要性・意義・目的を理解する。さらに、適切な栄養教育マネジメントを実施できるようにアセスメントから計画・実施・評価までの一連のPDCAサイクルを理解し、健康・栄養教育に必要な基本的手順を理解することを目的とする。

準備学習

事前に栄養教育についての知識確認を行う。また積極的に講義や討論に参加することが必要である。

評価方法その他

レポートや課題についての評価が80%、平常点20%を合わせて100%を総評価とする
（平常点は授業への参加状況や討論への参加等で総合的に判断する）

使用教科書名

特に指定しない

NO. 4051210　　栄養教育特論演習

辻　雅子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

対象特性別に最適でより有効的な栄養教育の方法についてを学ぶものとする。栄養教育の実践例を参考に考察し理解を深める。また、実践可能な具体性に富む教育計画の立案方法、および教育の実施方法について学ぶ。また、教育効果を高める教材についても検討する。さらに、邦文・英文誌の論文抄読・考察を通じて、栄養教育学の研究方法についても学ぶ。

週　テーマ・授業目標等

1 栄養教育における対象者把握の方法－I
2 栄養教育における対象者把握の実際例－II
3 栄養教育の実施方法
4 栄養教育の実践例－I
5 栄養教育の実践例－II
6 栄養教育の評価－I
7 栄養教育の評価－II
8 栄養教育の評価－III
9 邦文誌の論文抄読・考察
10 邦文誌の論文抄読・考察
11 邦文誌の論文抄読・考察
12 英文誌の論文抄読・考察
13 英文誌の論文抄読・考察
14 英文誌の論文抄読・考察
15 まとめ

学習目標・到達目標

実際に実施された栄養教育実践例について、なぜその対象者にその計画・方法が用いられたのか、また、その方法が有効だったのか等の考察を行うことを目的とする。特に対象者特性別における健康・栄養教育の事例を客観的かつ理論的に評価することができ、またテーマに従って改善プランの計画案も作成できるように検討を加えられる様になることを目標とする。

準備学習

積極的に講義や討論に参加することが必要である。

評価方法その他

レポートや課題についての評価が80%、平常点20%を合わせて100%を総評価とする
（平常点は授業への参加状況や討論への参加等で総合的に判断する）

使用教科書名

特になし

NO. 4051211　　地域栄養教育特論

酒井　治子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

英国の栄養教育の第一人者であるIsobel R. Contentoの「Nutrition Education-Linking Research, Theory,and Practice」を訳本を参考に、地域で暮らす人々のニーズアセスメントの手法を身につけ、それに基づいて社会資源との連携（家庭・地域住民を巻きこんだ）、科学的根拠に基づいた計画・実施、個人・環境アプローチの組合せ、評価計画等の具体的な方法と、そのための理論を学ぶ。地域での特徴を活かした栄養教育の多様な展開のあり方を探求する。複数の海外論文をもとに、食・栄養教育のプログラムとその評価を比較検討したい。

週　テーマ・授業目標等

1. 栄養教育の定義
2. 地域における栄養教育の意義と理論モデル
3. 食物選択、食行動変容理論と栄養教育との関わり
4. 行動変容段階別の実行を引き出す栄養教育の手法　1
5. 行動変容段階別の実行を引き出す栄養教育の手法　2
6. 教育的アプローチと環境的アプローチの融合
7. 実践での活用1　ニーズと行動の分析
8. 実践での活用2　ねらいとする行動メディエーターの特定（構成要素の抽出）
9. 実践での活用3　栄養教育の理論、教育理念、プログラム構成要素の選択
10. 実践での活用4　目標の階層化
11. 実践での活用5　教育方法の選定、理論に基づく教育的戦略の設計
12. 実践での活用6　実行の潜在的な環境メディエーターへの戦略の設計
13. 実践での活用7　理論に基づく栄養教育のための評価設計
14. 幼児とその保護者を対象とした栄養教育の研究と理論
15. フードシステム拠点、農産物直売所からの環境的アプローチの研究と理論

学習目標・到達目標

「栄養教育」の理論枠組、その背景となる基本概念を理解し、地域生活する人々の栄養・食の営みの特殊性を踏まえた実践研究デザインを身につける。理論と実践研究を行き来する先行研究の成果を共に、具体的な高度専門家としての栄養教育の企画と方法を習得する。

準備学習

「栄養教育の研究、理論と実践の環」、実践場面、研究デザイン、そこに込められた想いを共有したいと思います。

評価方法その他

授業への学習態度30%、授業中の課題35%、レポート35%

使用教科書名

Isobel R. Contento (著), 足立 己幸 (翻訳), 衞藤 久美 (翻訳), 佐藤 都喜子 (翻訳)酒井治子:「これからの栄養教育論―研究・理論・実践の環」, 第一出版

NO. 4051212　　生化学特論

馬場　修

授業科目概要・教育目的（履修条件）

食と健康増進の観点から、ヒトにおける様々な生命現象について生体成分がどの様にして代謝されていくのか、また、食品、食物中の栄養成分ならびに機能性成分が生命活動や体の恒常性機能に対してどのような機序で働いているのか解説する。

週　テーマ・授業目標等

1. 生化学特論とは
2. 糖質の話題と研究(第2～5週)
3. 脂質の話題と研究(第6～8週)
4. タンパク質の話題と研究(第9週～11週)
5. 栄養素・非栄養素と生体機能（第12週～15週）

学習目標・到達目標

生体物質の構造と機能を理解し、栄養成分ならびに機能性成分が生命活動や体の恒常性機能に対してどのような機序で働いているのか、役割を理解できることを学習目標にし、食品・食物と恒常性維持「健康」が体機能の相互バランスの上に成り立っていることを生化学を視点とした立場から最新のトピックスを交えて教授してゆく。

準備学習

基礎となる分野なのでじっくり取り組んで下さい。

評価方法その他

課題、試験等による総合評価

使用教科書名

適宜指定する

NO. 4051222　　小児臨床栄養学特論

原　光彦

授業科目概要・教育目的（履修条件）

関連する学術団体から出版されている診療ガイドライン（小児肥満症診療ガイドライン2017、食物アレルギー診療ガイドライン2016）を用いて講義形式で授業を行う。

週　テーマ・授業目標等

1）小児肥満・肥満症・メタボリックシンドロームの判定
2）小児肥満の疫学
3）肥満小児症に関連する健康障害-1（高血圧・呼吸障害）
4）肥満小児症に関連する健康障害-2（2型糖尿病・内臓脂肪型肥満）
5）肥満小児症に関連する健康障害-3（早期動脈硬化・肝機能障害）
6）肥満小児症に関連する健康障害-4（脂質異常症・高尿酸血症）
7）肥満小児症に関連する健康障害-5（運動器障害・その他）
8）小児期からの肥満予防対策
9）小児肥満症の治療
10）食物アレルギーの定義と分類
11）食物アレルギーの疫学
12）食物アレルゲンと臨床症状
13）食物アレルギーの診断
14）食物アレルギーの治療
15）食物アレルギー発症予知と発症予防
16）試問

学習目標・到達目標

小児の臨床栄養で特に問題になりやすい、肥満や痩身、食物アレルギーの評価や対応法について学習する。

準備学習

小児疾患の中で現在大きな社会問題となっているのは、生活習慣病、アレルギー疾患、発達障害です。これらの疾患の病態形成には栄養学的な問題が深く関わっており、予防や治療のためには、栄養学に基づいた応用力が必要です。小児生活習慣病やアレルギー疾患の専門医からこれらの疾患の病態について学んでみませんか。

評価方法その他

出席状況・学習態度（50点）、試問の得点（50点）で評価する。
15回の講義の内、正当な理由なく6回以上欠席すると「不可」評価となる。

使用教科書名

小児肥満症診療ガイドライン2017
食物アレルギー診療ガイドライン2016

NO. 4051214　　病態生理学特論

斉藤　恵美子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

発達生物学、特に栄養学とそれに関連した病態生理について学習し、各段階における問題点に理解を深め、実際に役に立つ知識を身につける。成長、発達、生活習慣病に関して、エピジェネティックな側面も含めて取り上げる。周産期における母体の栄養と児の発達にかかわる問題、新生児の未熟性、授乳期および母乳栄養や離乳の生理学的問題と食事アレルギー、幼児期の食育と生活習慣病、学童期から思春期にいたる成長期における諸問題、成人期、更年期、高齢者などのライフステージにおける生理学的問題や生活習慣病につき理解を深める。

週　テーマ・授業目標等

1.妊娠期、分娩、産褥期の病態生理と栄養
2.周産期におけるエピジェネティックとしての母体と胎児、生活習慣病の関連性
3.正常新生児、未熟児、新生児の病態生理と合併症の問題
4.母乳および調製粉乳の生化学と母乳栄養と人工栄養の病態生理学
5.乳児期の栄養、離乳食、食事アレルギーに関連した病態生理学
6.幼児期の生理学的発達。特にアディポシティ・リバウンドに注目して
7.学童期から思春期における成長発達の病態生理
8.学童期から思春期における病態生理と食育上の問題
9.小児肥満症、小児メタボリックシンドローム
10.小児の1型糖尿病の病態生理とサマーキャンプの実態
11.運動生理学と栄養の関係
12.成人期の生活習慣と生活習慣病の病態生理
13.生活習慣病におけるアディポサイトカインなどの生理活性因子の変動
14.更年期の病態生理、栄養学的問題と、小児期からの栄養対策について
15.老化の病態生理と高齢期における身体・精神的変化
16.試験（口頭試問）

学習目標・到達目標

ライフステージ全般における病態生理と生活習慣病の関係について、正しく理解し、管理栄養士としての幅広い活動に的確に応用する素養を身につける。

準備学習

特になし

評価方法その他

平常の授業中の評価(50%)、口頭試問による評価（50%）

使用教科書名

適宜資料を配付

NO. 4051223　　予防心臓病学特論

原　光彦

授業科目概要・教育目的（履修条件）

関連する学術団体から出版されている診療ガイドライン(動脈硬化性疾患予防ガイドライン、高血圧治療ガイドライン、肥満症診療ガイドライン、糖尿病治療ガイド)などを用いて講義形式で授業を行う。

学習目標・到達目標

日本人の主な死因である心疾患発症の基礎となる動脈硬化の予防について、疫学的特徴、スクリーニングの方法、動脈硬化危険因子の種類、各危険因子に対する介入法を理解すること。

準備学習

医学の世界では、古くから「予防は治療に勝る」と言われています。日本人の主要な死因の一つである、心疾患の多くは、生活習慣の改善によって予防が可能です。心疾患の発症予防の中でも、食に対するアプローチは主要な領域を占めています。一緒に、心疾患の予防について勉強してみませんか。

評価方法その他

出席状況・学習態度(50点)、試問の得点(50点)で評価する。
15回の講義の内、正当な理由なく6回以上欠席すると「不可」判定となる。

週　テーマ・授業目標等

1)予防とは何か
2)心血管病の疫学
3)動脈硬化のスクリーニング検査と代理マーカー
4)動脈硬化危険因子-1:高血圧
5)動脈硬化危険因子-2:糖尿病
6)動脈硬化危険因子-3:喫煙
7)動脈硬化危険因子-4:肥満やメタボリックシンドローム
8)動脈硬化危険因子-5:運動不足
9)動脈硬化危険因子-6:性差・加齢
10)動脈硬化危険因子-7:家族歴や遺伝的要因
11)動脈硬化危険因子-8:心理社会的要因
12)予防のための介入法-1:食事
13)予防のための介入法-2:身体活動
14)予防のための介入法-3:生活リズム
15)動脈硬化危険因子や心臓病に対する治療
16)試問

使用教科書名

動脈硬化性疾患予防ガイドライン2012
肥満症診療ガイドライン2016
糖尿病治療ガイド2014-2015

NO. 4051216　　ヘルスプロモーション特論

松田　正己

授業科目概要・教育目的（履修条件）

学習内容は、ヘルスプロモーション、健康教育の理論と実践について、世界の動向を踏まえて、プライマリーヘルスケアと生命倫理の視点から概説する。個別のテーマ(教科書の第Ⅱ部4-5章、第Ⅲ部、第Ⅳ部、第Ⅴ部の各章)として、グループ学習の成果発表で、災害といのち、原発と栄養・いのち、難病、精神障害といのち・健康、老い、生、死、パレスチナ難民といのち、エイズといのち、タイのUHC国民皆保険、子どもの虐待と里親、食といのち、良い看護と西田哲学、等について学習し、ヘルスプロモーションの展開プロセスと新しい健康教育を学ぶ。

学習目標・到達目標

人々が健康に生活していくための方法論の一つとして、ヘルスプロモーションと健康教育の理論的な方法と実践方法を、具体的な各分野の学習を通じて、身につける。

準備学習

評価方法その他

出席とグループの発表内容、レポート、等で評価する。試験はしない。

週　テーマ・授業目標等

話題提供だけではなく、学生の主体的な授業への参画を求める。始めにグループ分け(興味のあるテーマにより)を行い、そのグループによる相互討論を行い、講義でその成果(教科書より2/3、他の情報より1/3)をパワーポイント(12枚)等でまとめたものを検討し、修正の上、印刷資料と共に、全員の前で発表する。その後に学習内容をまとめる。

使用教科書名

NO. 4051217　　国際保健学特論

松田　正己

授業科目概要・教育目的（履修条件）

国際感染症として、結核、エイズ等を取り上げる。また、国際保健のマネジメントも学習し、地域及び、疾病単位の国際保健を総合する方法を修得する。更に、最近のプライマリ・ヘルス・ケアの動向（WHO世界保健報告2008）やその事例としてのタイの地方自治・地域看護・保健ケアシステム、NCD（非感染症、肥満などの生活習慣病）対策の重要性、UHC（国民皆保険などのユニバーサル・ヘルス）についてとりあげる。

学習目標・到達目標

国際保健分野における国際協力活動の進め方について理解する。現在わが国は世界有数の海外援助国になっているが、その国際保健の協力状況には様々な問題点が指摘されている。そこで、国際保健分野における国際協力活動（国際機関、政府機関、NGO）の進め方について、現状と歴史、保健問題に関する理解や必要な知識についての具体的事例（ｹｰｽｽﾀﾃﾞｨ：東南ｱｼﾞｱ、中国、ﾗﾃﾝｱﾒﾘｶ、ｱﾌﾘｶ）をもとに、将来国際保健領域で活動をする上での基礎を学習す

準備学習

国際保健協力の経験は問わないが、海外渡航の経験のあるものは活動記録等を持参されたい。

週　テーマ・授業目標等

1. 国際社会における保健問題
2. 国際保健協力の歴史と現状
3. わが国の国際保健協力の現状1：ODAの現状、JICAによる活動状況
4. わが国の国際保健協力の現状2：NGO活動の現状
5. 国際感染症の現状1（結核）
6. 国際感染症の現状2（エイズ）
7. ケーススタディ1：東南アジアにおける活動と問題点
8. ケーススタディ2：中国における活動と問題点
9. ケーススタディ3：ラテンアメリカにおける活動と問題点
10. ケーススタディ4：アフリカにおける活動と問題点
11. 国際保健のマネジメント
12. 将来における国際保健協力の進め方
13. 最近のプライマリ・ヘルス・ケアの動向（WHO世界保健報告2008）
14. PHC2008とタイの地方自治・地域看護・保健ケアシステム

評価方法その他

各自がテーマを設定し、報告したものをレポートとして提出し、その内容を評価する。

使用教科書名

NO. 4051218　　小児保健学特論

斉藤　恵美子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

小児期の保健と健康管理について学ぶ。小児期の身体的、精神的、成長と発達および、小児期に特徴的な疾患について、ある程度専門的なレベルで重点的に学習する。小児の養育に関わる上で、指導的な立場として概観できる素養を身につける。

学習目標・到達目標

小児保健学のうち、特に重要な部分について、大学院研究科にふさわしいレベルの理解を得ることを目標とする。

準備学習

小児の成長発達について理解するために、自ら課題を設けて積極的な学習を行うことを望んでいる。長い小児科臨床経験から引き出せる知識を最大限に吸収して欲しい。

週　テーマ・授業目標等

1. 小児の身体発育
2. 小児の生理機能
3. 小児の運動機能
4. 小児の精神発達
5. 周産期、新生児期の問題点（未熟児、エピジェネティクを含む）
6. 乳児期、学童期の栄養と成長
7. 思春期の成長、栄養と問題点
8. 事故と応急処置
9. 感染症と予防接種
10. 小児期の病気：感染症・下痢・アレルギー疾患、消化器病
11. 小児期の病気：呼吸循環器・血液・腎臓・内分泌・代謝病
12. 小児期の病気：皮膚・運動器・感覚器の病気・悪性腫瘍・川崎病など
13. 小児の病気：神経精神疾患（ダウン症を含む）
14. 小児の病気：学習障害・発達障害など
15. 小児の虐待とその対応法
16. 試験（口頭試問）

評価方法その他

平常の授業中の評価(50%)、口頭試問（50%）で評価する。

使用教科書名

子どもの保健(第7版)/巷野悟郎編/診断と治療社/2017年
他に適宜配付資料を用いて授業を行う。

NO. 4051219　　運動栄養学特論

江川　賢一

授業科目概要・教育目的（履修条件）

運動の遂行や栄養の摂取により身体は変化する。運動栄養学は運動適応の身体機序を解明する運動生理学と栄養素、食事、食品と生物との相互作用を解明する栄養学が複合した学問である。一過性、慢性の運動実施や栄養摂取は生理学的機構の適応を生じ、その結果として死亡、健康寿命、非感染性疾患、生活習慣病に影響する。本講は予防医学、体力科学の最新トピックの理解を通じて履修者の関心領域の探求を促進し、疾病予防、健康増進の研究手法を教授する。

週　テーマ・授業目標等

1オリエンテーション
2研究計画プレゼンテーション1
3レビューワーク1
4レビューワーク2
5レビューワーク3
6研究デザイン1
7研究デザイン2
8研究計画プレゼンテーション2（中間評価）
9研究デザイン別レビューワーク1
10研究デザイン別レビューワーク2
11研究デザイン別レビューワーク3
12研究デザイン別レビューワーク4
13研究デザイン別レビューワーク5
14研究デザイン3
15研究デザイン4

学習目標・到達目標

運動遂行による生理学的応答を説明できる。栄養摂取による生理学的応答を説明できる。健康のための運動、競技のための運動、リハビリのための運動の違いを説明できる。健康のための栄養、競技のための栄養、リハビリのための栄養の違いを説明できる。運動と栄養の相互作用を説明できる。

準備学習

最新の運動生理学と栄養学の教科書、原著論文を輪読し、運動栄養学を志向する専門家に必要なスキルを習得します。スポーツ栄養学に関心のある学生の受講を歓迎します。（大学院では男子学生も履修可能です）

評価方法その他

通常評価

使用教科書名

W.D.McArdle, F.I.Katch, and V.L.Katch : Sports and Exercise Nutrition.

NO. 4051220　　栄養管理学特論

吉野　知子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

栄養管理における栄養評価、栄養計画、食事計画についての基本的事項を修得した上で、対象者例を設定し、栄養ケア・マネジメントの手法を具体的に学び検討する。NSTに関わる他職種各々の専門性について学び協働の重要性を理解する。在宅の栄養管理における現状と問題点を社会的要因も踏まえ把握し、今後の課題と可能性について学ぶ。

週　テーマ・授業目標等

1.栄養ケア・マネジメントの概要
2.栄養スクリーニング
3.栄養アセスメントの方法と判定基準
4.栄養管理計画と食事摂取基準
5.食事計画
6.モニタリングと食事調査方法
7.評価方法
8.NSTにおける各職種の専門性と役割
9.NSTの実際
10.在宅における栄養管理の現状
11.在宅における栄養管理の問題点と課題
12.栄養ケア・マネジメント事例　病院
13.栄養ケア・マネジメント事例　施設
14.栄養ケア・マネジメント事例　在宅
15.関連する制度と社会的背景（診療報酬、介護報酬等）

学習目標・到達目標

栄養管理に関する基本的理論と実践法を修得する。資料や情報を正確に把握・分析し栄養ケア・マネジメントに的確に対応できる。他職種協働の一員としての専門性を追究し貢献できる。

準備学習

栄養ケア・マネジメントの基本は事前に理解している事。栄養管理の重要性と担う役割について、病院・施設だけでなく、今後必要性の高まる在宅の栄養管理についても興味と関心を持って受講してください。

評価方法その他

平常点(40%)、レポート(60%)の総合評価

使用教科書名

在宅高齢者食事ケアガイド

NO. 4051221　　食品・栄養英語文献抄読演習

健康栄養学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

論文テーマの研究に関する英語論文を読むことで，自らの研究テーマを発展させることを目的とする。研究の主たる指導教員により講義は実施される。

週　テーマ・授業目標等

第1～3回 研究内容の基礎英語単語
第4～6回　研究内容英語文献の検索方法と検索
第7～9回　英語文献翻訳
第10～15回　研究に関連する英語論文の読解と英語論文の作成方法

学習目標・到達目標

専門分野の英語論文をよみ，研究分野に知識を反映できるようにする。

準備学習

評価方法その他

出席とレポートで判定する。

使用教科書名

NO. 4051301　　食生活学特論

小口　悦子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

人間と食べ物との関わりについて考えるとき、食べ物の持つ役割を人間の健康の保持・増進という生理的側面と、充実感や満足感といった精神的な側面からとらえることができよう。伝統的な調理技術を文化的な側面から捉えるのみならず、現代の科学的視点から捉えることによって考究していく。

週　テーマ・授業目標等

第1週　序章　食生活の構成と現状
第2週　食生活における食育と調理の役割
第3週　家庭・学校・社会における食教育
第4週　食生活における調理と栄養・機能性との関連　1
第5週　食生活における調理と栄養・機能性との関連　2
第6週　食生活における調理と栄養・機能性との関連　3
第7週　現代の食生活の課題　1
第8週　現代の食生活の課題　2
第9週　伝統的食品の食文化　1
第10週　伝統的食品の食文化　2
第11週　伝統的食品の食文化　3
第12週　食文化と科学　1
第13週　食文化と科学　2
第14週　食文化と科学　3
第15週　まとめ
第16週　試験

学習目標・到達目標

食べ物や食生活について、文化的、科学的視点で現状の分析と問題提起ができるようになること。

準備学習

食品学、調理学、栄養学等の分野を学んでいることが望ましい。

評価方法その他

毎回のディスカッションと試験・レポート、出席を総合評価する。

使用教科書名

毎回の資料（プリント）。

NO. 4051303　　食品機能学特論

黒田　久夫

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近年の栄養学や食品科学の発展は目覚ましく、食のおいしさ(2次機能)と、健康(3次機能)に関する多くの知見が報告されています。また、それらのメカニズムを利用して新しい食品素材や技術が次々と実用化されています。本講義では、食品の2次機能と3次機能の分子メカニズムと、製品応用例を学術文献を交えて学んで行きます。

週　テーマ・授業目標等

1　ガイダンス
2　科学的根拠の考え方と情報の検索
3　学術文献の構成と科学英語
4　三次機能の概要
5　三次機能成分(1)
6　三次機能成分(2)
7　ゲノム栄養学
8　健康機能性食品の課題
9　2次機能の概要
10　色素成分・香気成分
11　味覚成分
12味覚の分子機構(1)
13　味覚の分子機構(2)
14　化学感覚の分子機構
15おいしさと脳機能
16　テスト

学習目標・到達目標

代表的な食品成分や素材について、その2次機能と3次機能の作用機作を説明できる

準備学習

食品の2次・3次機能は、食品科学の中で最も面白い分野の一つです。講師の企業での製品開発の事例等も加えながら、中味の濃い授業を展開します。学術文献の読み方、科学的根拠の判断の仕方も合わせて説明したいと思います。

評価方法その他

期末テスト

使用教科書名

学術文献を使用します

NO. 4051304　　食品科学特論

山﨑　薫

授業科目概要・教育目的（履修条件）

多種多様な食品に研究が行われる中、研究目的に応じて、どのような研究手法が用いられているのか等を解説し、受講生各自の研究にどう生かして行けるかを検討していく。そのために最新の研究論文等を活用していく。受講生にはディスカッションを通しての授業展開において、事前準備を基に積極的な授業参加を求める。

学習目標・到達目標

食品には、ヒトの生命維持として栄養素の補給源としてだけではなく、美味しさや楽しみという嗜好性の要素も求められ、また、機能性として健康に関する要素も多く求められるようになっている。加えて安全性や利便性も求められる。それらの要素はどの様な研究により成り立ち、確認され、応用されているのかを理解する。

準備学習

食品分析学、栄養学、食品衛生学等の学部生レベルの知識を有していることを前提に、化学や生化学の内容も加わり、授業展開を行います。事前に授業内で必要とする論文等を予習し、関連する論文等を自身で検索入手して活用して頂きます。

週　テーマ・授業目標等

1.食品科学とは　本特論の授業展開の概要
2.食品成分分析領域①
3.食品成分分析領域②
4.食品成分分析領域③
5.総合討論
6.食品の嗜好性領域①
7.食品の嗜好性領域②
8.食品の嗜好性領域③
9.総合討論
10.食品のリスクマネジメント領域①
11.食品のリスクマネジメント領域②
12.食品のリスクマネジメント領域③
13.総合討論
14.まとめ　プレゼン①
15.まとめ　プレゼン②

評価方法その他

出席40％、プレゼン・レポート等60％

使用教科書名

必要とする論文等を各自で入手してもらいます。必要に応じて関連文献も入手して下さい。

NO. 4051305　　衣設計学特論

藤田　恵子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

被服教育における婦人原型の製図法について、明治期の導入から現在までの約100年余りの洋装・既製服の普及などの社会現象や、雑誌・教科書などを資料にして、その発達の変化を背景から考察する。

学習目標・到達目標

一般的な衣服制作に使用される婦人原型の製図法について、その変遷を学ぶ。

準備学習

週　テーマ・授業目標等

1. 婦人原型についてのオリエンテーション
2. 明治期における洋装
3. 明治期における洋服のパターン
4. 大正期～第二次大戦中の洋装
5. 大正期～第二次大戦中の原型製図
6. 第二次大戦後～1960年代の洋裁ブーム、
7. 第二次大戦後～1960年代の婦人原型
8. 1970年代～1990年代の人体計測研究、婦人原型研究
9. 1970年代～1990年代の婦人原型
10. 2000年代の婦人原型
11. 婦人原型製図の実習
12. 婦人原型製図の実習
13. 立体裁断法による婦人原型制作の実習
14. 立体裁断法による婦人原型制作の実習
15. 婦人原型の製図法と立体裁断法（まとめ）

評価方法その他

平常点:40％、 課題:30％、 レポート:30％

使用教科書名

NO. 4051306　　衣環境学特論

花田　朋美

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣服と身体との関係を最も身近な環境と捉え、衣環境を形成する素材としての各種繊維・高分子化合物の構造と物性について、更に、その快適性と管理について講述する。また、衣生活を取り巻く社会的環境についても言及し、快適で豊かな衣生活とは何かを考察する。

学習目標・到達目標

繊維を形成する高分子化合物の構造と機能発現の相関について理解し、健康的で快適な衣環境とは何かを学ぶ。更に、衣環境を形成するための社会的環境について理解し、現存する問題の解決方法を考察する力を修得する。

準備学習

週　テーマ・授業目標等

1. 繊維・高分子化合物の構造　ーイントロダクションー
2. 結晶性高分子と非晶性高分子の構造
3. 高分子の構造と物性(1)
5. 高分子の構造と物性(2)
6. 機能性繊維(1)
7. 機能性繊維(2)
8. 染色加工と機能化(1)
9. 染色加工と機能化(2)
10. 衣服の快適性(1)
11. 衣服の快適性(2)
12. 衣服の管理と機能保持
13. 衣生活と環境保全(1)
14. 衣生活と環境保全(2)
15. まとめ

評価方法その他

レポートと毎回のディスカッションによる平常点を総合的に評価する

使用教科書名

適宜、プリントを配布する

NO. 4051307　　住環境計画特論

小池　孝子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

住環境を計画するには、住居から地域を連続的に捉えることが重要である。自分の身の周りの環境に目を向け、生活の質を向上させるために解決すべき課題について検討する。

学習目標・到達目標

自らを取り巻く住環境に着目し、身近な課題を発見、解決するための基礎的な能力を身につける。

準備学習

週　テーマ・授業目標等

1　ガイダンス
2　居住環境に関わる問題意識の整理と明確化1
3　居住環境に関わる問題意識の整理と明確化2
4　既往研究・設計事例の収集1
5　既往研究・設計事例の収集2
6　既往研究・設計事例の分類1
7　既往研究・設計事例の分類2
8　社会調査の方法について1
9　社会調査の方法について2
10　調査実施シミュレーション1
11　調査実施シミュレーション2
12　調査実施シミュレーション3
13　調査結果の分析手法1
14　調査結果の分析手法2
15　調査結果の分析手法3

評価方法その他

授業への参画および課題の提出により総合的に評価する。

使用教科書名

NO. 4051308　　建築構法特論

白井　篤

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近年，建築物の耐久性向上技術の確立が急務とされていることから，特に，鉄筋コンクリート構造物の耐久性改善法，補修及び補強用材料の性能評価と選択手法，補修及び補強工法，維持・管理手法などを講述する。

学習目標・到達目標

鉄筋コンクリート構造物の耐久性と補修・補強工法，維持・管理手法，コンクリート診断技術などを学ぶことで、建築物の構法（しくみ）を理解する。

準備学習

ガイダンス（第1回目の授業）で配布した授業予定表に記載したキーワードについて事前に勉強した上で、授業に臨むこと。

週　テーマ・授業目標等

1　建築物の耐久性と建築材料（1）
2　建築物の耐久性と建築材料（2）
3　鉄筋コンクリート造建築物の耐久性（1）
4　鉄筋コンクリート造建築物の耐久性（2）
5　鉄筋コンクリート構造物の劣化要因と劣化事例（1）
6　鉄筋コンクリート構造物の劣化要因と劣化事例（2）
7　鉄筋コンクリート構造物用補修材料及び補強材料（1）
8　鉄筋コンクリート構造物用補修材料及び補強材料（2）
9　補修及び補強材料の選択手法（1）
10補修及び補強材料の選択手法（2）
11補修及び補強工法（1）
12補修及び補強工法（2）
13補修及び補強後の鉄筋コンクリート構造物の維持・管理手法（1）
14補修及び補強後の鉄筋コンクリート構造物の維持・管理手法（2）
15レポート作成、まとめ

評価方法その他

レポート（100％）にて評価する。

使用教科書名

適宜、資料を印刷、配布する。

NO. 4051309　　住環境設計特論

原口　秀昭

授業科目概要・教育目的（履修条件）

演習に近い方法で、図面を書くか読む方法で、3人の建築家による作品の空間構成を分析し、理解し、応用できるまでにする。

学習目標・到達目標

20世紀における、建築家による住宅作品の空間構成を学ぶ。ライト、コルビュジェ、ミースの20世紀の巨匠や日本の建築家達は、独立住宅において自らの理念を開花させていった。演習では、彼らの代表的住宅作品を立体的な図を起こす、拙著「20世紀の住宅」を使うなどして空間構成を分析する。最終的に、3人の巨匠の空間構成を設計に生かせるようにする。

準備学習

週　テーマ・授業目標等

第1週・・・ライト、コルビュジエ、ミースについての概観
第2週・・・ライトの作品についての分析　1
第3週・・・ライトの作品についての分析　2
第4週・・・ライトの作品についての分析　3
第5週・・・ライトの作品についての分析　4
第6週・・・コルビュジエの作品についての分析　1
第7週・・・コルビュジエの作品についての分析　2
第8週・・・コルビュジエの作品についての分析　3
第9週・・・コルビュジエの作品についての分析　4
第10週・・ミースの作品についての分析　1
第11週・・ミースの作品についての分析　2
第12週・・ミースの作品についての分析　3
第13週・・ミースの作品についての分析　4
第14週・・3人の作品についての比較分析　1
第15週・・3人の作品についての比較分析　2

評価方法その他

3人の建築家による3作品を分析した内容、レポート等によって評価する。

使用教科書名

原口秀昭著「20世紀の住宅　空間構成の比較分析」

NO. 4051311　　情報メディアデザイン特論

呉　起東

授業科目概要・教育目的（履修条件）

本特論は，複雑な情報，構造化されてない情報からデザイン手法を通して可視化し構成することで情報としての意味を持たせるための知識を獲得することを目的とする．そのために，情報の処理，加工に関わる概念，原理を理解し，情報の収集・分析した後にデータ同士の相関関係を発見して思考の拡張とデータが持っている意味の発見ができるように最新情報や論文から論じる．また，分析方法をデザインに活かすための学術的アプローチについても論じる．

学習目標・到達目標

情報の処理，加工に関わる概念，原理を理解し，情報の収集・分析した後にデータ同士の相関関係を発見して思考の拡張とデータが持っている意味を理解する．

準備学習

週　テーマ・授業目標等

1）ガイダンスと情報デザインの定義
2）情報の可視化の手法について：Cladogram, Dendrogram, Graph Drawing, Heat Mapなど図式的形態　の中で抽象的に表現された，属性または，変数を持つ単位を含んだ情報について論じる．
3）情報デザインの方法1の概説：データ収集，分析，検証，シナリオ作成について論じる．
4）情報デザインの方法2の概説：問題定義，階層構造作成，視覚的効果について論じる．
5）インタラクションデザインの概説：定義，手法について論じる．
6）インタラクティブメディアの概説：電子出版の現状，UX（User Experience）について論じる．
7）インタラクティブプログラミングについて：html5，CSS3について概説する．
8）情報伝達デザインのプロセスについて：調査と分析，コンセプトと機能デザイン，評価について論じる．
9）記号とグラフィックスの概説：明度，色相，質感，形態，位置，方向，大きさなどについて論じる．
10）タイポグラフィの定義と属性の概説：可読性，判読性，書体，重さ，大きさ，スタイル，色彩，字間，行間，空間，位置，動きと方向，時間などについて論じる．
11）最新の情報デザイン工学について1：情報デザイン関連の研究論文を概説する．
12）最新の情報デザイン工学について2：情報可視化関連の論文を概説する．
13）最新の情報デザイン工学について3：情報分析方法関連の論文を概説する．
14）最新の情報デザイン工学について4：インタラクティブメディア，UX関連の論文を概説する．
15）総合解説：これまでの学習内容を振り返りながらまとめるとともに情報デザイン工学の観点から新たな表現方法やプロセスについて総合的に論じる

評価方法その他

必要に応じて講義関連資料や関連論文を配布する．概説後，講義中の小テスト，レポート，最終試験を総合して評価する．

使用教科書名

必要に応じて資料を配布する．

NO. 4051316　　人間形成特論（教育史）

河田　敦子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

前半8回は講義形式で進行する。後半6回は、日仏いずれかの国で、1800年～1980年頃までに生きた一人の教師について調べ、その人物が教育をどのように捉え、どのような教育を行い、その人物の人生に時代的背景がどのような影響を与えているかを、その人物のライフヒストリーを作成しながら考察する。最終回では、発表し合い、ディスカッションを行う。

学習目標・到達目標

人間形成において教育が果たす役割を、教育史の観点から学ぶ。具体的には公教育制度成立以前の近世における教育思想、公教育制度成立過程から見る公教育制度のあり方とそれを国際的に比較する相対的視点を身に付けることを目標とする。

準備学習

教育が人間形成にどのように影響を与えるのか、与えてきたかは、歴史的にのみ検証できます。そこに教育史を学ぶ大きな意義があります。教育史を学ぶ楽しさ、面白さを感じながら取り組んで下さい。

週　テーマ・授業目標等

第1回：近世日本の教育者（1）本居宣長、広瀬淡窓、
第2回：近世日本の教育者（2）吉田松陰、内藤ます
第3回：フランス公教育制度成立過程における教師教育構想（1）コンドルセの思想
第4回：フランス公教育制度成立過程における教員身分（2）ギゾー法からフェリー法まで
第5回：フランス公教育制度の成立過程における教員身分（3）公教育大臣ゴブレの思想
第6回：近代日本公教育制度の成立過程（1）学制頒布と教員養成
第7回：近代日本公教育制度の成立過程（2）初代文部大臣森有礼の師範教育と教員身分に対する政策
第8回：近代日本公教育制度の成立過程（3）天皇制国家体制下の教師
第9回：人間形成と教育（1）：ある教師として生きた人物を選ぶ。
第10回：人間形成と教育（2）：選んだ人物が生きた時代について調べる。
第11回：人間形成と教育（3）：選んだ人物が生きた時代の教育について調べる。
第12回：人間形成と教育（4）：選んだ人物がどのような教育を行ったかを調べる。
第13回：人間形成と教育（5）：選んだ人物のライフヒストリーを作成する。
第14回：人間形成と教育（6）：選んだ人物がどのように教育を捉えていたか考察する。
第15回：まとめ：作成したライフヒストリーを発表し合いながら、教師の人間形成と教育の捉え方に、時代背景、環境、人間関係、教育制度等がどのように関わっていたかをディスカッションする。
最終回で発表したライフヒストリーをレポートにして提出する。

評価方法その他

課題設定（問題意識の妥当性）能力（20％）、調査研究への取り組み（30％）、レポート（50％）

使用教科書名

特に指定しない。

NO. 4051317　　近世女性史特論

河田　敦子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

江戸時代に自筆の論考を残した稀有な女性只野真葛についての文献購読を行い、江戸時代に「教養と自我を持って生きた女性」の存在についてディスカッションを行う。また、明治初期に山梨県女子教育の先駆者となった内藤ますについても文献購読を行い、幕末明治期の女子教育についてもディスカッションして考察を深める。資料のある江戸時代の女性について、院生が調べたことを発表し合う。江戸時代の女性に関する文書の調べ方も学ぶ。ただし、崩し字購読は行わない。

週　テーマ・授業目標等

第1回：江戸時代の女性について概略 研究動向と資料について
第2回：文献購読　只野真葛著『独考』を読む（1）
第3回：文献購読　只野真葛著『独考』を読む（2）
第4回：文献購読　瀧澤馬琴『独考論』を読む（1）
第5回：文献購読　瀧澤馬琴『独考論』を読む（2）
第6回：ディスカッション　江戸時代のジェンダー観と只野真葛の生き方
第7回：江戸時代の女性の旅日記について概説
第8回：文献購読　内藤ますについて（1）その生い立ちと半生
第8回：文献購読　内藤ますについて（2）旅日記「駿河紀行」を読む
第9回：文献購読　内藤ますについて（3）旅日記「駿河紀行」を読む
第10回：ディスカッション　江戸時代の女子教育
第11回：自分で調べる江戸時代の女性
第12回：自分で調べる江戸時代の女性
第13回：調べたことを発表する
第14回：ディスカッション　江戸時代の女性について調べることで何を学んだか
第15回：近世と近代の関係を特にジェンダーの視点から考える
最終レポート「江戸時代の女性の生き方　事例研究」

学習目標・到達目標

あまり知られていない近世日本の女性の存在に目を向け、その生き方、考え方についての知見を深め、何故近世女性史が歴史学の分野で埋もれてしまったのかについて考察し、視野の広い歴史観を持てるようになることを目標とする。

準備学習

評価方法その他

①授業への関心・意欲・態度（30%）
②研究の着眼点・プレゼンテーション（30%）
③レポート（40%）

使用教科書名

特になし。授業中に紹介する。

NO. 4051312　　生活デザイン特論演習　1

生活デザイン学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、専門的な調査、研究、製作、計画設計を教員の指導のもとに行なう。共同研究、共同制作、共同計画設計の場合は、各自の分担を明確にする。

週　テーマ・授業目標等

第1週・・・指導教員による個別指導(1)
第2週・・・指導教員による個別指導(2)
第3週・・・指導教員による個別指導(3)
第4週・・・指導教員による個別指導(4)
第5週・・・指導教員による個別指導(5)
第6週・・・指導教員による個別指導(6)
第7週・・・指導教員による個別指導(7)
第8週・・・指導教員による個別指導(8)
第9週・・・指導教員による個別指導(9)
第10週・・・指導教員による個別指導(10)
第11週・・・指導教員による個別指導(11)
第12週・・・指導教員による個別指導(12)
第13週・・・指導教員による個別指導(13)
第14週・・・指導教員による個別指導(14)
第15週・・・指導教員による個別指導(15)

学習目標・到達目標

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、進んだ専門知識を持ち、それを活用することができ、問題点の設定と論理的な思考に基づき自らの見解を築き、表現することができる。

準備学習

評価方法その他

調査、研究、製作、計画設計の結果としてのレポート、制作物、図面等により評価する。

使用教科書名

NO. 4051313　　生活デザイン特論演習　２

生活デザイン学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、専門的な調査、研究、製作、計画設計を教員の指導のもとに行なう。共同研究、共同制作、共同計画設計の場合は、各自の分担を明確にする。

週　テーマ・授業目標等

第1週･･･指導教員による個別指導(1)
第2週･･･指導教員による個別指導(2)
第3週･･･指導教員による個別指導(3)
第4週･･･指導教員による個別指導(4)
第5週･･･指導教員による個別指導(5)
第6週･･･指導教員による個別指導(6)
第7週･･･指導教員による個別指導(7)
第8週･･･指導教員による個別指導(8)
第9週･･･指導教員による個別指導(9)
第10週･･･指導教員による個別指導(10)
第11週･･･指導教員による個別指導(11)
第12週･･･指導教員による個別指導(12)
第13週･･･指導教員による個別指導(13)
第14週･･･指導教員による個別指導(14)
第15週･･･指導教員による個別指導(15)

学習目標・到達目標

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、進んだ専門知識を持ち、それを活用することができ、問題点の設定と論理的な思考に基づき自らの見解を築き、表現することができる。

準備学習

評価方法その他

調査、研究、製作、計画設計の結果としてのレポート、制作物、図面等により評価する。

使用教科書名

NO. 4051314　　生活デザイン特論演習　３

生活デザイン学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、専門的な調査、研究、製作、計画設計を教員の指導のもとに行なう。共同研究、共同制作、共同計画設計の場合は、各自の分担を明確にする。

週　テーマ・授業目標等

第1週･･･指導教員による個別指導(1)
第2週･･･指導教員による個別指導(2)
第3週･･･指導教員による個別指導(3)
第4週･･･指導教員による個別指導(4)
第5週･･･指導教員による個別指導(5)
第6週･･･指導教員による個別指導(6)
第7週･･･指導教員による個別指導(7)
第8週･･･指導教員による個別指導(8)
第9週･･･指導教員による個別指導(9)
第10週･･･指導教員による個別指導(10)
第11週･･･指導教員による個別指導(11)
第12週･･･指導教員による個別指導(12)
第13週･･･指導教員による個別指導(13)
第14週･･･指導教員による個別指導(14)
第15週･･･指導教員による個別指導(15)

学習目標・到達目標

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、進んだ専門知識を持ち、それを活用することができ、問題点の設定と論理的な思考に基づき自らの見解を築き、表現することができる。

準備学習

評価方法その他

調査、研究、製作、計画設計の結果としてのレポート、制作物、図面等により評価する。

使用教科書名

NO. 4051315　　生活デザイン特論演習　4

生活デザイン学科　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、専門的な調査、研究、製作、計画設計を教員の指導のもとに行なう。共同研究、共同制作、共同計画設計の場合は、各自の分担を明確にする。

週　テーマ・授業目標等

第1週・・・指導教員による個別指導(1)
第2週・・・指導教員による個別指導(2)
第3週・・・指導教員による個別指導(3)
第4週・・・指導教員による個別指導(4)
第5週・・・指導教員による個別指導(5)
第6週・・・指導教員による個別指導(6)
第7週・・・指導教員による個別指導(7)
第8週・・・指導教員による個別指導(8)
第9週・・・指導教員による個別指導(9)
第10週・・・指導教員による個別指導(10)
第11週・・・指導教員による個別指導(11)
第12週・・・指導教員による個別指導(12)
第13週・・・指導教員による個別指導(13)
第14週・・・指導教員による個別指導(14)
第15週・・・指導教員による個別指導(15)

学習目標・到達目標

衣食住もの分野のうちの一つの分野について、進んだ専門知識を持ち、それを活用することができ、問題点の設定と論理的な思考に基づき自らの見解を築き、表現することができる。

準備学習

評価方法その他

調査、研究、製作、計画設計の結果としてのレポート、制作物、図面等により評価する。

使用教科書名

NO. 4051405　　人間発達特論ⅠA

丹羽　さがの

授業科目概要・教育目的（履修条件）

近年進展が目覚ましい乳幼児期の発達研究について，最新の研究知見を学ぶ。特に，言葉を持たない乳児を対象とした研究の方法と，それらを駆使して明らかにされてきた乳児の能力について，指定テキストと関連文献の講読を通して学ぶ。また，それらの知見を，保育や育児といった実践に生かしていく方法を考える。

学習目標・到達目標

・発達心理学の最新のトピックを知る
・発達心理学の研究方法を知る
・研究知見を保育や育児などの実践に生かす方法を考える

準備学習

受講者の発表とディスカッションを中心とした授業です。積極的な参加を希望します。

評価方法その他

レポート(50%)，発表やディスカッションでの発言内容，受講姿勢(50%)

週　テーマ・授業目標等

1　　オリエンテーション，授業の進め方
2乳児の認知:ヒトの認知
3乳児の認知:ヒトの認知　文献講読
4乳児の認知:モノの認知
5乳児の認知:モノの認知　文献講読
6乳児の運動発達
7乳児の運動発達　文献講読
8乳児の学び
9乳児の学び　文献講読
10乳児の感情と社会性
11乳児の感情と社会性　文献講読
12アタッチメントと社会性の発達
13アタッチメントと社会性の発達　文献講読
14乳児の言葉
15乳児の言葉　文献講読

使用教科書名

『赤ちゃん学を学ぶ人のために』小西行郎他，世界思想社

NO. 4051406　　人間発達特論ⅠB

丹羽　さがの

授業科目概要・教育目的（履修条件）

道徳性とは，人間だけが持つ社会的特性と言えるだろう。つまり，道徳性を考えることは，人間という生き物について考えることにつながる。この授業では，道徳性の発達について，指定テキストを講読することでこれまでの研究を概観するとともに，道徳性をめぐる問題について考える。

学習目標・到達目標

・道徳性発達研究の概観を知る
・道徳性の発達について学び，人間の性質について理解を深める

準備学習

受講者の発表とディスカッションを中心とした授業です。積極的な参加を希望します。

評価方法その他

レポート(50%)，発表内容・ディスカッションでの発言内容，受講姿勢(50%)

週　テーマ・授業目標等

1オリエンテーション，授業の進め方
2子どもは善悪をどのように理解するのか①意図
3子どもは善悪をどのように理解するのか②ルール
4子どもは善悪をどのように理解するのか③公平
5子どもは善悪をどのように理解するのか④感情の働き
6子どもは善悪をどのように理解するのか⑤仲間意識
7子どもは善悪をどのように理解するのか⑥権利
8子どもは善悪をどのように理解するのか⑦発達と文化
9乳幼児の道徳性①赤ちゃんの道徳生活
10乳幼児の道徳性②共感と思いやり
11乳幼児の道徳性③公平・地位・罰
12道徳性をめぐる問題①仲間意識
13道徳性をめぐる問題②嫌悪
14道徳性をめぐる問題③家族・内集団と他者
15道徳性をめぐる問題④よい人とは

使用教科書名

テキスト①『子どもは善悪をどのように理解するのか―道徳性発達の探究』長谷川真理，ちとせプレス　　②『ジャスト・ベイビー―赤ちゃんが教えてくれる善悪の起源』ポール・ブルーム（竹田円・訳），　　NTT出版

NO. 4051409　　人間発達特論ⅢＡ

柳瀬　洋美

授業科目概要・教育目的（履修条件）

子育て・保育現場で、ひとりひとりの子どもが自然や人や自分自身とかかわりながら生き生きと生活し発達していくことへの支援を、新たな人間探求の領域である臨床発達心理学に基づいて実践的にまなぶ。

学習目標・到達目標

子育て・保育現場での子どもの発達の課題と様相を理解する。
臨床発達心理学の立場からの支援へのニーズを知り、アセスメント、
子育て・家庭支援のあり方について実践的な理解をすすめる。

準備学習

育児・保育現場での実践や事例との対応で理解が進められることが望ましい。
児童臨床実習ＣⅠ、ＣⅡ（乳幼児子育て支援グループ活動）への見学・参加観察を含みます。

評価方法その他

出席状況、リポーターとしての発表と討議内容、現場見学と報告、事例報告と事例検討

週　テーマ・授業目標等

「子育て・保育現場での発達とその支援に関する科目」
1. 現場から発達をみなおす臨床的意味
2. 現場のなかでの発達とその今日的問題
3. 現場での支援の考え方
4. 支援の基本的姿勢
5. 支援者の基本的姿勢
6. 現場での支援の理論的基礎
7. 支援ニーズの把握に関する理論
8. 支援技法に関する理論的背景
9. 現場でのアセスメントの考え方
10. 個別の支援ニーズに関するアセスメント
11. 現場での支援の具体的な流れ
12. コンサルテーションの実際
13. カンファレンスの実際
14. 子育て・保育現場における支援の考え方
15. まとめ

使用教科書名

NO. 4051410　　人間発達特論ⅢＢ

柳瀬　洋美

授業科目概要・教育目的（履修条件）

履修条件：人間発達特論ⅢAを履修していること。
乳幼児期の子どもと保護者、子ども同士の関係性における子どもの発達を取り上げ、現場から見る子どもの発達的危機への支援に焦点をあてる。

学習目標・到達目標

乳幼児期の子どもたちの、家庭や保育現場での子どもと保護者、子ども同士の関係性における子どもの発達の理解を勧め、現場から見る子どもの発達的危機や保護者への支援の方法を学ぶ。

準備学習

臨床発達心理学における子育て・保育現場での発達支援の専門的理解が進むよう
研鑽を積むことが期待される。

評価方法その他

出席状況、リポーターとしての発表と討議内容、現場見学とレポート報告、事例報告と事例検討

週　テーマ・授業目標等

「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」
さまざまな子育て・保育現場での支援の実際

1　家庭における子育て支援の基本
2. 保護者への支援
3. 子どもへの支援
4. 地域・社会における社会資源
5. 子育て支援の実際
6. 保育現場における支援の基本
7. 子どもへの支援
8. 保育者への支援
9. 保護者への支援
10. 地域・社会の他機関との連携
11.保育現場での支援の実際
12.保育をめぐる問題と支援事例
13.事例検討（1）事例概要とアセスメント
14.事例検討（2）支援計画
15. まとめ

使用教科書名

NO. 4051415　　児童学特論Ｃ（保育の原理と方法）

新開　よしみ

授業科目概要・教育目的（履修条件）

保育学分野の文献を講読し，さまざまな保育の原理や方法，および保育の現代的課題を理解するとともに，最新の研究成果について検討する。受講者の発表を中心とした授業を行う。

週　テーマ・授業目標等

1. 保育学とは
2. 保育の理論と思想
3. 保育学の研究方法
4. 保育内容とカリキュラムの変遷
5. 専門家としての保育者の歴史
6. 保育制度の変化と保育政策
7. OECD 諸国の保育政策の特徴
8. 実践における子ども理解
9. 保育内容「表現」の現状と課題
10. 子どもを取り巻く文化
11. 環境を通しての保育
12. 保育における計画と省察
13. 保育者の専門性
14. 子育て支援と保育
15. 地域における連携・交流

学習目標・到達目標

●国内外の保育をめぐる課題や動向を理解する
●保育実践を支えるさまざまな保育思想や原理・方法について理解する
●保育者の専門性について考察する

準備学習

評価方法その他

課題点40%・最終レポート60%
（課題点には，発表等の平常の授業への取り組みが含まれます）

使用教科書名

以下のシリーズを中心に，受講生の関心に合わせて数冊を購読用テキストとして指定する。
日本保育学会編「保育学講座」（全5巻）東京大学出版

NO. 4051416　　児童学特論Ｄ（運動と健康）

金子　和正

授業科目概要・教育目的（履修条件）

授業前半は、今日の子どもを取り巻く運動環境について概観するとともに様々な課題について取り上げていきます。また、自身の子どもの頃、さらには親の子どもの頃の環境と比較しながら、具体的な問題点や課題を抽出し、その解決方法について考えて行く。後半の授業は海外の子どもたちとの比較も行っていくことにより、日本の子どもたちの生育環境の特質についても思考できるようにしていきます。運動環境と健康問題を考えるには、多くの様々な要因が複雑に絡み合っていることを念頭に、そのいくつかについて大人が今できることをクローズアップしていくことを試みます。

週　テーマ・授業目標等

1.子どもを取り巻く運動環境と健康環境
2.子どもにとって遊び、運動、スポーツとは何なのか
3.今日的な課題
4.子どもの健康を左右する要因
5.子どもの運動発達と健康
6.運動環境の改善と方法
7.運動と健康に関わる様々なキーワード
8.保育者、保護者と子どもの遊びとの関わり
9.運動嫌いをつくらないために
10.諸外国の子どもの運動環境、健康状態
11.諸外国が抱える子どもの運動環境、健康状態の課題
12.子どもは健康や運動の概念をどのように学んでいるのか（欧米を中心に）
13.健康や運動に関するデータの取り方
14.データの活用と評価
15.まとめとレポート（子どもの抱える健康、運動の今日的課題とその対応）
16.試験

学習目標・到達目標

今日の複雑な生活環境の中で子どもの運動と健康を考えることは、将来を担う子どもたちのことを考える上で避けて通れません。健康は食事と運動、休息を三本柱に成り立ちますが、加えて子どもには遊びという大切なキーワードがあり、遊びを中心に形成されていく子どもの運動と健康について、様々な視点から考えられる保育者、保護者に適切なアドバイスを与えられる保育者、子ども達に直接指導できる指導者になれることを具体的な学習目標におきます。

準備学習

評価方法その他

授業への出席と積極的態度を重視する。授業への出席を60%。毎授業終了時に実施する小テストを40%とする。

使用教科書名

NO. 4051417　　児童学特論Ｅ（数学教育）

新海　公昭

授業科目概要・教育目的（履修条件）

算数・数学授業をつくる上で必要な「教材研究と教材開発」に焦点をあてる。代数、幾何、解析領域のそれぞれについて、生徒が興味・関心を持つような教材開発を行うこと等を通して、数学教材に関する理解を深める。

週　テーマ・授業目標等

1.教材研究の視点
2.代数学の視点でみた算数・数学1
3.代数学の視点でみた算数・数学2
4.代数学の視点でみた算数・数学3
5.幾何学の視点でみた算数・数学1
6.幾何学の視点でみた算数・数学2
7.幾何学の視点でみた算数・数学3
8.解析学の視点でみた算数・数学1
9.解析学の視点でみた算数・数学2
10.解析学の視点でみた算数・数学3
11.幼小連携の視点にたった教材研究1
12.幼小連携の視点にたった材研研究2
13.小中連携の視点にたった教材研究1
14.小中連携の視点にたった教材研究2
15.全体のまとめ
16.定期試験

学習目標・到達目標

小学校の算数科を中心に,基本的内容を把握したうえで、いずれかの学年・単元に焦点を当てて、代数、幾何、解析、数学的活動などをキーワードとした学習指導案をつくることができるようになること。

準備学習

子どもたちが楽しく夢中になり熱中する教材や数学的活動とはどのようなものなのか、一緒に学びましょう。

評価方法その他

授業への取り組み状況（40点）と数回のレポート（60点）で総合的に評価する。

使用教科書名

文部科学省「小学校学習指導要領解説　算数編」

NO. 4051418　　児童学特論F（音楽教育）

吉永　早苗

授業科目概要・教育目的（履修条件）

音楽・音楽表現・音楽教育に関わるテーマについて様々な視点から掘り下げる。基本的には履修者個々の問題意識・興味関心に基づき授業を進める。テーマ設定の方法、先行研究の収集、参考文献や引用文献などの利用方法について講義を行う。また、先行研究の中から自ら設定した研究課題のモデルとなるものを精選し、具体的な研究方法を参考に概要をまとめ発表する。 第1回目の授業で詳しい説明を行う。

週　テーマ・授業目標等

1. 授業の進め方の確認、各自の関心テーマの確認・評価について
2. 音楽教育における研究の動向① 必読文献について
3. 音楽教育における研究の動向② 学会誌・紀要論文について
4. 歴史的研究について① 先行研究・事例の選択
5. 歴史的研究について② 具体的事例の検討・考察
6. 量的研究について① 先行研究・事例の選択
7. 量的研究について② 具体的事例の検討・考察
8. 質的研究について① 先行研究・事例の選択
9. 質的研究について② 具体的事例の検討・考察
10　民族誌的研究について① 先行研究・事例の選択.
11. 民族誌的研究について② 具体的事例の検討・考察
12. 海外の音楽教育研究について① 先行研究・事例の選択
13. 海外の音楽教育研究について② 具体的事例の検討・考察
14. レポートの課題設定とまとめ方について
15. 振り返り（まとめ）と復習・レポート提出

学習目標・到達目標

（1）子どもと音楽の関わりや、音楽教育が果たす役割について理解を深める。（2）歴史・社会と音楽および音楽教育の関係について理解する。（3）幼児音楽教育、音楽科教育をはじめ、音楽教育研究の様々な方法について理解を深めるために、各研究方法の必読文献にあたるとともに、具体的な研究内容を学ぶ。（4）国内外の最新の音楽教育研究の動向について、英語論文を含め様々な情報媒体を通して学ぶ。

準備学習

各自、次週の課題に向けて資料や文献を読み込んだ上で授業に臨むこと。

評価方法その他

毎回の授業参加態度（発表、ディスカッション等）50％、まとめのレポート50％

使用教科書名

NO. 4051419　　児童学特論G（英語教育）

畝部　典子

授業科目概要・教育目的（履修条件）

文献を読み進めながら母語獲得と第二言語習得理論について、その概要を理解する。英語の文法、音声などに関する知識が必要となる。

学習目標・到達目標

外国語を教えるために知っておかねばならない第二言語習得理論について理解する。

準備学習

言語習得を理解するための基本的理論を学びます。積極的に取り組んでください。

評価方法その他

平常点50％、試験50％で評価する。

週　テーマ・授業目標等

1　母語獲得とは(1)
2　母語獲得とは(2)
3　母語獲得とは(3)
4　言語音の知覚と語の獲得(1)
5　言語音の知覚と語の獲得(2)
6　言語音の知覚と語の獲得(3)
7　言語習得理論(1)
8　言語習得理論(2)
9　第二言語習得とは(1)
10　第二言語習得とは(2)
11　第二言語習得とは(3)
12　中間言語(1)
13　中間言語(2)
14　第二言語習得のメカニズム(1)
15　第二言語習得のメカニズム(2)
16　試験

使用教科書名

プリント配布

NO. 4051503　　高齢者福祉特論

西口　守

授業科目概要・教育目的（履修条件）

高齢者保健医療福祉の制度と実践を包括的に学ぶ
具体的には授業内容を参照
制度の実際　特に介護保険法については時間を割く

週　テーマ・授業目標等

①オリエンテーション
②高齢社会社会白書のいくつかのデータから学ぶ
③同上
④老人福祉方
⑤介護保険法
⑥介護保険法
⑦介護保険法
⑧医療確保法
⑨虐待問題
⑩住まい法
⑪介護人材の問題
⑫事例研究
⑬事例研究
⑭まとめ
⑮まとめ
⑯試験

学習目標・到達目標

高齢者社会の課題を保健医療福祉の側面から考えまた対応策を検討する。できるだけ江生のデータを示しながら、高齢化社会の問題や課題そして可能性をひとりひとりが考えるようになる。

準備学習

人間福祉学科卒業生また他学で社会福祉を学んだ学生は、改めて高齢者福祉論の教科書を熟読しておくこと。

評価方法その他

日常点　30%
レポート　50%
終了時口頭面接　20%

使用教科書名

なし

NO. 4051504　　介護福祉特論

西口　守

授業科目概要・教育目的（履修条件）

・日本の高齢社会の現状を理解し、日本が直面している社会保障の在り方や人々が求めている人生や生活のQOLについて学修する。
・高齢者の生きがいや社会貢献について意識調査を基に理解を深め、支援のあり方を探る。
・高齢者と慢性疾患、認知症の予防に関する基本的な理解と健康寿命との関連を学修する。
・介護を必要とする人の介護サービスについて理解し、介護サービスを支える専門職の役割について理解を深める

週　テーマ・授業目標等

1. 日本の高齢化の現状と今後の人口推移
2. 少子高齢化の実態と家族構造の変化
3. 少子高齢化と社会構造の変化
4. 高齢者の生きがい・就労に対する意識
5. 高齢者の理解（セカンドライフステージ）
6. 生産的老いと社会貢献
7. 高齢者と疾病（老年病）
8. 認知症とその予防
9. 介護を必要とする人の理解
10. 介護保健制度と介護サービスの実際（地域密着型サービス）
11. 介護保険制度と介護サービスの実際（施設サービス）
12. 介護現場を支える専門職とその理解
13.包括的サービスの提供とチームケアの在り方
14. 介護サービスとリスクマネジメント
15.まとめ
16.試験

学習目標・到達目標

日本の社会が直面している超高齢社会が人々の経済、就労、人生や生活のQOLにどのように影響するのか、概要をまとめることができる。
高齢者に発症しやすい慢性の疾患や認知症の予防と健康寿命との関連が理解できる。
介護保険制度について理解でき、介護サービスの在り方と地域包括ケアシステムが理解できる。

準備学習

文献の収集を課題とすることが多いため、検索機能、その方法について理解しておくこと。

評価方法その他

試験および中間のレポート（80%）、授業への参加状況、グループ学習への参加状況（20%）

使用教科書名

特に指定しない。
資料は適宜配布する

NO. 4051505　　地域福祉特論

嶋田　芳男

授業科目概要・教育目的（履修条件）

地域福祉に関する先行研究について理解し、新たな研究課題の探究を行う

週　テーマ・授業目標等

1. オリエンテーション
2. 地域福祉の基本的枠組み(1)
3. 地域福祉の基本的枠組み(2)
4. 地域福祉の基本的枠組み(3)
5. 地域福祉の基本的枠組み(4)
6. 先行研究の検索(1)
7. 先行研究の検討(1)
8. 先行研究のプレゼン(1)
9. 先行研究の検索(2)
10. 先行研究の検討(2)
11. 先行研究のプレゼン(2)
12. 先行研究の検索(3)
13. 先行研究の検討(3)
14. 先行研究のプレゼン(3)
15. 新たな地域福祉研究課題の探究結果のプレゼン
16. 試験

学習目標・到達目標

地域福祉に関わる先行研究についての理解を深める

準備学習

授業は、受け身の姿勢ではなく、積極的に参加する姿勢が求められる。
また、授業以外に事前準備及びプレゼンテーション準備等に相当な時間が必要になるため、留意した上で履修すること

評価方法その他

プレゼンテーション内容70%、レポート30%

使用教科書名

必要に応じて、プリントを配布する

NO. 4051508　　スポーツセラピー特論

大嶋　徹

授業科目概要・教育目的（履修条件）

スポーツセラピストは怪我を防止し、事故を検証し、適切な処置をします。治療において使われる技術は、スポーツ・マッサージや電気療法、テーピング、筋肉をのばす運動技術、自己受容性の感覚トレーニングなどです。そして精神面のセラピーも重要です。スポーツマンのメンタリティーはどのようなものか。スポーツマンは危機的状況から如何にして立ち直るのか。その援助法を事例から学びます。

週　テーマ・授業目標等

1.マッサージセラピー
2.筋骨格障害
3.電気療法
4.テーピング
5.ストレッチ
6.感覚トレーニング
7.音楽運動療法(ダンス・トランポリンなど)
8.リハビリテーションプログラム
9.治療的レクリエーション
10.プレイセラピー
11.介護予防
12.リハビリテーションカウンセリング(アセスメント)
13.障害法政と社会政策
14.障害マネッジメント(法政・雇用・委員会)
15.まとめ(自立生活支援)
16.テスト

学習目標・到達目標

スポーツセラピストはどのようなことをするのか。その援助作業の基礎を学ぶ。

準備学習

援助活動の基礎になるようなスポーツセラピーの基礎を学んでもらいたい。

評価方法その他

平常点20%，テスト80%で判定する.
(平常点はプログラムの達成状況・質問の受け答え・討論への参加・学習意欲等で総合的に判断する.)

使用教科書名

適宜プリントを配布する。

NO. 4051509　　福祉と数理特論

千葉　一博

授業科目概要・教育目的（履修条件）

数理的な考え方を復習し，またゲーム理論の基本的な考え方を理解して福祉の文脈に応用する．さらに，統計に関する基礎を復習して福祉に関係する指標について考える．
または，履修者が抱えている数理的な問題を考える．

週　テーマ・授業目標等

1. ゲーム理論
2. ナッシュ均衡
3. 近所トラブル
4. 囚人のジレンマ
5. 共有地の悲劇
6. 公共財
7. フリーライダー
8. 質的研究
9. 社会統計
10. 指標
11. 格差
12. ローレンツ曲線
13. ジニ係数
14. 所得再分配
15. 年金
16. 定期試験またはレポート

学習目標・到達目標

福祉を数理的に考えることができる．

準備学習

・授業で説明してもらうことについて，自分で考えて調べること．
・説明するためのハンドアウトを作っておくこと．

評価方法その他

平常点(50%)，定期試験またはレポート(50%)
(平常点は授業への参加状況・討論への参加等で総合的に判断する)

使用教科書名

特に指定しない．

NO. 4051511　　福祉マネジメント特論

嶋田　芳男

授業科目概要・教育目的（履修条件）

今日、高齢者、障害者、児童の分野で多用されているケアマネジメントの方法論について、講義をとおして基礎的な方法論を学ぶ。また、フィールドワーク等を通して、応用的な方法論を学ぶ。
さらに、ケアマネジメントに関する先行研究を分析・検討し、現段階におけるケアマネジメントに関する研究レベルの進捗状況を理解する。

週　テーマ・授業目標等

1. オリエンテーション
2. ケアマネジメントの基礎(1)
3. ケアマネジメントの基礎(2)
4. ケアマネジメントの基礎(3)
5. ケアマネジメントの基礎(4)
6. ケアマネジメントの基礎(5)
7. フィールドワークから応用的なケアマネジメントを理解する(1)
8. フィールドワークから応用的なケアマネジメントを理解する(2)
9. プレゼンテーション
10. 先行研究の検索(1)
11. 先行研究の検索(2)
12. 先行研究の分析・検討(1)
13. 先行研究の分析・検討(2)
14. 先行研究の分析・検討のまとめ(1)
15. 先行研究の分析・検討のまとめ(2)
16. プレゼンテーション

学習目標・到達目標

社会福祉領域におけるマネジメント手法（基礎から応用）を理解するとともに、ケアマネジメントに関する研究レベルの進捗状況について理解できる

準備学習

評価方法その他

出席状況20％、プレゼンテーション80％で評価する

使用教科書名

適宜、プリントを配布する

NO. 4051001　　人間生活学特別研究演習１

全指導　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

履修コース別の専門分野及び関連分野の学修成果をまとめてゆくために、1～2年次を通じて演習を行う科目として開講する。主たる指導教員を中心に個別指導を受け、生活文化に関する幅広い視野も基に、専門分野における研究又は作品制作等について総合的に学ぶとともに、修士論文・作品等への結びつける。その第一段階として、研究内容と方法など研究計画を具体化するための指導を受ける。

週　テーマ・授業目標等

1. 演習の目標と日程・内容の概要
2. 修士課程における研究論文・作品制作の目標
3. 問題意識に基づく研究(制作)課題の仮説
4. 仮説課題に基づく研究(制作)テーマ・内容・方法の検討
5. 既往研究事例の収集(1)
6. 既往研究事例の収集(2)
7. 既往研究事例に見られるテーマ・内容・方法と結果の関係分析(1)
8. 既往研究事例に見られるテーマ・内容・方法と結果の関係分析(2)
9. 資料の収集・整理の方法検討
10. 資料の予備的収集・整理(1)
11. 資料の予備的収集・整理(2)
12. 資料の予備的収集・整理(3)、研究(制作)

内容と方法の具体化(1)

13. 資料の予備的収集・整理(4)、研究(制作)

内容と方法の具体化(2)

14. 資料の予備的収集・整理(5)、研究(制作)

内容と方法の絞り込み

15. 研究(制作)目的・内容・方法の詳細検討、計画の策定

学習目標・到達目標

準備学習

評価方法その他

出席:15%　レポート:50%　個人面談:35%

使用教科書名

指導教員の指示による。

NO. 4051002　　人間生活学特別研究演習２

全指導　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

生活文化特別研究演習1を通じて策定した研究計画に基づいて、文献収集、観察記録、社会調査、実験などの方法を定めて資料収集し、解析を始める。途中経過の中間発表を行い、質疑応答内容を参考にして必要があれば研究計画の部分修正を図り、テーマを確定させる。履修条件は、生活文化特別研究演習1を履修していること。

週　テーマ・授業目標等

1. 演習の目標と日程・内容の概要、目次案の作成方法
2. 目次案の仮作成
3. 中間発表方法の要点
4. 第1回中間発表会準備(1)発表会提示資料構成の検討
5. 第1回中間発表会準備(2)発表会提示資料の作成
6. 第1回中間発表会
7. 研究(制作)目的・内容・方法の再検討
8. 資料の収集・整理(1)
9. 資料の収集・整理(2)
10. 資料の収集・整理(3)、解析の方法
11. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(1)
12. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(2)
13. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(3)
14. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(4)
15. 研究(制作)目的・内容・方法の詳細確定

学習目標・到達目標

準備学習

評価方法その他

使用教科書名

指導教員の指示による。

NO. 4051003　人間生活学特別研究演習３

全指導　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

生活文化特別研究演習1～2において蓄積した資料の整理・解析を本格化させ、まとめへ向けての筋道を明らかにするための指導を受ける。第2回中間発表会の議論に基づいて、必要があれば資料の補足を行う。履修条件は、生活文化特別研究演習1・2を履修していること。

週　テーマ・授業目標等

1. 演習の目標と日程・内容の概要、目次案の見直し
2. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(5)
3. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(6)
4. 資料の収集・整理・解析、解析結果の要約(7)
5. 解析結果の図表化・文章化や作品への展開方法(1)
6. 解析結果の図表化・文章化や作品への展開方法(2)
7. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(1)
8. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(2)
9. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(3)
10. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(4)
11. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(5)
12. 解析結果の図表化・文章化、作品への展開(6)
13. 第2回中間発表会の準備(1)発表会提示資料構成の検討
14. 第2回中間発表会の準備(2)発表会提示資料の作成
15. 第2回中間発表会

学習目標・到達目標

準備学習

評価方法その他

使用教科書名

指導教員の指示による。

NO. 4051004　人間生活学特別研究演習４

全指導　教員

授業科目概要・教育目的（履修条件）

2年間の学修成果を総合的にまとめて修士論文・作品等を仕上げ、最終発表に向けて効果的なプレゼンテーションを行うための指導を受ける。履修条件は、生活文化特別研究演習1～3を履修していること。

週　テーマ・授業目標等

1. 演習の目標と日程・内容の概要、目次案の詳細検討
2. 論文執筆、作品制作(1)
3. 論文執筆、作品制作(2)
4. 論文執筆、作品制作(3)
5. 論文執筆、作品制作(4)
6. 論文執筆、作品制作(5)
7. 論文執筆、作品制作(6)
8. 論文執筆、作品制作(7)
9. 論文執筆、作品制作(8)
10. 論文執筆、作品制作(9)、発表会提示資料構成の要点
11. 論文執筆、作品制作(10)、発表会提示資料構成の検討
12. 修士論文・作品等の提出、発表会提示資料の原案の作成・修正
13. 発表会提示資料の作成
14. 口述試験
15. 修士論文・作品等発表会

学習目標・到達目標

準備学習

評価方法その他

使用教科書名

指導教員の指示による

大学院履修案内等

大 学 院 履 修 案 内

１．修了要件

大学院修士課程においては、２年以上在学し３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２．履修方法

(1)授業科目の履修

ア．授業科目の履修については、５コースを設定している。学生は、各人の志望する専門分野に応じて指定される研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の指導のもとに、特定の履修コースに準拠して授業科目を選定し、履修するものとする。【大学院研究科履修規程の別表参照】

各履修コースは、それぞれ下記の研究課題に関連する専門科目を主体として構成し、必修８単位及び選択２２単位以上を組み合わせることにより、特定の専門分野について深く学ぶとともに、生活文化に関する総合的な知見を養い、各種の高度の専門的職能に対応できるように設定されている。

イ．各履修コースにおいて中心とする研究課題

①現代家政学　②健康栄養学　③生活デザイン学
④児童学　⑤社会福祉学

ウ．人間生活学特別研究演習

各履修コースの必修８単位の「人間生活学特別研究演習１～４」を履修する。

人間生活学特別研究演習は、履修コース別の専門分野及び関連分野の学修の成果をまとめていくための演習科目として、１年次及び２年次を通じて開講する。

主たる指導教員を含む複数の教員による講義及び文献講読等を通じて、生活文化に関する幅広い視野のもとに、専門分野における研究を深める方法を総合的に学ぶとともに、修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）計画の設定、文献調査、野外調査、実験、設計制作等、論文又は作品の作成に至る一連の作業を遂行することにより、問題解決の能力を養う。

また、その結果を発表することによって、当該専門分野における研究の発展に寄与できることを目標とする。

(2)　授業

授業は、1 年間を 2 期（前期・後期）に分け、各学期 15 週で単位を修得することになっている。

(3)　単位

履修単位数の計算は、次の計算基準によって行う。

講義は、毎週 1 時間 15 週をもって 1 単位とする。

演習は、毎週 2 時間 15 週をもって 1 単位とする。

(4)　授業時間

本学の授業時間は、次のとおりである。

時　限	１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限
町　田	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	－
千代田三番町	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

３．研究指導担当教員

大学院修士課程に在学中は、各人の研究主題によって、指導教員が定められる。指導教員は、学生の履修科目の選択に当たっての指導、各人の研究主題に対する研究指導、研究上の諸問題、身分上の問題等も含めて、指導及び相談に当たる。

４．履修登録

学生は、学年始めにその学年において履修するすべての授業科目を「履修登録票」に記入し、指定された期間に大学事務局へ届け出なければならない。

履修登録上の注意事項

(1)　手続きは、必ず指導教員の承諾を得て行うこと。

(2)　前期開講授業科目及び後期開講授業科目とも、すべて学年始めに履修登録すること。

(3)　履修登録した授業科目でなければ、試験を受けることができない。

(4)　試験を受けなかった授業科目、又は不合格になった授業科目を再度履修(再履修)する場合は、次年度に改めて履修登録すること。

(5)　履修登録した授業科目の変更、追加、取消しは、原則として許可しないので、履修登録の際は、慎重に計画をたてること。

(6)　履修登録後、所定の日時に「履修登録確認表」を交付するので誤りのある場合には、所定の日時に大学事務局へ申し出ること。

(7)　手続きに当たっては、随時、大学事務局掲示板に掲示するので、注意すること。

５．試験

(1) 定期試験

ア．試験は、履修終了時の期末に行う。

イ．試験は、原則として授業の実施時間帯で行うので、試験の時間割は発表（掲示）しない。

(2) 試験の方法

ア．試験は、筆記、口述、論文、レポート等により行う。

イ．レポート等の提出の場合は、提出期日を厳守すること。

(3) 受験資格

ア．履修登録をした者

イ．出席時間数が当該授業科目の総授業時間数の３分の２以上の者

ウ．授業料等完納者

(4) 追試験及び再試験

大学院にあっては、追試験及び再試験は行わない。

６．成績評価

成績評価は、次のとおりとし、不合格者は単位修得にならない。

表　記	得　点	合　否
優	80 点以上	合　格
良	70 点～79 点	
可	60 点～69 点	
不可	59 点以下	不合格

成績の発表は、成績通知書の交付によって行う。交付の時期等については、別途掲示する。

交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い

交通機関がストライキ・台風・雪害・地震等により不通となるか又は不通となることが予想され、授業を実施するのに支障があると判断される場合は、授業を臨時休講とする。原則として、各時限の授業開始の２時間前までに、学内掲示及び「K.net」で通知する。

※　対象となる交通機関及び路線
・首都圏の JR 各線及び私鉄の各線
・京王バス（めじろ台駅⇔東京家政学院）及び神奈川中央交通バス（相原駅⇔東京家政学院）

大学から学生へのスピーディな情報伝達サービス　URL　http://wjwj.net/knet

学生が快適に大学生活を送れるよう、大学の様々な情報をよりスピーディに提供する環境を整備しています。それが「K.net」です。

このサービスは、台風や雪害等による休講や授業ごとの休講情報・学生呼び出し等を web 上に公開し、携帯電話を使用して閲覧できます。

誰でも簡単な操作で登録や情報をキャッチすることができ、休講情報のほか今後各種連絡事項の提供、学生呼び出しなど活用範囲を広げ、より有意義な学生生活を送ってもらえるサービスへ発展させて行きます。

なお、休講情報等はあくまでも掲示板に掲示されている内容を第一優先とし、このサービスはその補助を行う手段であることを承知しておいてください。

修士論文又は修士作品の提出に関する手続き等

1．学生は、第１年次の所定期日までに、修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）の主題とその研究内容の概要を記載した『修士論文又は修士作品題目届』を、あらかじめ研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の承認を受けた後、大学事務局を経て研究科長に提出しなければならない。
2．論文又は作品題目届を提出した後、これを変更しようとするときは、指導教員の承認を受けた後、所定の期日までに『修士論文又は修士作品題目変更届』を、大学事務局を経て研究科長に提出するものとする。
3．学生は、論文又は作品 正本１部、副本１部を作成し、所定の期日までに、大学事務局を経て研究科会議に提出しなければならない。論文又は作品の提出期日については、大学院代議員会の定めるところによる。論文又は作品の提出にあたり、その形式等の要領については、別途指示する。
4．論文又は作品の提出について、指定された提出期限に遅れ、あるいは所定の手続きを行わないときは、研究科会議の議を経てこれを受理しないことがある。
5．修了予定年次学生で、論文又は作品の提出を延期しようとするときは、速やかに指導教員の承認を受け、研究科長に届け出なければならない。
6．修士論文又は修士作品、梗概を研究科長に提出するにあたり、指導教員の承認を受け、『著作権許諾書』を提出するものとする。

修士論文又は修士作品の審査及び最終試験

1．修士論文又は修士作品（以下「論文又は作品」という。）の審査及び最終試験は、大学院代議員会の選出した審査委員が行う。
2．審査委員は、研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）を主査とし、これに当該論文又は作品に関連のある授業科目の担当教員２名以上を加え、審査委員会を構成する。
3．最終試験は、所定の単位を修得し、かつ論文又は作品の審査に合格した者について、論文又は作品及びこれに関連ある研究領域について、口述により行う。ただし、必要がある場合は、筆記試験を課すことがある。
4．論文又は作品及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評語をもってこれを表す。
5．審査委員会は、論文又は作品審査及び最終試験を終了したときは、その結果に学位授与についての意見を付した審査報告書を研究科長に提出するものとする。

平成３０年度　修士論文又は修士作品の提出に関する日程

１年	１．論文(作品)題目届の提出締切	平成３１年　１月３１日(木)
２年	１．論文(作品)題目変更届の提出締切 ２．論文(作品)の提出	平成３０年１０月３１日(水) 平成３０年１２月２０日(木)

（様式）

平成３０度　大学院　人間生活学研究科
修士論文又は修士作品題目届

提出日　平成　　年　　月　　日

学籍番号								氏名	
題　目									

研究内容の概要

研究指導担当教員	印

東京家政学院大学大学院

修士論文又は修士作品の形式等について

修士論文又は修士作品の提出にあたり、その形式等については、以下の要領によること。

１．修士論文の形式について

(1)　修士論文について

①　修士論文は、ワープロ打ちＡ４判（Ａ３判を折り込んでもよい）とし、論文の頭初に別紙様式３（大学事務局配付）による題記を付すこと。

②　修士論文の様式は、別紙様式４－１又は様式５－１（大学事務局配付）によること。

③　本文中に写真（印画紙）・原画等を貼付する場合は、本文と同じ枠の範囲内に貼付すること。
又、本文以外の資料（グラフや図表などをまとめたもの等）を添付する場合も、製本して本学図書館に保管しますので、本文と同様に周囲に余白をとること。

(2)　修士作品について

修士作品については、研究指導担当教員の指示に従い作製するものとし、作品に関する論文については、上記(1)の修士論文に準じて作成すること。

２．修士論文（又は作品）の提出について

(1)　修士論文の提出部数は、正本１部とし、さらに審査用論文として副本１部を提出すること。
但し、研究指導担当教員から審査用論文の提出部数の指示があった場合は、その指示による。

(2)　修士作品の提出部数は、研究指導担当教員の指示による。
修士論文（又は作品）の提出期限は、修了予定年次の 12 月 20 日 15 時までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。

(3)　修士論文（又は作品）の提出場所は、大学事務局とする。

(4)　修士論文（又は作品）の提出方法は、研究指導担当教員の指示により、クリア・ファイル又はバインダーを使用し、表紙、背表紙に論文題目並びに氏名を記載すること。但し、論文審査合格後、速やかに本製本をして再提出してください。（本製本にかかる経費は、自費。）

なお、詳細については、大学事務局から指示します。（個人で製本を行う場合は、詳細を大学事務局で確認すること。）

３．「修士論文（又は作品）要旨」、「研究歴」及び「修士論文（又は作品）梗概」の提出等について

(1)　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」について

①　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の要綱等は、修了予定年次の修士論文（又は作品）提出時に配付する。

②　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の提出枚数は、各１枚とする。

③　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の提出期限は、修了予定年次の１月 20 日までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。

④　「修士論文（又は作品）要旨」及び「研究歴」の提出場所は、大学事務局とする。

⑤　「修士論文（又は作品）要旨」は、修士論文発表会の資料として出席者に配付するものとする。

(2)　「修士論文（又は作品）梗概」について

①　「修士論文（又は作品）梗概」の要綱等は、修了予定年次の修士論文（又は作品）提出時に配付する。

②　「修士論文（又は作品）梗概」の提出枚数は、４枚とする。

③　「修士論文（又は作品）梗概」の提出期限は、修了予定年次の２月末までとする。
但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。

④　「修士論文（又は作品）梗概」の提出場所は、大学事務局とする。

⑤　「修士論文（又は作品）梗概」は、「東京家政学院大学紀要」等に記載するものとする。

専 修 免 許 状 に つ い て

本学大学院においては、専修免許状が取得できます。
専修免許状の種類、取得するための要件及び授業科目は、次のとおりです。

１．専修免許状の種類

○　中学校教諭専修免許状　（家庭）
○　高等学校教諭専修免許状　（家庭）
○　栄養教諭専修免許状

２．取得要件

○　本学大学院を修了すること。
○　「家庭」の専修免許状を取得する場合は、中学校教諭１種免許状（家庭）又は高等学校教諭１種免許状（家庭）を有していること。
○　「栄養教諭」の専修免許状を取得する場合は、管理栄養士免許証及び栄養教諭１種免許状を有していること。
○　指定された授業科目について、24 単位以上修得すること。

３．授業科目

○　（家庭）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			免許状取得に必要な最低修得単位数	備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択		
家庭の教科に関する科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む）	２４	生活経営学特論		2	24 単位以上	
			生活経営学特論演習		1		
			生活経済学特論		2		
			生活経済学特論演習		1		
			生活文化史特論Ⅰ		2		
			生活文化史特論Ⅱ		2		
			地域社会特論		2		
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		食文化特論		2		
			食物学特論		2		
			食品機能学特論		2		
			食品科学特論		2		
	被服学（被服製作実習を含む。）		衣設計学特論		2		
			衣環境学特論		2		
			衣生活学特論		2		
			服飾文化特論		2		
	住居学（製図を含む。）		住環境計画特論		2		
			住環境設計特論		2		
			環境文化特論		2		
教職に関する科目			人間形成特論（教育学）		2		
			人間形成特論（教育史）		2		
			人間形成特論演習		1		

○（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			免許状取得に必要な最低修得単位数	備考
科目		単位数	授業科目	単位数 必修	単位数 選択		
栄養に係る教育に関する科目		２４	栄養教育特論		2	24単位以上	
			栄養教育特論演習		1		
			地域栄養教育特論		2		
			公衆栄養学特論		2		
			ヘルスプロモーション特論		2		
			国際保健学特論		2		
			栄養管理学特論		2		
			食品・栄養英語文献抄読演習		1		
教職に関する科目			人間形成特論（教育学）		2		
			人間形成特論演習		1		
大学が加える栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち		生化学特論		2		
			病態生理学特論		2		
			予防心臓病学特論		2		
	食べ物と健康		食品機能学特論		2		
			調理学特論		2		
			食品微生物学特論		2		
			応用食品学特論		2		
	応用栄養学		小児保健学特論		2		
			運動栄養学特論		2		
			スポーツ栄養管理学特論		2		
	臨床栄養学		臨床栄養学特論		2		
			臨床栄養学特論演習		1		
			小児臨床栄養学特論		2		

各種証明書の交付手続き等について

各種証明書の交付を受ける場合、次により手続きを行う。

(1)　証明書の申込み

「各種証明書申込書」に必要事項を記入の上、(2)の表に示された手数料分の証紙を設置してある自動証紙販売機で購入し、同申込書に貼付して、大学事務局窓口にて申し込むこと。

各種証明書申込書記入	→	自動証紙販売機で証紙購入	→	各種証明書に証紙貼付	→	申　　込（大学事務局）

9:00 から
平日 17:00
土曜 12:30　まで

所定様式外の証明書（本学以外の機関の定める様式）及び英文証明書の交付等については、事前に大学事務局窓口で確認すること。

証明書の受取りは、原則申込日の翌日に窓口にて学生証提示の上、交付する。

(2)　各種証明書等手数料

名　　称	手数料	名　　称	手数料
在 学 証 明 書	300 円	修 了 証 明 書	300 円
成 績 証 明 書	300 円	修了見込証明書	300 円
成績・履修証明書	300 円	退 学 証 明 書	300 円

※　英文による上記証明書の手数料は、３倍となります。

(3)　その他の諸手続き

種　別	期　日	摘　　要
欠 席 届	必要の生じたとき	３日以上欠席の時に提出、 １週間以上病欠の場合医師の診断書添付
休 学 届	〃	当該学期の休学の場合は授業料完納者のみ願出可、次学期休学の場合で授業料完納済みの学期中の願出に限り
復 学 届	〃	休学満了時の復学の場合
復 学 願	〃	休学途中時の復学の場合
退 学 願	〃	授業料完納者のみ願出可

大学院生共同研究室の利用について

１．大学院共同研究室は、大学院生が自主的学習や研究によって、知性を磨き豊かな感性を養い、専門分野における高度の研究能力を身につけるための研究の場であります。

２．本学大学院生には、町田キャンパスに大学院生共同研究室の研究用個人机が用意されています。

３．研究用個人机の割当は、入学後のオリエンテーションの際に行われます。

４．大学院生共同研究室開室時間は、次のとおりです。

月曜日～金曜日	８：００　～　２０：００
土曜日	８：００　～　１８：００

※　延長する場合は、研究指導担当教員の許可を得て管理センターへ届けてください。

５．休室日

(1) 日曜日、国民の祝日及び創立記念日(5 月 21 日)
(2) 年末年始(12 月 26 日 ～ 翌年 1 月 5 日)
(3) 夏季休業中の土曜日及び構内施設点検期間
(4) その他、入試等によって入講禁止となる日

６．利用に当たっては、静粛、清潔、快適な研究環境に努めること。

学　内　諸　規　程

東京家政学院大学大学院研究生規程

（趣旨）

第 1 条　東京家政学院大学大学院において、特定の専門分野の研究を志望する研究生（以下「研究生」という。）の受け入れについては、この規程の定めるところによる。

（入学の時期）

第 2 条　研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第 3 条　研究生の入学資格は、次のとおりとする。

一　修士の学位を有する者

二　研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認め、学長が認めた者

（入学の出願）

第 4 条　研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、出願書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

（入学の選考）

第 5 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 6 条　前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、入学書類に所定の入学金及び授業料を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（指導教員）

第 7 条　研究生の指導教員は、研究科会議の議を経て研究科長が学長に報告し、学長が決定する。

2　研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

（研究期間）

第 8 条　研究生の研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、その研究を更に継続しようとするときは、理由を付して研究科長に研究期間の延長を願い出なければならない。

2　研究科長は、研究科会議の議を経て学長に報告し、学長承認後、通算 2 年を限度として期間の延長を許可することができる。

（授業への出席）

第 9 条　指導教員において必要と認める場合は、授業担当教員の承認がある場合に限り学長に報告し、学長が研究生に対し、研究科の授業の出席を許可することができる。

（修了）

第 10 条　研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2　研究科長は、修了者に対し、希望により修了証明書を学長の承認後、交付することができる。

（退学）

第 11 条　研究期間の途中で退学しようとするものは、指導教員の承認を得て学長の許可を受けなければならない。

（検定料等の額）

第 12 条　研究生の検定料、入学金及び授業料は、東京家政学院大学研究生規程を準用する。

（他の規則の準用）

第 13 条　研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学大学院学則及び東京家政学院大学研究生規程を準用する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学大学院研究生規則は、東京家政学院大学大学院研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 1 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

東京家政学院大学科目等履修生規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第 52 条第２項に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　科目等履修生の入学資格は、学則第 19 条に規定する大学入学資格を有する者とする。

（科目等履修の範囲）

第４条　科目等履修生として履修できる授業科目は、学部学務部会で審議し、担当教員の同意を得たものとする。

（入学の出願）

第５条　科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて、指定の期間内に、これを提出しなければならない。

(1) 入学願書（本学所定の様式）　１通
(2) 履歴書（本学所定の様式）　１通
(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書　各１通
(4) 在職中の者は、その所属長の承諾書　１通
(5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写）　各１通

（入学の選考）

第６条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第７条　前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1) 誓約書（本学所定の様式）　１通
(2) 調査書（本学所定の様式）　１通
(3) 学籍カード（本学所定の様式）　１通

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（在学期間）

第８条　在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

（履修単位数）

第９条　科目等履修生として履修できる科目の総単位数は 30 単位以内とする。

（科目等履修生の修了）

第 10 条　科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

（単位認定）

第 11 条　履修した科目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出て試験を受けることができる。

2　前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3　前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

（退学）

第 12 条　在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない。

（授業料等の額）

第 13 条　科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・実技科目を履修する場合は、経費を別途徴収することがある。

(1) 検定料　10,000 円
(2) 入学金　15,000 円
(3) 授業料　15,000 円（１単位毎に）

2　前項の授業料は、指定した期日までに納めなければならない。

3　既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

（他の規則の準用）

第 14 条　科目等履修生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附　則

1　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

2　東京家政学院大学聴講生規則（昭和 62 年７月９日施行）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年７月５日から施行し、平成 13 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学科目等履修生規則は、東京家政学院大学科目等履修生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学研究生規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第 51 条第２項に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

（入学の時期）

第２条　研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　研究生の入学資格は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（入学の出願）

第４条　研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（本学所定の様式）　１通
(2) 履歴書（本学所定の様式）　１通
(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書　各１通
(4) 在職中の者は、その所属長の承諾書及び本人の確約書　各１通
(5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写）　各１通

（入学の選考）

第５条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第６条　前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1)　誓約書（本学所定の様式）　１通
(2)　調査書（本学所定の様式）　１通
(3)　学籍カード（本学所定の様式）　１通

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（指導教員）

第７条　研究生の指導教員は、学科会議の議を経て学長が決定する。

2　研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

（研究期間）

第８条　研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算２年を限度として許可を得て研究期間の延長を願い出ることができる。

（講義への出席）

第９条　研究生は、指導教員が必要と認め、かつ、当該学科科目担当教員の承認がある場合に限り、４科目を限度として、講義に出席することができる。

2　研究生として聴講した授業科目の単位認定及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 20 条による単位の認定は、行わない。

（修了）

第 10 条　研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2　学長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

（退学）

第 11 条　研究期間の途中で退学しようとする者は、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

（検定料等の額）

第 12 条　研究生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1) 検定料　15,000 円
(2) 入学金　50,000 円
(3) 授業料　300,000 円

2　前項の授業料は、年２期に分けそれぞれ指定した期日までに納めなければならない。

3　既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

（他の規則の準用）

第 13 条　研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附　則

1　この規則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

2　東京家政学院大学研究員規則（昭和 56 年 4 月 20 日施行）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学研究生規則は、東京家政学院大学研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学学生交流規程

（趣旨）

第１条　本学の学生で、東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第 35 条及び第 38 条の規定により、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び他大学等の学生で学則第 53 条の規定により本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（他大学等との協議）

第２条　学則第 38 条及び第 53 条の規定による本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項について教授会の議を経て学長が行うものとする。

(1) 履修する授業科目の範囲

(2) 学生数

(3) 単位の認定方法

(4) 履修期間

(5) その他必要な事項

2　派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

（派遣学生の出願手続）

第３条　派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2　前項の規定により出願できる者は、第３年次以上（ただし外国の大学又は短期大学の場合は第２年次以上）に在学する学生とする。

（派遣の許可）

第４条　前条の願い出があったときは、学部長は教授会の議を経て他大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

（外国の大学等における履修期間）

第５条　外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で履修する派遣学生の履修期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、更に１年以内に限りその延長を許可することができる。

（派遣学生の在学期間の取扱い）

第６条　派遣学生としての履修期間は、本学の在学年数に算入する。

（派遣学生の履修報告書等の提出）

第７条　派遣学生は、履修が終了したときは直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては帰国の日から１月以内に）学部長に履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

（派遣学生の単位の認定）

第８条　派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書により教授会の議に基づき 60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなす。

（派遣学生の授業料）

第９条　派遣学生の本学の学生としての授業料の取扱いについては、別に定める。

（派遣許可の取消し）

第 10 条　学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、履修の許可を取消す。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生として当該他大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

（特別聴講学生の受入れ許可）

第 11 条　特別聴講学生の受入れの許可は、他大学等からの依頼に基づき教授会の議を経て学長が行う。

（特別聴講学生の学業成績証明書）

第 12 条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学部長は学業成績証明書を交付する。

（特別聴講学生の検定料等）

第 13 条　特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料の取扱いについては当該他大学等との協議により定める。

（他の規則の準用）

第 14 条　特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び学内諸規則を準用する。

附　則

この規則は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 16 年 4 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学者から適用する。

附　則

この東京家政学院大学学生交流規則は、東京家政学院大学学生交流規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学学生懲戒手続規程

（目的）

第 1 条　この規程は、東京家政学院大学学則（以下「大学学則」という。）第 57 条及び東京家政学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 19 条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

（懲戒機関）

第 2 条　学生の懲戒処分は、この規程の定めるところにより、当該学生の所属する学部の教授会あるいは研究科の研究科会議（以下「教授会等」という。）の議を経て学長が行う。

（通報等）

第 3 条　大学学則第 57 条に規定する懲戒事由に該当する行為を発見し、又はその情報を得た教職員は、速やかに学務グループ課長に通報するものとする。

2　前項の通報を受けた学務グループ課長は、直ちに副学長に報告するものとし、副学長は、これを直ちに当該学生の所属する学部の学部長あるいは研究科長（以下「学部長等」という。）に報告するものとする。

（手続開始の決定）

第 4 条　前条第 2 項の報告を受けた学部長等は、副学長及び学生指導委員会委員長と協議の上、相当の理由があると認めたときは、事件として手続の開始を決定するものとする。

（調査委員会の設置等）

第 5 条　教授会等は前条の決定があった場合、事実を調査し、及び懲戒処分案を調査審議させるため、その都度、調査委員会を設けるものとする。

2　調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成するものとし、学部長等が第 1 号の委員を指名することにより発足するものとする。

（1）学部長等が次号及び第 3 号の者と協議の上、指名する教員若干人

（2）学生指導委員会委員長

（3）副学長

3　調査委員会に、調査審議の整理を行わせるため幹事を置き、委員 1 人をもって充てる。

4　学部長等は、前条の決定（事件の概要を含む）及び調査委員会の発足を、理由を付して直近の教授会等に報告し、教授会等は、これを確認するものとする。学部長等が相当の理由がないと認めた場合においても、同様とする。

5　教授会等は、前項の報告を確認する場合において、特に必要があると認めたときは、これを修正することができる。

（調査審議）

第 6 条　調査委員会は、慎重かつ速やかに調査審議を行い、その結果を教授会等に報告するものとする。

2　調査委員会は、調査審議に当たり、関係の教職員に資料の提出を求め、並びに関係の教職員及び学生から事情及び意見を聴取することができる。

（懲戒処分）

第 7 条　教授会等は、前条第 1 項の報告に基づき、審議を経て、学長が懲戒処分を決定するものとする。

2　前項の審議は、構成員の 4 分の 3 以上が出席した教授会等において、3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附　則

この規則は、平成 3 年 12 月 19 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附　則

この東京家政学院大学学生懲戒手続規則は、東京家政学院大学学生懲戒手続規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

（目的）

第１条　この規程は、東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）の学生が学部における教育効果を高めるため、大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに学部教育の補助業務に従事させ、教育指導者としての訓練の機会を与えるとともに、これに対する給与を支給することにより、学生の奨学に資することを目的とする。

（名称）

第２条　この規程に定める学部教育の補助業務を行なう者の名称をティーチング・アシスタント（以下「Ｔ・Ａ」という。）とする。

（職務）

第３条　Ｔ・Ａは、授業科目担当教員の指示に従い、学部学生に対する実験、実習、演習等の授業の補助業務、それらに関わる準備及び授業後の学生の学習相談等に従事する。

（募集及び選考）

第４条　Ｔ・Ａは、大学院の学生の中から募集し、部局長会議の議を経て研究科長が選考する。

2　研究科長は、前項の選考結果を学長に報告し、Ｔ・Ａを決定する。

（採用）

第５条　学長は、前条第２項の報告に基づき、Ｔ・Ａの採用について理事長に報告する。

２　Ｔ・Ａの採用期間は、１年以内とする。ただし、研究科長が継続して採用する必要があると認めるときは、改めて選考することができる。

３　研究科長は、Ｔ・Ａが学業不振となり成業の見込みがないと判断されるとき、その他Ｔ・Ａの適格性に欠けると認めたときは、所定の手続きを経てＴ・Ａの採用を取り消すことができる。

（勤務時間）

第６条　Ｔ・Ａの勤務時間は、自己の学業・研究に支障のない範囲で、かつ、週 10 時間程度を標準として定めるものとする。

（給与）

第７条　Ｔ・Ａには、給与として補助員の給与基準に定める「大学卒業者、短大卒 3 年以上の業務経験者」の日額を１時間当たりに換算して支給する。

（実績報告書の提出）

第８条　Ｔ・Ａを活用した授業科目担当教員は、年間の活用状況に関する別紙により「実績報告書」を作成し、研究科長に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の実績報告書に基づき学長に報告する。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、Ｔ・Ａに関する必要な事項は、部局長会議の議を経て、研究科長が定めることができる。

附　則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 5 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学大学院長期履修学生規程

（趣旨）

第１条　東京家政学院大学大学院学則第５条の２に規定する長期にわたり計画的に教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）については、この規程の定めるところによる。

（長期履修期間及び在学期間）

第２条　長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、年度の途中からの長期履修は認めない。

(1) １年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、３年又は４年とする。

(2) ２年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、２年とする。

２　長期履修学生の在学期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) １年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が３年の者及び２年次から長期履修学生として認められる者の在学期間は、５年を超えることができない。

(2) １年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が４年の者の在学期間は、６年を超えることができない。

（申請資格）

第３条　長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、２年次に在学する者は、申請することができない。

(1)　職業を有する者

(2)　その他研究科長が認め、学長が決定した者

（申請手続）

第４条　長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の期間内に提出しなければならない。

(1)　新入生が１年次の初めから希望する場合は、入学前の入学手続日まで

(2)　１年次に在学する者が２年次の初めから希望する場合は、１年次の１月末日まで

（許可）

第５条　前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

（履修期間短縮の申請手続）

第６条　長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の１月末日までに提出しなければならない。

（履修期間短縮の許可）

第７条　前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

（授業料等）

第８条　東京家政学院大学大学院学則第24条別表第２の授業料及び施設設備資金について、修業年限分の総額を長期履修期間の年数で除した額を年額とし、前期・後期に分けて納入する。長期履修期間別の納入額は、別表のとおりとする。

附　則

この規則は、平成19年４月１日より施行する。ただし、平成19年３月31日に１年次に在籍する者については、第４条第２号の規定にかかわらず、長期履修申請書を受け付け、第２条第２号の規定を適用する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日より施行する。

附　則

この東京家政学院大学大学院長期履修学生規則は、東京家政学院大学大学院長期履修学生規程に改正し、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年１月21日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

別表（第８条関係）

【１年次から３年間の長期履修学生の場合（第２条第１号）】

	１年次		２年次		３年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—
入学金	300,000	—	—	—	—	—
授業料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
施設設備資金	35,000	35,000	35,000	35,000	30,000	30,000
計	565,000	235,000	235,000	235,000	230,000	230,000

【１年次から４年間の長期履修学生の場合（第２条第１号）】

	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—	—	—
入学金	300,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
計	505,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000

【2 年次から 2 年間の長期履修学生の場合（第 2 条第 2 号）】

	2 年次		3 年次	
	前期	後期	前期	後期
入学検定料	—	—	—	—
入　学　金	—	—	—	—
授　業　料	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000
計	175,000	175,000	175,000	175,000

※1　長期履修期間を短縮する場合は、修了年次の定められた期日までに修業年限分の総額の残額を納入する。
※2　長期履修期間を超える場合の授業料等は、学則第 24 条別表第 2 で規定する額を納入する。
※3　平成 25 年 4 月 1 日入学者から適用。

東京家政学院大学大学院修了延期運用規程

（趣　旨）
第1条　東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）学則第12条の2第2項に規定する修了延期については、この規程の定めるところによる。
（目　的）
第2条　修了要件を満たしたにもかかわらず、在学期間を延長して学修の継続を希望する学生の便宜を図ることを目的とする。
（要　件）
第3条　修了延期を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。
(1) 大学院学則に定める修了の要件を満たしていること。
(2) 引き続き在学することにより、大学院学則に定める在学年限を超えないこと。
(3) 学納金を滞納していないこと。
（手　続）
第4条　修了延期を希望する者は、指定された期間内に、別紙「修了延期願」を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
2　前項により、修了の延期を許可された者（以下「修了延期者」という。）に対しては、修了延期許可通知書を交付する。
3　修了延期者が、事情変更により本来の修了年度に修了を希望する場合は、所定の期間内に、別紙「修了延期許可取消願」を提出した場合に限り、当該年度末での修了を認めることができる。
4　修了延期者が、修了延長に係る学納金（授業料及び施設設備資金をいう。以下同じ。）を所定の期間内に納入しない場合は、修了延期の許可を取り消し、本来の修了年度末での修了とする。
（期　間）
第5条　在学を延長することのできる期間は、1年とする。ただし、修了延期者が引き続き延期を希望する場合は、1年を限度として在学期間の延長を許可することができる。
（修了の時期）
第6条　修了延期者の修了の時期は、延長後の在学期間の年度末とする。ただし、前期末での修了を希望する者に対しては、所定の手続により修了を認めることができる。
（授業科目の履修）
第7条　修了延期者は、研究科の認める範囲内で授業科目を履修することができる。
（休学の取り扱い）
第8条　修了を延期した期間中は、休学は認めない。
（授業料等）
第9条　修了延期者の学納金については、別に定める。
2　既に納入された学納金は、原則として返戻しない。

附　則

この規則は、平成22年2月19日から施行する。

大 学 院 教 員 名 簿

大学院教員名簿

職　名	氏　名	主たる担当科目	町　田		千代田三番町	
			研究室番号	研究室直通電話番号	研究室番号	研究室直通電話番号
教　授	井上　眞弓	言語文化特論	0407	042-782-5909	1807	03-3262-2798
〃	岩見　哲夫		2205	042-782-8560	-	−
〃	上村　協子	生活経営学特論	1622	042-782-8519	1805	03-3262-2763
〃	内田　宗一	言語文化特論	0405	042-782-5903	1703	03-3262-2754
〃	畝部　典子	児童学特論G	1630	042-782-1493	-	−
〃	海野　知紀	食品機能学特論	-	−	1205	03-3262-2789
〃	江川　賢一	運動栄養学特論	-	−	G0101	03-3262-2562
〃	大橋　竜太	環境文化特論	3509	042-782-0984	1702	03-3262-2746
〃	小口　悦子	食生活学特論	2108	042-782-1992	-	−
〃	金澤　良枝	臨床栄養学特論	-	−	1504	03-3262-2493
〃	金子　和正	児童学特論D	G302	042-782-7484	-	−
〃	椛田　考一		3604	042-782-4419	-	−
〃	河田　敦子	人間形成特論	1612	042-782-0921	-	−
〃	斉藤　恵美子	病態生理学特論	-	−	1503	03-3262-2732
〃	酒井　治子	地域栄養教育特論	-	−	1603	03-3262-2692
〃	佐藤　広美	人間形成特論	1627	042-782-0985	1804	03-3262-2821
〃	嶋田　芳男	地域福祉特論	1611	042-782-1498	-	−
〃	白井　篤	建築構法特論	3606	042-782-4867	-	−
〃	新開　よしみ	児童学特論C	1632	042-782-6774	-	−
〃	田中　弘之	公衆栄養学特論	-	−	-	−
〃	西口　守	高齢者福祉特論	1621	042-782-4968	-	−
〃	馬場　修	生化学特論	-	−	1204	03-3262-2449
〃	林　一也	応用食品学特論	-	−	1401	03-3262-2243
〃	原　光彦	小児臨床栄養学特論	-	−	1505	03-3262-2563
〃	原口　秀昭	住環境設計特論	3602	042-782-0923	-	−
〃	藤田　恵子	衣設計学特論	1404	042-782-3427	-	−
〃	松田　正己	ヘルスプロモーション特論	-	−	1608	03-3262-2831
〃	三宅　紀子	食物学特論	-	−	1609	03-3262-2739
〃	山村　明子	服飾文化特論	1610	042-782-0916	1703	03-3262-2829
〃	吉永　早苗	児童学特論F	1601	042-782-0991	-	−
准教授	呉　起東	情報メディアデザイン特論	1307	042-782-0992	-	−
〃	大嶋　徹	スポーツセラピー特論	G307	042-782-7804	1806	03-3262-2796
〃	大富　あき子	調理学特論	-	−	1B04	03-3262-2349
〃	加地　雄一		1609	042-782-0915	-	−

大学院教員名簿

職　名	氏　名	主たる担当科目	町　田		千代田三番町	
			研究室番号	研究室直通電話番号	研究室番号	研究室直通電話番号
准教授	加藤　理津子	スポーツ栄養管理学特論	-	−	1B05	03-3262-2369
〃	黒田　久夫	食品機能学特論	2206	042-782-1994	-	−
〃	小池　孝子	住環境計画特論	3508	042-782-1918	-	−
〃	新海　公昭	児童学特論E	1625	042-782-0974	-	−
〃	千葉　一博	福祉と数理特論	1411	042-782-7459	-	−
〃	辻　雅子	栄養教育特論	-	−	1604	03-3262-2726
〃	丹羽　さがの	人間発達特論ＩＡ	1626	042-782-0948	-	−
〃	花田　朋美	衣環境学特論	2407	042-782-3432	-	−
〃	柳瀬　洋美	人間発達特論ⅢＡ	1619	042-782-0994	-	−
〃	山﨑　薫	食品科学特論	2308	042-782-4679	-	−
講師	吉野　知子	栄養管理学特論	-	−	1313	03-3262-2721

キャンパス案内

町田キャンパス建物配置図

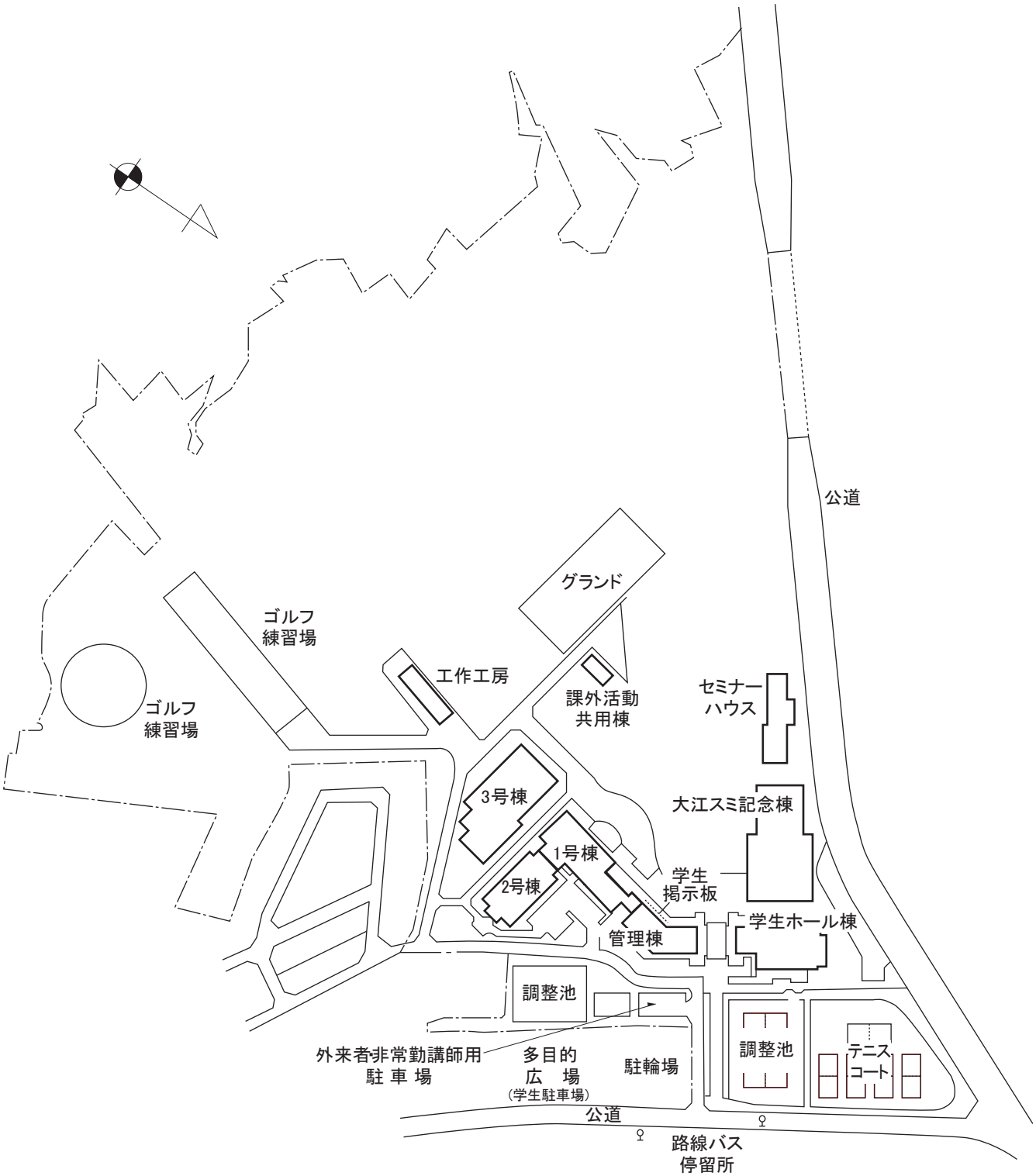

町田キャンパス案内図

平成30年5月現在

管理棟
1号棟
2号棟

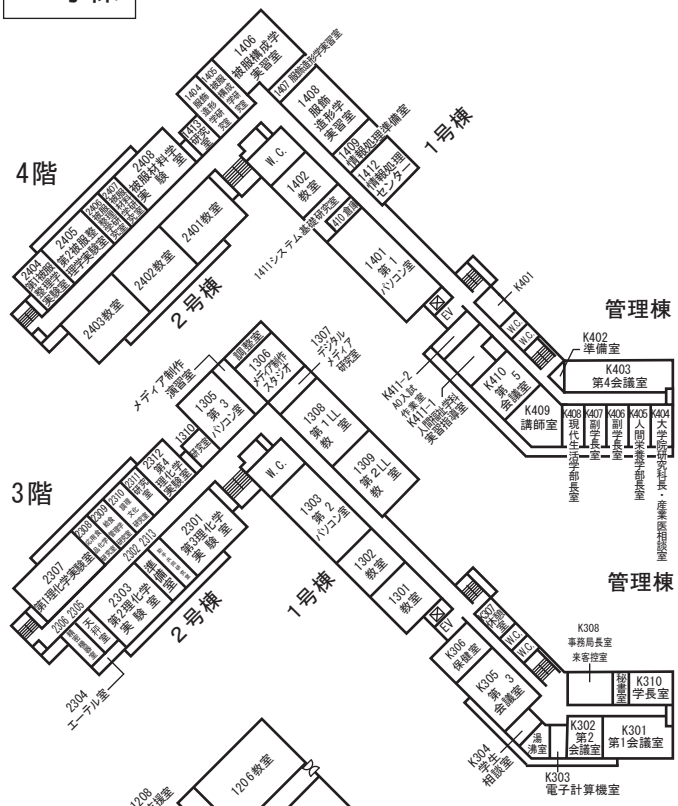

建物記号呼称	部屋記号呼称
Kは管理棟 Sはセミナーハウス Gは学生ホール棟 Tは工作工房 Oは大江スミ記念ホール棟 を示す	例 2（K・S・G）建物別（2号棟） 4□□□ 階数（4階） 0□□□ 教室番号 3□□□

研究室	教員名	研究室	教員名
K411-1	朝倉	2309	山田
1307	呉	2310	櫻井
1404	藤田	2407	花田
1405	富田	1501	田尻
2101	岩本	1502	高尾
2106	三澤	1503	澤田
2108	小口	1509	原田
2205	岩見	1509	児童学実習相談・指導室
2206	黒田		
2308	山﨑		

3号棟

3階

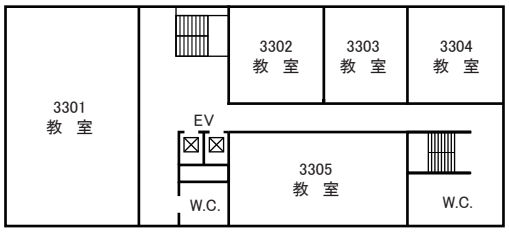

7階

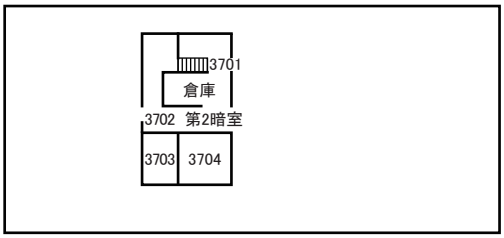

2階

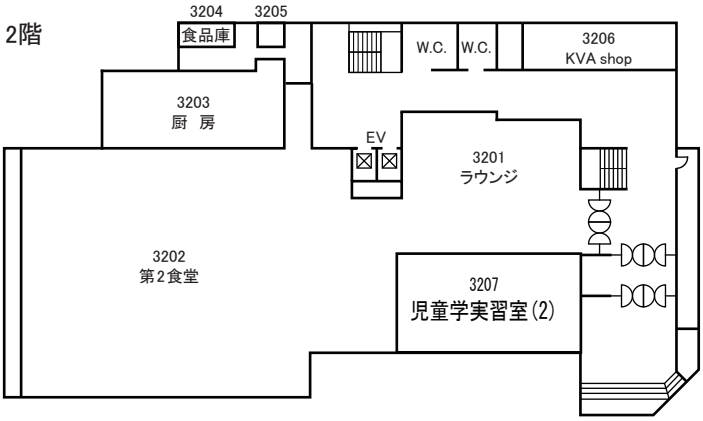

6階

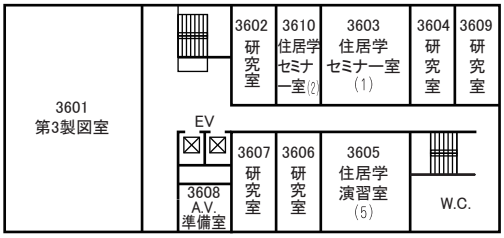

5階

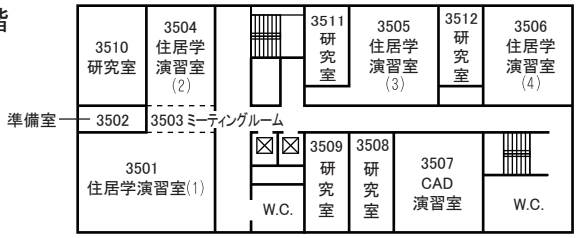

1階

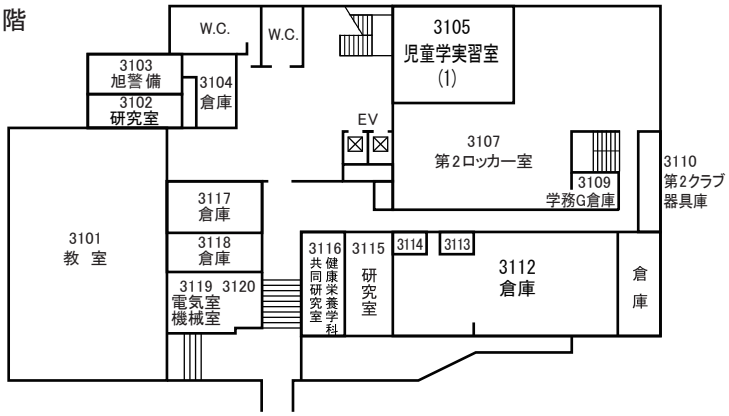

4階

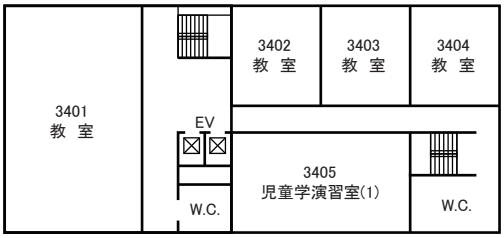

研究室	教員名	研究室	教員名
3116	健康栄養学科教員	3602	原口
3502	大宮司	3604	椛田
3508	小池	3606	白井
3509	大橋	3609	石綱
3512	深石		

大江スミ記念棟

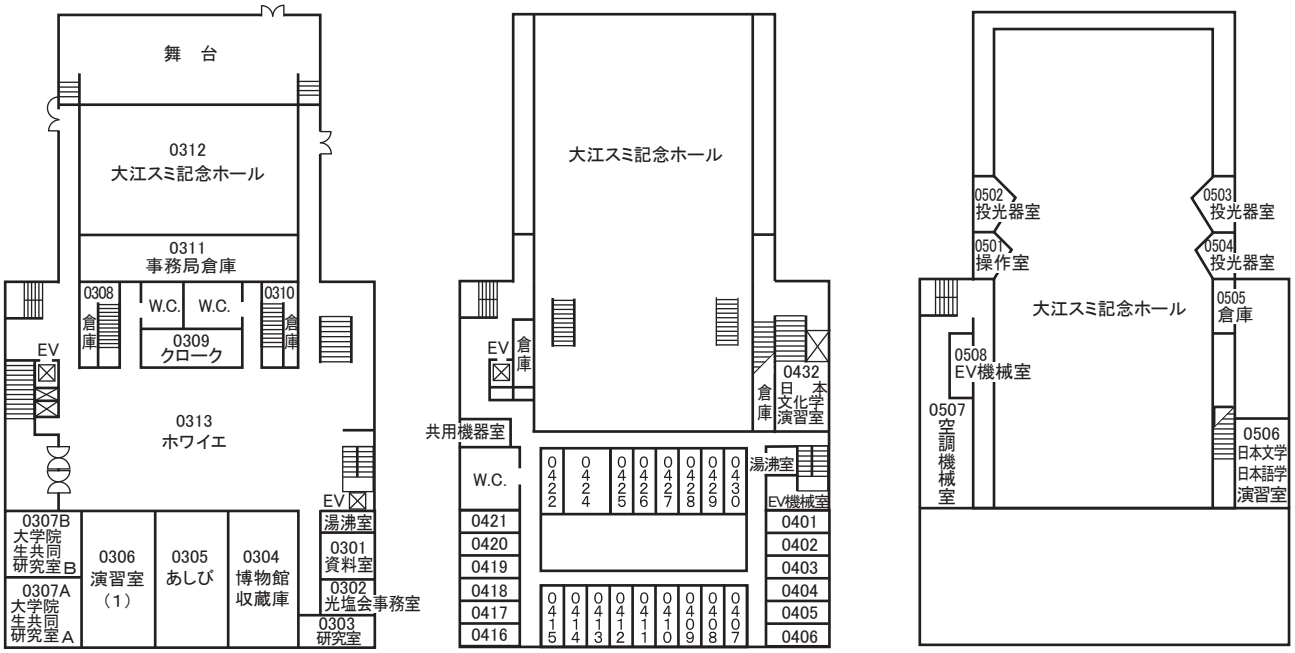

2階

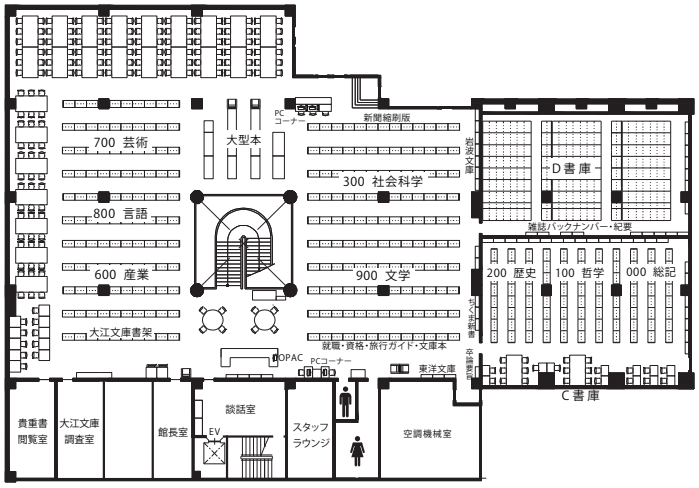

1階

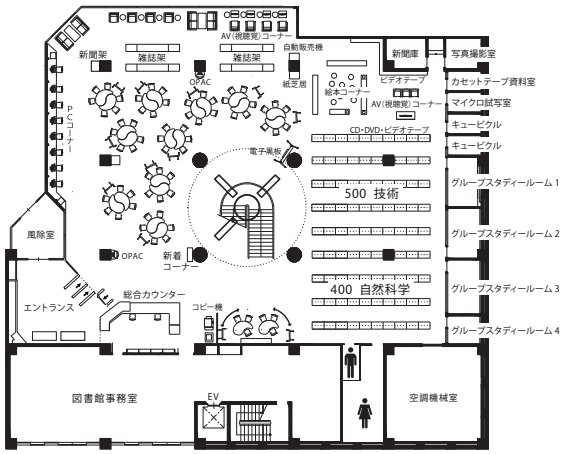

4階 拡大図

研究室一覧表

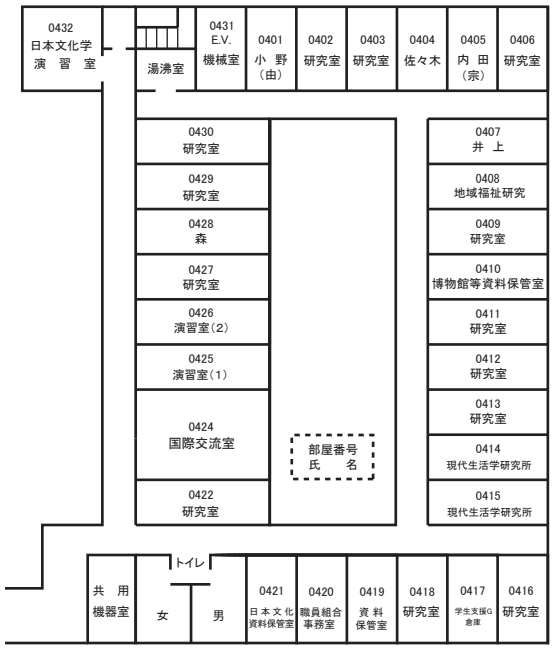

学生ホール棟

3階

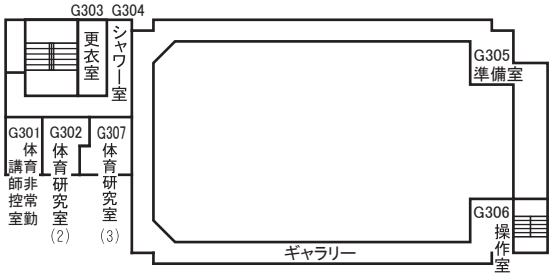

2階

1階

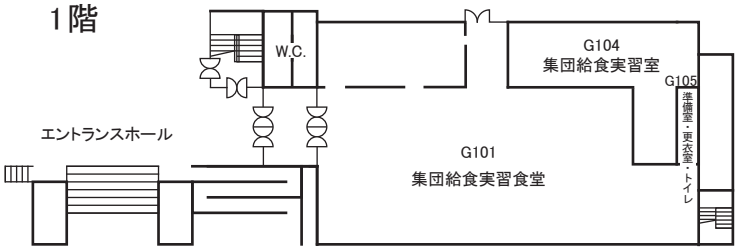

工作工房

2階

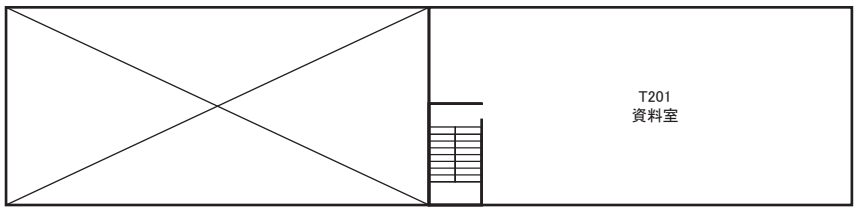

1階

研究室番号	教員名
G302	金子(和)
G307	大嶋

課外活動共用棟

1階

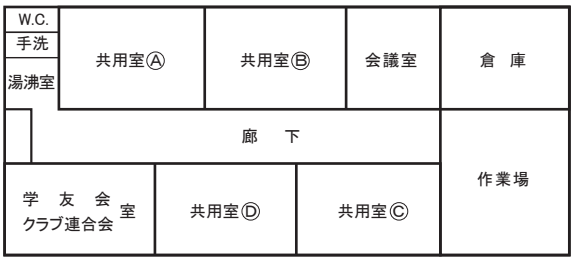

セミナーハウス

3階

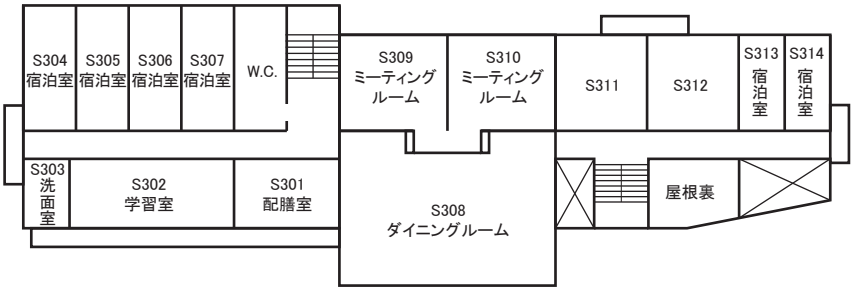

2階

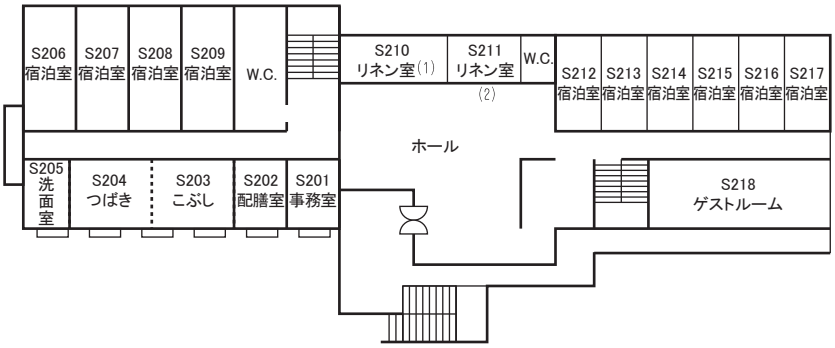

1階

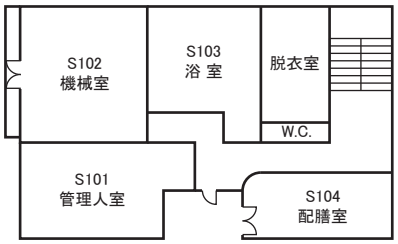

千代田三番町キャンパス建物配置図

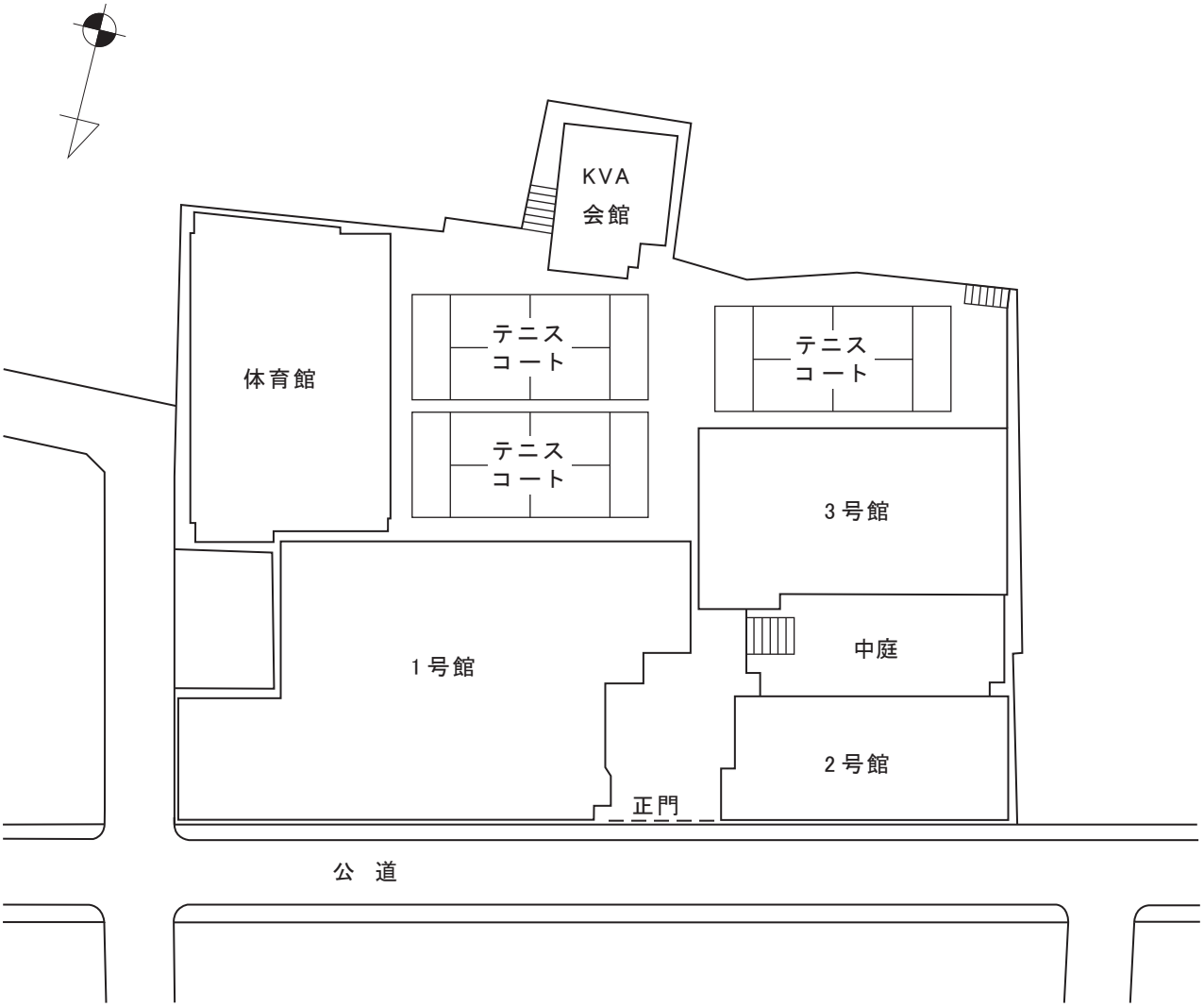

千代田三番町キャンパス案内図

平成30年4月現在

１号館

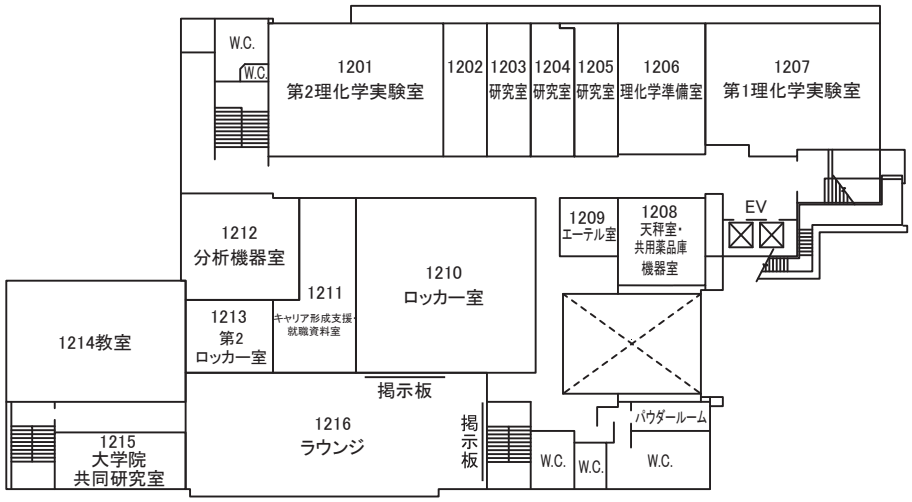

2階

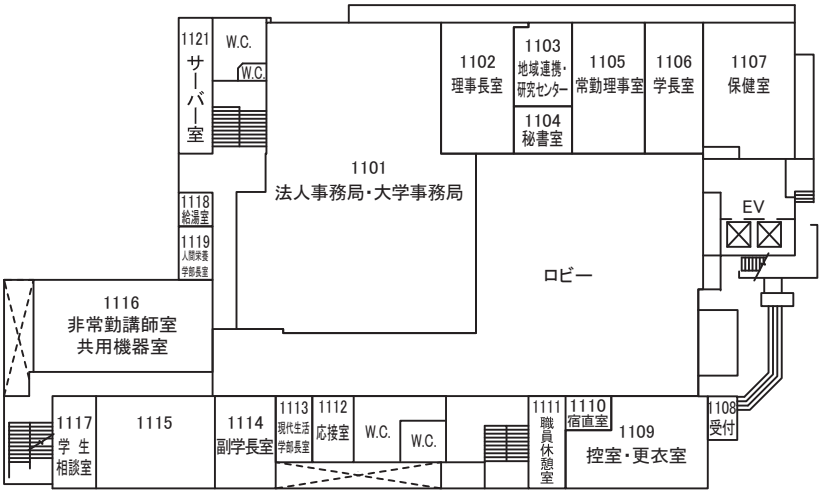

1階

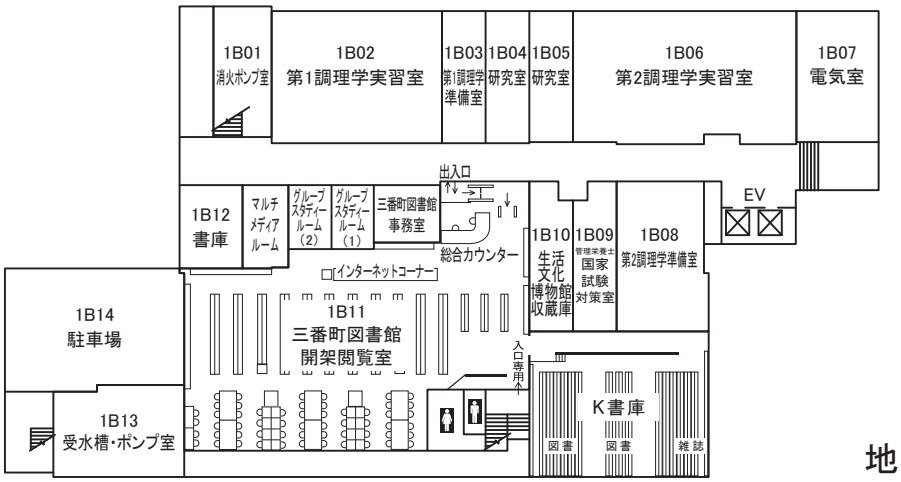

地下1階

部屋記号呼称

例　1 4 0 7

- 1：建物別（1号館）
- 4：階数（4階）
- 07：教室番号

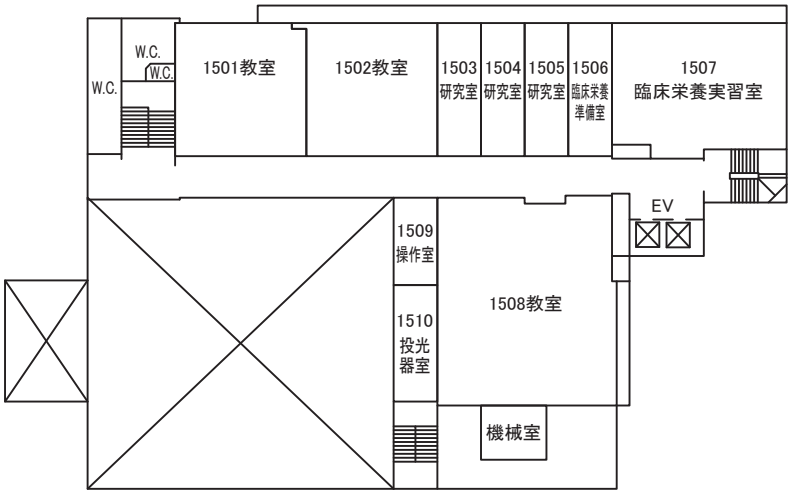
W.C.
W.C.
W.C.
1501教室
1502教室
1503
研究室
1504
研究室
1505
研究室
1506
臨床栄養
準備室
1507
臨床栄養実習室
EV
1509
操作室
1510
投光
器室
1508教室
機械室

5階

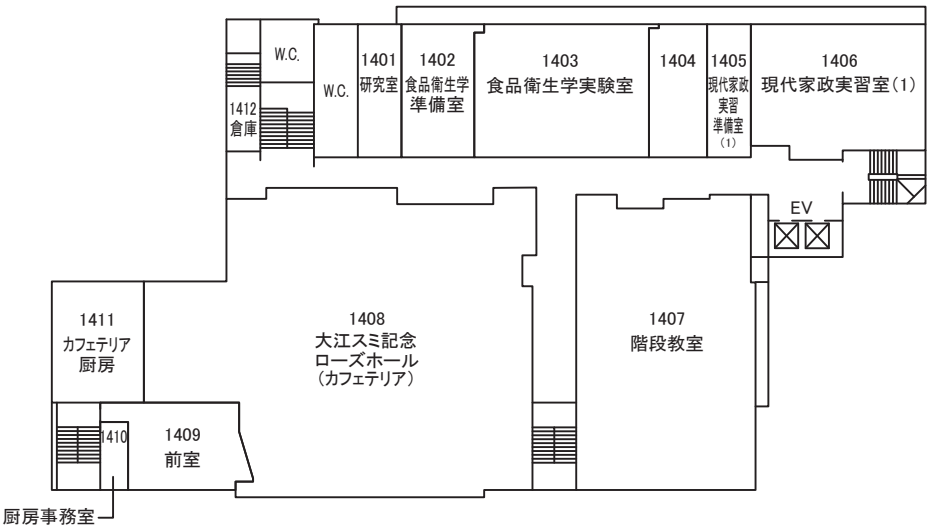
W.C.
W.C.
1412
倉庫
1401
研究室
1402
食品衛生学
準備室
1403
食品衛生学実験室
1404
1405
現代家政
実習
準備室
(1)
1406
現代家政実習室(1)
EV
1411
カフェテリア
厨房
1408
大江スミ記念
ローズホール
(カフェテリア)
1407
階段教室
1410
1409
前室
厨房事務室

4階

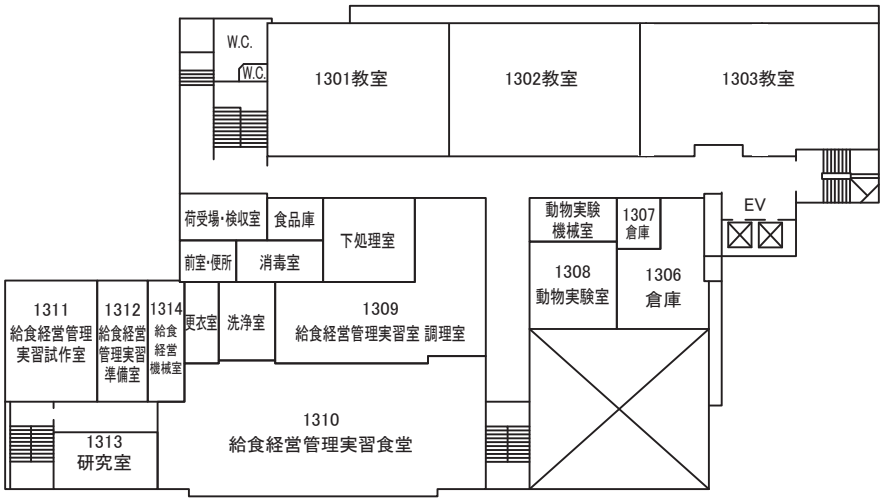
W.C.
W.C.
1301教室
1302教室
1303教室
EV
荷受場・検収室
食品庫
下処理室
前室・便所
消毒室
動物実験
機械室
1307
倉庫
1308
動物実験室
1306
倉庫
1311
給食経営管理
実習試作室
1312
給食経営
管理実習
準備室
1314
給食
経営
機械室
更衣室
洗浄室
1309
給食経営管理実習室 調理室
1310
給食経営管理実習食堂
1313
研究室

3階

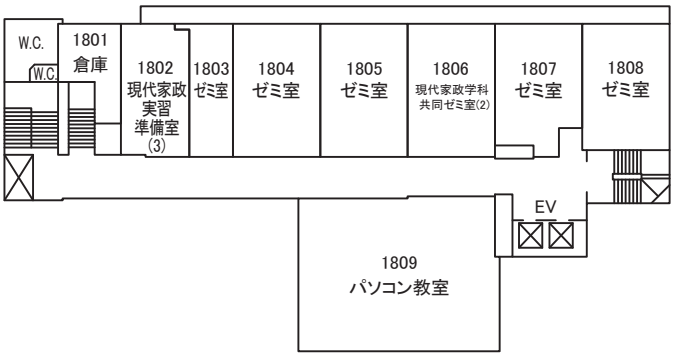
W.C.
W.C.
1801
倉庫
1802
現代家政
実習
準備室
(3)
1803
ゼミ室
1804
ゼミ室
1805
ゼミ室
1806
現代家政学科
共同ゼミ室(2)
1807
ゼミ室
1808
ゼミ室
EV
1809
パソコン教室

8階

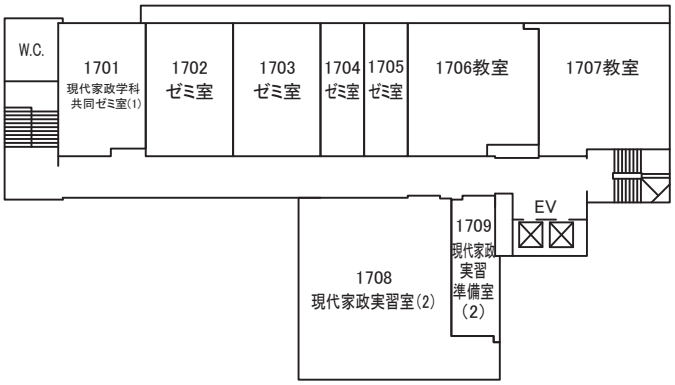
W.C.
1701
現代家政学科
共同ゼミ室(1)
1702
ゼミ室
1703
ゼミ室
1704
ゼミ室
1705
ゼミ室
1706教室
1707教室
EV
1709
現代家政
実習
準備室
(2)
1708
現代家政実習室(2)

7階

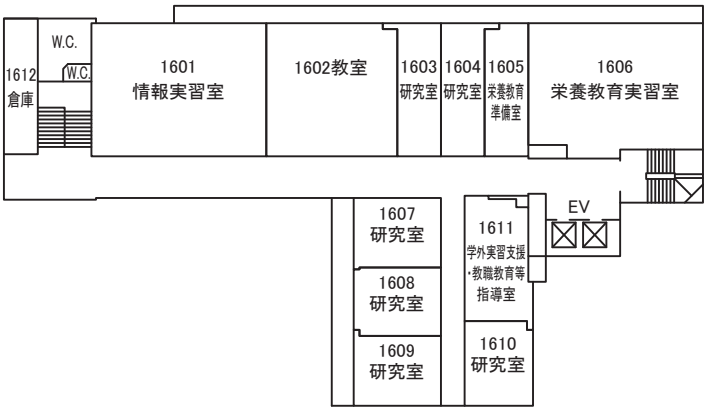
1612
倉庫
W.C.
W.C.
1601
情報実習室
1602教室
1603
研究室
1604
研究室
1605
栄養教育
準備室
1606
栄養教育実習室
EV
1607
研究室
1608
研究室
1609
研究室
1611
学外実習支援
・教職教育等
指導室
1610
研究室

6階

ＫＶＡ会館

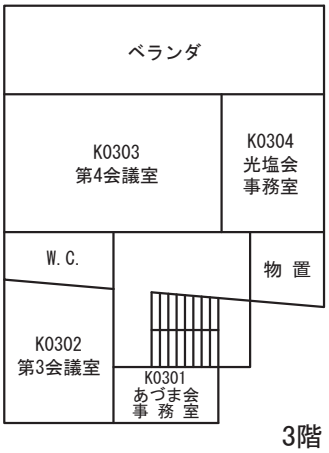

3階

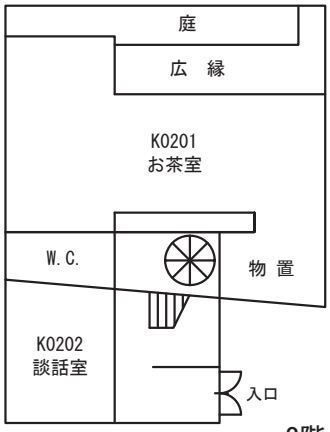

2階

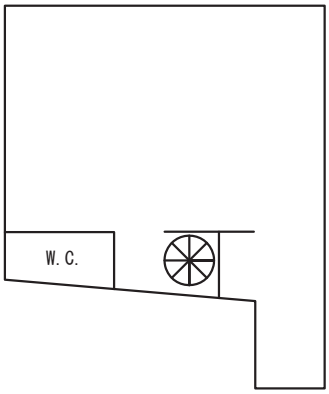

1階

体育館

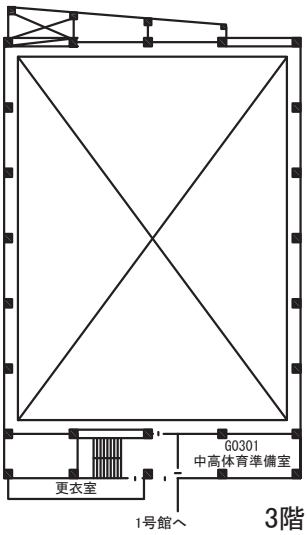

3階

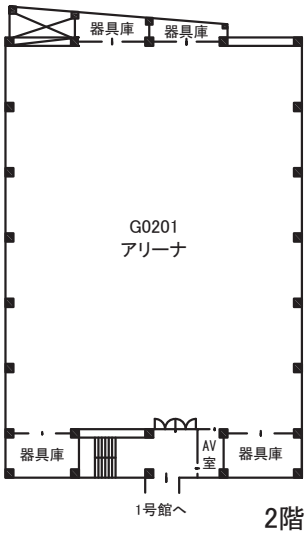

2階

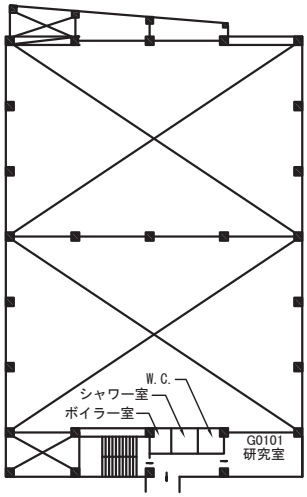

1階

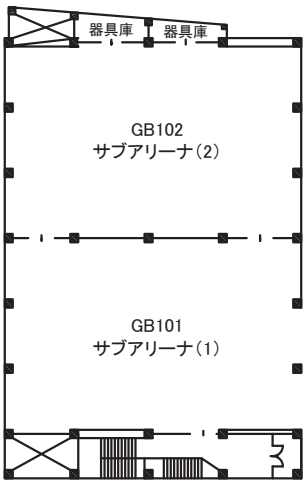

地下1階

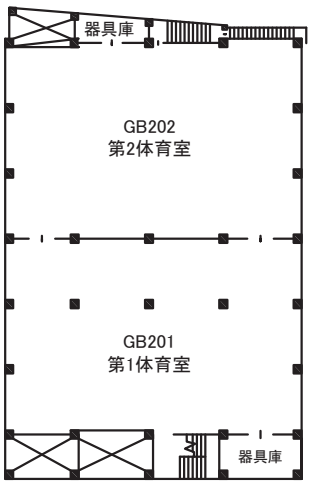

地下2階